

## 八街市教育委員会議事録

### 令和8年第2回定例会

期 日 令和8年2月25日(水)  
開会 午後 1時30分  
閉会 午後 4時03分

場 所 第1会議室

教育長及び 出席委員	教 育 長 教育長職務代理者 委 員 委 員	浅 尾 智 康 山 田 良 子 吉 田 昌 弘 伊 藤 良 子
---------------	---------------------------------	--

出席職員	教 育 部 長 教育総務課長 学校教育課長 社会教育課長 スポーツ振興課長兼スポーツプラザ所長 中央公民館長 図書館長 学校給食センター所長 郷土資料館長 教育総務課副主幹(事務局)	川 津 和 久 塚 本 廣 榑 原 岳 富 谷 のり子 宮 内 英 史 菅 沼 邦 夫 金 谷 隆 之 吉 野 輝 彦 青 柳 好 宏 五木田 英 保
------	--	--

#### 1. 教育長開会宣言

##### ○教育長

ただいまから、令和8年第2回八街市教育委員会定例会議を開会します。

近藤委員から欠席の連絡がありましたので本日の出席委員は、私を含めて4名です。

定足数に達しておりますので直ちに会議を開きます。

本日の日程は事前に配付のとおりです。

#### 2. 議事録署名人の指名

##### ○教育長

議事録署名人に山田教育長職務代理者と吉田委員を指名します。

### 3. 教育長報告

#### ○教育長

教育長報告を教育部長よりお願いします。

#### ○教育部長

資料の1ページをご覧ください。

令和8年1月22日から令和8年2月24日までの教育長が出席した行事及び動静について、主なものをご報告いたします。

はじめに、議会関係につきまして、まとめてご報告いたします。

2月9日、市議会3月定例会開会前における定例記者会見に出席しました。

2月13日、市議会議場にて、令和8年3月議会が開会し、出席しました。

本議会に提出された案件は、昨日までに発議案1件、議案26件が上程されております。

2月19日、20日、24日の3日間で一般質問が行われました。

教育委員会が直接関連する項目としましては、教職員の任用関係、こどもの安全対策、自転車の安全対策、包括的性教育の取組やジェンダー平等、外国籍児童生徒への教育支援、行事における市公式ラインの活用、幼稚園及び小学校の在り方や統合についてなどの質問がありました。

一般質問の詳細につきましては、改めてご報告いたします。

議会関係は以上となります。

引き続き、日付に沿って、主なものをご報告いたします。

1月25日、中央公民館において、新春子ども会書き初め展表彰式に出席し、教育長賞を授与しました。

総出品数は650点で、うち小学生の部365点、中学生の部65点、高校・一般の部88点でした。

また、賛助作品として、八街書道会から101点の他、市長、教育長をはじめ各小中学校の校長や千葉黎明高等学校理事長からも、計31点の作品を出品いただきました。

1月27日、市議会議場において、市及び市教育委員会の主催による、八街っ子夢議会を開催しました。

市内の全小中学校及び高等学校から、代表質問14項目、関連質問14項目、合わせて28項目の質問がありました。

議会では、八街南中学校の生徒が議長、副議長、事務局長を務め、28人の議員が執行部と真剣に議論を行い、市長、教育長、各部長は、こどもたちの意見や提案に対して丁寧に答弁しました。

1月29日、市役所において、総合教育会議に出席しました。

今回は、「八街市立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について」及び「学校の適正配置等に係る検討状況について」を議題といたしました。

委員の皆様にもご出席いただき、ありがとうございました。

1月30日、浦安市文化会館で開催された千葉県教育委員会連絡協議会第2回教育長・教育委員研修会に出席しました。

なお、山田教育長職務代理者及び近藤委員にもご出席いただき、ありがとうございました。

1月31日、スポーツプラザにおいて教育委員会主催の「八街市近隣中学校柔道大会」の開会式に出席しました。

この大会は、印旛地区のみならず、葛南、海匝、山武、長生、夷隅の各地域、千葉市などからも参加があり、男子の部は24チームが参加し、本市からは、八街中学校、八街中央中学校、八街北中学校の選手が出場し、優勝は、船橋市立葛飾中学校でした。

女子の部は18チームが参加し、本市からは、八街中学校が出場し、優勝は、船橋市立宮本中学校でした。

2月1日、中央公民館において、市及び教育委員会定例表彰式に出席しました。

教育委員会表彰では、スポーツ関係で個人23人と2団体を表彰しました。

なお、教育委員の皆様にもご出席いただき、ありがとうございました。

2月2日、八街第一幼稚園で開催されました千葉県落花生導入150周年事業豆まき会に出席しました。

毎年恒例の豆まき会ですが、今回は、落花生導入150周年を記念して千葉県が主催した行事で、八街第一幼稚園及び朝陽幼稚園の園児たちは、元気いっぱい落花生をまき、楽しい豆まき会となりました。

2月6日、中央公民館において、令和7年度青い麦の子ふれあい事業「卒業生を送る会」に出席しました。

これは、市内小中学校特別支援学級の児童生徒が集まり、卒業を祝う行事で、各校から劇や歌、ダンスやクイズなど、心のこもった発表が行われ、最後に卒業生が作文を朗読すると、会場は感動に包まれました。

2月7日、スポーツプラザにおいて開催された、「少年少女のつどい大会」に出席しました。

つどい大会には、市内の小学生40人がチームを組んでユニカールに挑戦し、競技を楽しみました。青少年相談員の皆様には、当日の受付、大会の進行、競技の審判など、大会を主体的に運営いただいたほか、参加児童に対する気さくな声かけなどで、笑い声が絶えない賑やかな行事となりました。

2月14日、中央公民館において、八街市社会教育振興大会に出席しました。

当日は、社会教育功労者表彰として個人7人と2団体が表彰されました。

また、作文発表では、「八街っ子の主張」で4人の児童生徒から、「社会を明るくする運動」では1人の生徒から朗読発表がありました。

また、記念講演では、歌手の木山裕策氏を講師にお迎えし、「ガンが教えて

くれたこと～自分に向き合って見つけた夢～」と題して記念講演とミニコンサートが行われ、参加者は275人でした。

なお、山田教育長職務代理者及び吉田委員にもご出席いただき、ありがとうございました。

2月15日、八街中央中学校で開催されました総合防災訓練を視察しました。

当日は、千葉県北西部直下型地震を想定した訓練が行われ、避難所の開設・運営訓練や給食支援訓練など、一般市民も実際に体験しながらの訓練が行われました。

また、八街中央中学校からも29人の生徒が参加し、避難所の開設・運営訓練として、ダンボールパーテーションやダンボールベッドの展示・体験コーナーで活躍していました。

2月17日、市役所において、特別支援を必要とする新入学児童の保護者向け説明会「未来への架け橋を渡ろう」に出席しました。

この事業は、今回初めて開催したもので、18人の出席がありました。保護者の皆さんは、特別支援教育の内容や手続きについての説明を真剣に聞き、質疑応答では、小学校入学に向けての不安や心配に思うことなどの質問があり、指導主事から丁寧に回答しました。

2月18日、市議会文教福祉常任委員会による二州小学校沖分校及び本校の視察に随行しました。

視察では、学校から学校概要や教育方針の説明があったほか、実際に授業を参観し、施設の整備状況や、両校における授業の違いなどを確認いただきました。

そのほかの行事につきましては、書面をもって報告させていただきます。

○教育長

ただいまの報告に対して、質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

#### 4. 前回議事録の承認について

○教育長

続いて、議事録の承認についてお諮りします。

前回1月22日に開催しました第1回教育委員会定例会の議事録の写しをお手元にお配りしましたが、内容について、ご異議ありませんか。

<異議なし>

異議なしと認め、当該議事録につきまして、後ほど議事録署名人からの署名を頂戴したいと思います。

#### 5. 議題

○教育長

本日の議題を宣告します。

本日の案件は議案第1号から議案第7号までの議案7件、第1号報告から第3号報告の報告議案3件及び報告1件です。

はじめに、議案第1号、八街市教育委員会公告式規則の一部改正について事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第1号八街市教育委員会公告式規則の一部改正についてご説明いたします。

資料については定例会資料の3ページ及び議案第1号参考資料となります。

これは、令和8年4月1日から、八街市公告式条例が改正となり、条例、規則等の公布は、従前の市役所の掲示場に掲示する方法の他、市のホームページに掲載するとともに、市役所に設置するパソコン画面に表示して掲示する方法を選択肢として追加し、これにより押印の取り扱いについて、掲示場に掲示する文書には押印し公布するものとして併せて改められました。

このことから、八街市教育委員会公告式規則においても、八街市公告式条例と同様の取り扱いとし改正を行うものです。

改正内容については、議案第1号参考資料、新旧対照表1ページにてご説明いたします。

八街市教育委員会公告式規則第2条第1項第3号で、改正前の「教育長名を記入し押印したものを」公布しておりましたが、改正後は「教育長名を記入し公布するものとする。

ただし、八街市公告式条例第2条第2項第2号の規定を準用して公表を行うときは、同号の規定により掲示場に掲示する文書には教育長印を押印し公布するものです。」

また、同4号で「規則等の公布は、八街市公告式条例第2条第2項の規定を準用する」ものとします。

なお、この規則の施行期日は、令和8年4月1日としております。

以上で、議案第1号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

以上で説明を終了します。

ご審議のほど、よろしく願いいたします。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

私から規則等の改正後の広告手続について、市長部局と同様の方法とする改正でということ、よろしですか。

○教育総務課長

そのとおりです。

○教育長

他にご質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

他に質疑がなければ、議案第1号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○教育長

異議なしと認め、議案第1号について可決することに決定しました。

続きまして、議案第2号、八街市教育委員会行政組織規則の一部改正について事務局の説明をお願いします。

○社会教育課長

議案第2号、八街市教育委員会行政組織規則の一部改正についてご説明します。

資料については定例会資料の4ページ及び議案参考資料の6ページとなります。

これは、令和7年度八街市行財政改革推進本部会議において令和8年4月1日を改編時期とする新たな組織体制が決定されたことに伴う組織改編に係る改正となります。

教育委員会におきましては、社会教育課とスポーツ振興課を統合し生涯学習課とし、生涯学習課内にスポーツ振興室を新たに設置しようとするものであり、それに伴う所要の補正等を加えるものです。

以上で説明を終了します。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

私から、なぜこのような組織改正を行う必要があるのでしょうか。

○社会教育課長

事務の重複化を解消し連携強化を図り、職員の柔軟な対応が可能となることで、繁忙期に対応した事務が向上すると考え統合するものです。

○教育長

スポーツや文化の関連行事の連携を強化し、各事業の充実を図ることができるといえることですね。

職員の配置は、どうなるのでしょうか。

○社会教育課長

スポーツ振興室は、スポーツプラザ内で事務を行い、その他の職員については、社会教育課において事務を行うこととなります。

○教育長

他にご質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

他に質疑がなければ、議案第 2 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〈異議なし〉

○教育長

異議なしと認め、議案第 2 号について可決することに決定しました。

続きまして、議案第 3 号、八街市教育委員会事務決裁規程の一部改正について事務局の説明をお願いします。

○社会教育課長

議案第 3 号、八街市教育委員会事務決裁規程の一部改正についてご説明します。

資料については定例会資料の 7 ページ及び議案参考資料の 28 ページとなります。

これは、令和 7 年度八街市行財政改革推進本部会議において令和 8 年 4 月 1 日を改編時期とする新たな組織体制が決定されたことに伴う組織改編に係る改正となります。

内容としましては、社会教育課とスポーツ振興課を統合し、生涯学習課とすることから事務決裁規程に係る所要の補正を加えるものです。

以上で議案第 3 号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

〈質疑なし〉

○教育長

特に質疑がなければ、議案第 3 号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

〈異議なし〉

○教育長

異議なしと認め、議案第 3 号について可決することに決定しました。

続きまして、議案第 4 号、八街市教育委員会文書規程の一部改正について事務局の説明をお願いします。

○社会教育課長

議案第 4 号、八街市教育委員会文書規程の一部改正についてご説明します。

資料については定例会資料の 8 ページ及び議案参考資料の 42 ページとなります。

これは、令和7年度八街市行財政改革推進本部会議において令和8年4月1日を改編時期とする新たな組織体制が決定されたことに伴う組織改編に係る改正となります。

内容としましては、社会教育課とスポーツ振興課を統合し生涯学習課とすることから文書番号に係る所要の補正を加えるものです。

以上で議案第4号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

○教育長

特に質疑がなければ、議案第4号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○教育長

異議なしと認め、議案第4号について可決することに決定しました。

続きまして、議案第5号、八街市立幼稚園管理規則の一部改正について事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

議案第5号、八街市立幼稚園管理規則の一部を改正する規則についてご説明いたします。

議案資料の10ページ及び議案参考資料の53ページ新旧対照表から78ページをご覧ください。

この改正は、八街市立幼稚園において、園長を補佐し、園長の職務を代理できる「副園長」を新たに置くことができるようにするため、八街市立幼稚園管理規則第3条の一部を改正するものです。

併せまして、八街市立川上幼稚園の閉園に伴い、八街市立幼稚園管理規則第16条の表中「八街市立川上幼稚園」の項を削るものです。

この規則は、令和8年4月1日から施行します。

以上で説明を終わります。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

○山田教育長職務代理者

副園長を新たに設置する理由を教えてください。

○学校教育課長

元々3園あった幼稚園を第一幼稚園に集約することとなり、職員が増え組織も大きくなりますので業務を明確にするため、新たに副園長を新設し、業務の円滑化を目的とするものです。

○教育長

他にご質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

他に質疑がなければ、議案第5号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○教育長

異議なしと認め、議案第5号について可決することに決定しました。

続きまして、議案第6号、八街市教育委員会公印管理規程の一部改正について事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

議案第6号、八街市教育委員会公印管理規程の一部改正についてご説明いたします。

資料については定例会資料の11ページとなります。

これは、八街市立川上幼稚園が令和8年3月31日で閉園することに伴い、八街市教育委員会公印管理規程別表第1及び別表第2中の八街市立川上幼稚園長之印及び八街市立川上幼稚園之印を削るための改正を行うものです。

なお、議案参考資料は、79ページから97ページとなります。

以上で議案第6号の説明を終わります。

ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

確認ですが、改正後川上幼稚園の公印は、どのように管理されるのでしょうか。

○教育総務課長

令和8年4月1日以降、教育総務課で管理いたします。

廃止から5年経過後廃棄処分となります。

○教育長

他にご質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

他に質疑がなければ、議案第6号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○教育長

異議なしと認め、議案第6号について可決することに決定しました。

続きまして、議案第7号、八街市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部改正について事務局の説明をお願いします。

○スポーツ振興課長

続きまして、議案第7号、八街市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一部改正について、ご説明いたします。

議案資料の12ページから14ページ及び議案第7号参考資料をご覧ください。

財政健全化に向け、受益者負担の適正化や物価高騰の影響により施設管理費が増加傾向にあることから、引き続き施設を適正に管理する観点から、令和8年10月から市立小学校及び中学校の施設開放事業に係る施設の照明設備の使用に当たり実費相当額の電気料徴収を行うため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点は、市立小学校及び中学校の施設（体育館・武道場）においては、市の社会体育の普及並びに市民のスポーツ活動の場を提供することを目的に「学校教育に支障のない範囲で」、市内の小・中学校の体育館、武道場、校庭を開放しておりました。

体育館及び武道場の電気料につきましては、今まで徴収はしておりませんが、持続可能な運営を確保する観点から、体育館、武道場の規模や利用団体の構成等を踏まえ、平均的な電気料金を一律に徴収する方式よりも、実際の使用量に応じた実費相当額の電気料を徴収する方法が最も公平かつ適切であると判断しました。

このため、電気料金については、各学校毎に施設規模が異なるため、別表第2のとおり、学校毎に照明の種類（LED等）、設置個数、消費電力から1時間当たりの電気使用料を各学校毎に算出し、利用団体からの使用実績報告に基づき1ヶ月分の使用時間を算出し、乗じた額を新たに照明電気料として徴収を行うため改正するものでございます。

施行期日は令和8年10月1日でございます。

以上で議案第7号、八街市立小学校及び中学校の施設開放に関する規則の一

部改正についての説明を終了させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長

ただいまの事務局の説明に対し、ご質問等がありましたらお願いします。

私から、1時間当たりの照明設備の使用料とのことですが、使用時間の確認方法はどのように行うのですか。

○スポーツ振興課長

使用団体の利用報告書により確認します。

○伊藤委員

市内の方も市外の方も、またスポーツ少年団等で使用料に違いは、あるのでしょうか。

○スポーツ振興課長

学校開放事業の利用団体は利用条件がありますので、料金の設定に違いはありません。

また、スポーツ少年団等は免除を行っています。

○教育長

施行期日は、10月1日からですが、今利用している団体の方々には、どのように周知をされているのですか。

○スポーツ振興課長

学校開放事業の利用団体には来月説明会を行います。

また、窓口においても周知を図ってまいります。

○教育長

他にご質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

他に質疑がなければ、議案第7号につきまして、原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

<異議なし>

○教育長

異議なしと認め、議案第7号について可決することに決定しました。

続きまして、第1号報告、令和7年度八街市一般会計教育費予算の補正について事務局の説明をお願いします。

○教育総務課長

第1号報告、令和7年度八街市一般会計教育費予算の補正につきまして、ご説明いたします。

定例会資料の15ページをご覧ください。

第1号報告、令和7年度八街市一般会計教育費予算の補正にきましては、本来、教育委員会議において、ご審議いただく事項であります。会議を招集する時間的余裕がないため、八街市教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により市長に意見を申し出たので、同条第2項の規定により報告するものです。

詳細については、別冊の資料に沿って説明いたします。

はじめに第1号報告別冊1 令和7年度八街市一般会計教育費予算(第10号)をご覧ください。

この補正予算は、受注生産である階段昇降車の購入に伴い、令和7年度中に契約を行うため債務負担行為の補正について計上するものです。

2ページをご覧ください。

83番、階段昇降車の購入期間は令和7年度から令和8年度で限度額は、424万8千円となります。

この階段昇降車の購入については、令和8年度に八街東小学校で車椅子を使用する新1年生児童の入学を予定しております。

しかしながら、八街東小学校には、階段を昇降する設備が不足しているため、早期に対応できる階段昇降車の導入を行ない対応しようとするものです。

今回購入を検討している階段昇降車は、受注生産品であり契約から納品まで相当の時間を要することから、早期に契約を行い、早急な設置を目指すため債務負担行為を設定するものです。

なお、今回購入を予定している階段昇降車につきましては、当該児童とその保護者、また専門家をまじえて、実際に試乗し安全性を検証するとともに、補助者として取り扱う職員への操作方法等の説明を受けております。

これにより児童及び保護者も安全に使用できると確認しております。

続きまして「令和7年度八街市一般会計補正予算(第11号)【教育費抜粋】」についてご説明いたします。

資料は第1号報告別冊2となります。

この補正予算は、令和8年3月定例議会に議案として提出した一般会計教育費予算のうち、歳入については教育費国庫補助金及び市債、歳出については、小中学校及び中学校の施設改修工事等、その他、各事業費等の確定に伴う減額等について、所要の補正を行うものです。

○学校教育課長

始めに、第1表 歳入歳出予算補正のうち、歳入についてご説明いたします。

補正予算書の13ページをご覧ください。

16款国庫支出金、2項国庫補助金、5目教育費国庫補助金につきましては、補正前の額に4千592万8千円を増額し、補正後の額を5千401万4千円

にしようとするものです。

1 節小学校費補助金 2 千 2 1 8 万 2 千円の増額は、就学援助費補助金 1 万 1 千円の減につきましては、対象者の人数が確定したためです。

特別支援教育就学奨励費補助金 1 3 7 万 3 千円の減につきましては、国の補助金の額が確定したためです。

○教育総務課長

学校施設環境改善交付金 2 千 3 5 6 万 6 千円の増は実住小学校の照明等 L E D 化工事に伴う国からの補助金となります。

○学校教育課長

続きまして、2 節中学校費補助金 2 千 3 7 4 万 6 千円の増額は、就学援助費補助金 6 万円の減につきましては、対象者の人数が確定したためです。

特別支援教育就学奨励費補助金 2 4 万円の増につきましては、国の補助金の額が確定したためです。

○教育総務課長

学校施設環境改善交付金 2 千 3 5 6 万 6 千円の増は、八街中学校の照明等 L E D 化工事に伴う国からの補助金となります。

○学校教育課長

続きまして、1 5 ページをご覧ください。

1 9 款寄附金、1 項寄附金、1 目寄附金につきましては、補正前の額に 1 9 8 万円を増額し、補正後の額を 1 億 1 千 8 2 5 万 3 千円にしようとするものです。

4 節教育費寄附金 1 0 万円の増は、学習機会支援寄附金で、市内の事業者からの寄附金です。

○教育総務課長

続きまして、1 6 ページ 1 7 ページをご覧ください。

2 3 款市債 1 項市債 7 目教育債につきましては補正前の額に 1 億 5 千 6 5 0 万を増額し、補正後の額を 3 億 3 6 0 万円にしようとするものです。

1 節小学校債、7 千 6 0 0 万円の増額は、小学校施設整備事業、2 節中学校債、8 千 7 5 0 万円の増額は、中学校施設整備事業、3 節社会教育債、7 0 0 万円の減額は、中央公民館施設整備事業となり、いずれも詳細は歳出の項目で説明いたします。

続きまして、歳出について、ご説明いたします。

補正予算書の 5 ページをご覧ください。

9 款、教育費につきましては、補正前の額に 1 億 9 千 9 5 8 万 1 千円を増額

し、補正後の額を27億3千714万5千円にしようとするものです。

つづいて、概要を事項別明細書で、ご説明いたします。

○学校教育課長

補正予算書31ページをご覧ください。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費につきましては、補正前の額から3万1千円を減額し、補正後の額を7千581万1千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

教育指導諸費3万1千円の減額は、18節負担金補助及び交付金で、市内教頭先生が前年度より1名減となったため小中学校教頭会負担金の減額です。

○教育総務課長

同じく31ページ2項小学校費、1目学校管理費につきましては、補正前の額に147万8千円を増額し、補正後の額を1億7千478万8千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

小学校管理諸費147万8千円を増額は、10節需用費で、小学校の電気代の支出見込額に基づき、不足が見込まれる光熱水費を増額するものです。

○学校教育課長

2目教育振興費につきましては、補正前の額から394万6千円を減額し、補正後の額を2億7千793万8千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

小学校教育振興費399万6千円の減額は、12節委託料プール授業支援業務で、今年度のプール授業が終了したことに伴い、参加児童数が確定したことによるものです。

13節使用料及び賃借料は、小学校9校の陸上競技大会及び社会科見学等に伴う自動車借上料の支出見込額の確定によるものです。

小学校教材備品等購入費5万円の増額は、児童の学習に係る教材備品で、歳入でも説明したとおり、市内事業者からの寄付によるものです。

○教育総務課長

続きまして、3目学校建設費につきましては、補正前の額に9千965万2千円を増額し、補正後の額を1億198万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

小学校施設改修事業費9千965万2千円を増額は、国からの交付金事業が追加募集されたことから、この交付金を活用し、令和8年度で予定していた、

実住小学校照明等LED化工事を前倒しで行うもので、需用費として事務費の消耗品費23万4千円、工事請負費として、9千941万8千円を増額するもので、財源の内訳は、歳入でも説明しましたが、国からの補助金2千356万6千円、市債として7千600万円、一般財源8万6千円となります。

続きまして、3項中学校費、1目学校管理費につきましては、補正前の額に41万5千円を増額し、補正後の額を9千186万4千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

中学校管理諸費41万5千円の増額は、10節需用費で、中学校の電気代の支出見込額に基づき、不足が見込まれる光熱水費を増額するものです。

○学校教育課長

続きまして、2目教育振興費につきまして、補正前の額から258万9千円を減額し、補正後の額を1億6千471万1千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

中学校教育振興費263万9千円の減額は、12節委託料プール授業支援業務における今年度のプール授業が終了したことに伴い、参加生徒数が確定したことによるものです。

13節使用料及び賃借料の減額は、4中学校の郡市音楽発表会及び中学校区の特別支援研究部による学習会等に伴う自動車借上料の支出見込額の確定額によるものです。

中学校教材備品等購入費5万円の増額は、生徒の学習に係る教材備品で、歳入でも説明したとおり、市内事業者からの寄付によるものです。

○教育総務課長

続きまして、3目学校建設費につきましては、補正前の額に1億1千111万4千円を増額し、補正後の額を1億1千406万2千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

中学校施設改修事業費1億1千111万4千円の増額は、国からの交付金事業が追加募集されたことから、この交付金を活用し、令和8年度で予定していた、八街中学校照明等LED化工事を前倒しで行うもので、需用費として事務費の消耗品費23万4千円、工事請負費として、1億1千111万4千円を増額するもので、財源の内訳は、歳入でも説明しましたが、国からの補助金2千356万6千円、市債として8千750万円、一般財源4万8千円となります。

○中央公民館長

続きまして、5項社会教育費2目公民館費についてご説明いたします。

補正前の額から645万7千円を減額し、補正後の額を1億265万7千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

中央公民館管理運営費36万4千円の増額につきましては、10節需用費のうち光熱水費の増額で、近年のエネルギー価格、物価高騰の影響により予算の不足が見込まれることによる増額補正でございます。

中央公民館整備事業費682万1千円の減額につきましては、12節委託料15万4千円の減額で、大会議室天井等改修工事監理業務の額の確定によるものです。

次に、14節工事請負費666万7千円の減額で、大会議室天井等改修工事の事業費が確定したことによるものです。

#### ○学校給食センター所長

続きまして、補正予算書33ページをご覧ください。

5目 学校給食費について、説明いたします。

5目 学校給食費は、補正前の額に、143万1千円を増額し、補正後の額を6億1千963万9千円にしようとするものです。

説明欄をご覧ください。

調理場給食事業費143万1千円の増額は、10節需用費、燃料費及び光熱水費を増額しようとするもので、年度当初よりも、A重油、電気料金が高騰しているため、予算の不足が見込まれることから、不足分を増額補正するものです。

#### ○教育総務課長

補正予算書の6ページをご覧ください。

第2表 繰越明許費補正 1追加についてご説明いたします。

9款教育費、2項小学校費、小学校施設改修事業費9千965万2千円同じく3項中学校費、中学校施設改修事業費1億1千111万4千円につきましては、今回の歳出予算で増額補正しました、実住小学校及び八街中学校の照明等LED化工事に係る事業費について、年度内に事業完了が見込めないため、繰り越しするものでございます。

#### ○スポーツ振興課長

続きまして、補正予算書の7ページをご覧ください。

第3表 債務負担行為補正1追加、84番スポーツプラザ体育館警備業務につきましては、年度間の継続性を維持し、4月当初からの契約が必要なことから、債務負担行為を設定するものです。

期間は、令和7年度から令和8年度まで、限度額を26万4千円とするものです。

この業務は、スポーツプラザにおける機械警備を行うものです。

○教育総務課長

第4表地方債補正1変更についてご説明いたします。

補正予算書の8ページをご覧ください。

小学校施設整備事業は、実住小学校照明等LED化工事に伴い、補正前の額に7千600万円を増額し、限度額を1億4千700万円にするものです。

次に、中学校施設整備事業は、八街中学校照明等LED化工事に伴い補正前の額から8千750万円を増額し、限度額を1億1千500万円にするものです。

次に、中央公民館施設整備事業は、中央公民館の大会議室天井等改修工事の完了に伴い補正前の額から700万円減額し、限度額を3千540万円にするものです。

なお、起債の方法、利率及び償還の方法については、補正前と同じです。

以上で第1号報告、令和7年度八街市一般会計教育費予算の補正について報告いたします。

○教育長

ただいまの報告に対して質問等がありましたらお願いします。

私から、この階段昇降車とはどのような機械なのでしょう。

○教育総務課長

今回購入を予定している階段昇降車は、車椅子に乗ったまま階段を上り下りでき電動で動くキャタピラ式の機械でキャタピラ式の台が階段に沿って移動し操作は補助者が行うものです。

○教育長

他に質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

○教育長

それでは、第1号報告を終わります。

続きまして、第2号報告、令和8年度八街市一般会計教育費予算についてを議題とします。

○教育総務課長

第2号報告「令和8年度八街市一般会計教育費予算について」ご説明いたします。

定例会資料の16ページをご覧ください。

第2号報告、令和8年度八街市一般会計教育費予算につきましては、本来、教育委員会議において、ご審議いただく事項であります。会議を招集する時間的余裕がないため、八街市教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により市長に意見を申し出たので、同条第2項の規定

により報告するものです。

詳細については、別冊の第2号報告資料（縦）の「令和8年度当初予算要求に係る主要事業について」と第2号報告資料（横）令和8年度八街市予算書【教育費抜粋】資料に沿って説明いたします。

それでは予算書【教育費抜粋】47ページをご覧ください。

歳出9款教育費の予算額は、26億5千763万2千円で、前年度比9千367万9千円、約3.7%の増となっております。

続いて、各課ごとに別冊の第2号報告資料（縦）の「令和7年度当初予算要求に係る主要事業について」に基づきご説明いたします。

資料の1ページをご覧ください。

はじめに教育総務課からご説明いたします。

【現状】につきましては、経常的な事業の予算は、必要最小限の予算編成となっている中で、適正に予算執行を行っております。

また、教育施設の工事等に関する事業は、計画的に整備を行っておりますが、突発的かつ緊急性の高い工事等が発生し、予算が不足する場合には、予算の流用等により対応しております。

【課題】につきましては、増加傾向にある教育施設の維持管理や、老朽化対策、環境改善対策等に対する事業費については、令和7年3月に改定した八街市教育施設長寿命化計画に基づき、計画的・継続的に予算を要求する必要があります。

また、今年度実施した学校の在り方地域懇談会の意見等を踏まえ、八街市立学校の適正配置等検討委員会を設置し、本市の将来を展望した学校の在り方について、幅広い見地から検討し、方向性を見出すため、今後の配置計画の策定及び教育環境整備の進め方、規模の特性を生かした教育活動の在り方等の議論を進めてまいります。

令和8年度の主要事業等の概要については、経常的な事業の予算は、必要最小限の予算を要求しており、主要事業は以下のとおりで、主なものについて2号報告別冊 令和8年度八街市予算書【教育費抜粋】にて説明いたします。

それでは予算書（教育費抜粋）の180ページをご覧ください。

教育委員会事務局諸費118万7千円のうち、7節報償費につきましては、「八街市立学校の適正配置等検討委員会」委員に対する謝礼として65万円を新たに計上しております。

この検討委員会につきましては、本市の児童生徒数の減少を踏まえ、本年度、中学校区単位の規模で地区別懇談会を実施し、今後予想される課題や、望ましい教育環境等について意見交換を行いました。引き続き教育環境の在り方等について検討する必要があることから、検討委員会を設置し、教育関係者や保護者、地域の方々から意見を伺い検討していくものとしております。

予算書の184から185ページをご覧ください。

小学校施設維持管理費 4千888万6千円の内185ページ、17節備品購入費につきましては、階段昇降車の購入費として、424万8千円を新たに計上しております。

なお、今回購入を予定している階段昇降車は、第1号報告で説明したとおり、令和7年度八街市一般会計教育費予算（第10号）で債務負担行為の設定について補正予算の計上を申し出ております。

予算書の185から186ページとなります。

小学校施設整備事業費3千945万1千円は、14節工事請負費で、主な事業は、186ページ小学校施設整備工事の3千345万1千円となります。

この工事の内訳は二州小学校体育館屋根改修工事、川上小学校期中開閉器更新工事、川上小学校井戸ポンプ更新工事、小学校消防用設備不良点検工事を予定しております。

次に、188ページをご覧ください。

小学校施設改修事業費519万2千円は、令和9年度に工事を予定している「八街東小学校照明等LED化工事」の実施設計業務委託料となります。

次に、190ページをご覧ください。

中学校施設整備事業費 870万8千円は、14節工事請負費で、主な事業は、中学校施設整備工事の470万8千円として、内容は ・八街中学校火災報知器更新工事となります。

次に、192ページをご覧ください。

中学校施設改修事業費 552万4千円は、令和9年度に工事を予定している「八街中央中学校照明等LED化工事」の実施設計業務委託料となります。

以上で、教育総務課の説明を終わります。

#### ○学校教育課長

続きまして、学校教育課より説明いたします。

資料の2ページをご覧ください。

【現状】につきましては、予算を編成するに当たり、市の財政状況を鑑み、必要最小限としており、適正に予算執行をしています。

【課題】につきましては、不登校児童生徒に対して、手厚い支援が必要であるため、将来的に教育支援センターや会計年度任用職員の配置等については、より充実を図る必要があります。

日本スポーツ振興センター災害共済掛金については、法律の規定に基づき、一部を保護者から徴収することとします。負担割合は、児童生徒が4割、幼稚園児が6割とし、要保護・準要保護児童生徒は免除します。

令和8年度の主要事業等の概要については、令和7年度当初比3千55万9千円減の5億5千53万5千円を歳出予算要求しました。

主なものについては、2号報告別冊 令和8年度八街市予算書にて説明いたします。

予算書の183ページをご覧ください。

通学路安全対策事業費2千433万9千円については、朝陽小学校において、心のケアを目的にスクールバス運行を継続します。合わせて、発着所に警備員を配置し、道路横断時等における児童生徒の安全確保を徹底します。また、二州小学校において、児童の安全確保を図るため、スクールバス運行を継続します。

186ページ、190ページをご覧ください。

小学校教育振興費2億5千221万3千円及び中学校教育振興費1億3千508万円については、12節委託料のプール授業支援業務で、水泳授業を民間業者に委託することで、天候に左右されない安定した授業ができること、教職員の授業業務が削減され、働き方改革にも繋がることから継続します。中学校の水泳授業は、全4校の1・2学年を対象に実施いたします。

187ページ、191ページをご覧ください。

小・中学校の教材備品等購入費及び理科教育振興用備品購入費については、小・中学校の教育振興費消耗品費の一部を振り替え、増額いたしました。

192ページをご覧ください。

中学校地域部活動推進事業費については、令和7年度に展開していた野球、陸上、剣道、演劇各部に、柔道、卓球、男子バレー、吹奏楽各部が新たに参加する予定です。令和8年度は、国の部活動改革実行期間初年度であり、受益者負担金の徴収と合わせて、国及び県の財政支援を受けて、体制を構築します。

なお、要保護・準要保護生徒の受益者負担金は、中学校生徒援助奨励費において扶助いたします。

以上で学校教育課の説明を終わります。

#### ○社会教育課長

次に、社会教育課の当初予算要求についてご説明いたします。

第2号報告資料の3ページをご覧ください。

【現状】につきましては、経常的事業の予算は必要最小限の予算の中で適正に執行しております。

放課後子ども教室の運営につきましては、県補助金を活用しております。また、史跡整備事業の野馬捕込跡土手整備につきましては、整備計画に基づき実施しております。

【課題】につきましては、各事業への参加者数がコロナ禍前の水準に回復しておりませんので、社会教育団体などの関係団体と更なる連携を図る必要がございます。

また、来年度、社会教育振興大会講師料の確保が見込めないため、大会内容について社会教育委員と連携を図り見直す必要がございます。

文化財保護においては、文化財指定後の史跡整備などは国県の補助対象事業

となりませんが、長期・継続的に実施する必要があると考えております。

次に、8年度予算を事業費ごとに説明いたします。

予算書の195から196ページをご覧ください。

195ページ下段になります。

社会教育振興費89万4千円は、前年度と比較して31万2千円の減となっております。

社会教育振興大会講師派遣手数料や、課で管理する公用車が車検のない年度になりますので、車検費用の減などによるものです。

次に予算書の196から197ページになります。

青少年健全育成費475万5千円は、前年度と比較して93万8千円の減となっております。

放課後子ども教室指導員謝礼39万8千円の減は令和7年度の事業実績による減、前年度計上の青少年相談員活動着購入費42万1千円の減などによるものです。

次に予算書197ページ中段をご覧ください。

芸術文化推進費71万2千円は、前年度と比較して4万2千円の増となっております。

消耗品や市民音楽祭自動車賃借料の物価高騰による増となっております。

次に、同ページ下段から198ページをご覧ください。

文化財保護費218万4千円は、前年度と比較して12万4千円の増となっております。

市の指定文化財の新規指定に向けた調査等謝礼、物価高騰や社会的需要の変化による文化財関係委託料の増などによるものです。

以上で社会教育課の説明を終わります。

#### ○スポーツ振興課長

続きまして、スポーツ振興課についてご説明いたします。

第2号報告資料「令和8年度当初予算要求に係る主要事業等について」の4ページとなります。

はじめに、【現状】と【課題】をご説明いたします。

現状としましては、経常的予算は、必要最小限の予算編成となっており、計画的な予算執行を行う必要があります。

また、社会体育施設については、市営運動場6施設、キャンプ場等の管理、運営を行っておりますが、各施設共に老朽化による劣化が進んでいるため計画的な整備が必要と考えております。

課題としましては、グラウンド等の通常の維持管理の他、老朽化に伴う各施設の修繕、改修が必要であるため計画的、継続的に予算要求を行うほか、今後においては、市の財政状況や人口減少による施設利用者の減少を考慮しながら、各施設の在り方について検討する必要があると考えております。

それでは、第2号報告別冊「令和8年度八街市予算書（教育費抜粋）」の205ページをご覧ください。

9款教育費6項保健体育費1目保健体育総務費は、前年度比2千466万1千円の減となっております。

人件費を除く主な要因は、207ページの体育振興費において、事務事業の見直しにより、18節負担金補助及び交付金が、247万1千円となり、前年度比800万円の減となっております。

これは、小出義雄杯八街落花生マラソン大会補助金の見直し（削減）に伴うものです。

なお、247万1千円の内訳といたしましては、市スポーツ協会活動補助金が22万5千円、市スポーツ少年団活動補助金が40万5千円ママさんバレーボール連盟活動補助金が4万1千円となります。

続いて、209ページ、3目 体育施設費は、前年度比818万3千円の増となっております。

主な要因は、体育施設維持管理費において、10節需用費の光熱水費が、市営グラウンドの夜間貸出し及び夜間照明休止に伴い高圧受変電設備から低圧受電設備に変更したことにより、345万1千円の減となりましたが、体育施設整備事業費において、夜間照明休止に伴い、照明鉄塔上部の照明器具を撤去するため、14節工事請負費において、1千234万2千円を計上したものとなります。

以上でスポーツ振興課の令和8年度八街市一般会計教育費予算についての説明を終わらせていただきます。

#### ○中央公民館長

続きまして、第2号報告資料「令和8年度当初予算要求に係る主要事業等について」の5ページをご覧ください。

始めに、中央公民館の現状につきましては、経常的な事業の予算は、必要最小限の予算編成となっており、適正に予算執行を行っております。

また、施設工事等に関する事業は、計画的に整備を行いたいのですが、予算の確保が難しい現状であります。

なお、施設及び設備の老朽化が著しく、突発的かつ緊急性の高い修繕・工事により予算不足が生じることがあり、流用等により対応しております。

次に、課題につきましては、生涯学習の場を提供し、教育文化活動を展開するのは公民館の重要な役割であることから、市民のニーズや時代にあった主催事業を展開していく必要があります。

また、施設の維持管理、老朽化対策等に係る事業費が増加傾向にあり、財源不足による経費削減を余儀なくされていますが、今後も各種計画に基づいて継続的に予算要求していく必要があります。

次に、予算書199ページから201ページとなります。

中央公民館管理運営費は、前年度と比較して30万5千円の増となっております。

中央公民館の維持管理に伴う12節、委託料のうち、清掃業務31万6千円の増、夜間監理業務23万9千円の増などによるものです。

次に予算書201ページをご覧ください。

中央公民館整備事業費は、前年度と比較して4千154万円の減となっております。

14節工事請負費で大会議室天井等改修工事4千89万8千円の減などによるものです。なお、令和8年度は、枠外要求で消防用設備感知器改修工事を予定しております。

以上で中央公民館の説明を終わります。

#### ○図書館長

それでは、図書館の当初予算要求についてご説明いたします。

第2号報告資料の6ページをご覧ください。

はじめに、現状につきましては、図書館の利用状況は前年と同水準であります。人口減少、娯楽の多様化などの社会情勢により伸び悩んでおります。

また、実務を担う職員数の減少により職員の負担は増しておりますが、利用者サービスの質を維持できるように努めております。

施設の維持管理については、総合計画や教育施設長寿命化計画等に基づき、計画的に改修を行っております。令和7年度は、消防用設備（誘導灯ランプ）の修繕、定刻消灯 EE スイッチ取替修繕及び幼児用水飲み器修繕をおこないましたが、施設の老朽化が進んでおり、修繕箇所が多くなっております。

課題といたしましては、資料費を大きく削減されて2年目であり、限られた予算、限られた人員で、第2次八街市子どもの読書活動推進計画における目標及び教育振興基本計画での目標を達成するための工夫が求められております。

また、令和8年度いっぱいまで中止となる移動図書館車巡回にかわる遠隔地サービスの検討及び老朽化した図書館施設の改修などがあげられます。

続きまして、予算書201ページから203ページとなります。

202ページ、3目図書館費のうち図書館管理運営費は、前年度と比較して306万2千円の減となっております。

主な減額の要因は、予算書203ページの13節使用料及び賃借料図書館システムリース延長に伴う賃借料249万円の減などによるものです。

続きまして、203ページ下段図書館整備事業費、276万円は、14節工事請負費で老朽化により雨漏りが発生している図書館屋根等改修工事を行うものです。

以上で図書館の説明を終わります。

#### ○郷土資料館長

次に郷土資料館予算についてご説明します。第2号報告資料7ページをご覧ください。

郷土資料館の【現状】につきましては、経常的な事業の予算は、必要最小限

の予算編成となっており、適正に予算の執行を行っているところです。

郷土資料館管理業務については、令和3年度から引き続き、中央公民館2階の公会議室にて展示業務を行っております。

また、市史編さん業務では『八街市史 資料編 近世三』の刊行を令和10年度に繰り下げ、調査日程や予算等を再調整し、業務に取り組んでいるところです。

【課題】につきましては、令和3年度に設置された「八街市郷土資料館の在り方等庁内検討会議」において、検討中である「必要な設備を備えた郷土資料館を適した立地に整備する」ことが喫緊の課題となっております。

次年度の事業等概要となりますが、予算書につきましては204ページとなります。

郷土資料館管理運営費115万1千円は前年度と比較して4万7千円の減となっております。

これは10節需用費印刷製本費のうち、郷土資料館収蔵フィルムのデジタル化に係る費用4万7千円の減によるものです。

次に予算書204ページ、205ページ市史編さん費267万5千円は前年と比較して5万円の減となっております。

これは、10節需用費のうち古文書上製本に係る印刷製本費、4万3千円を減額したことに加え、「八街市史 資料編 近世三」の編さん作業において、調査の進捗により、7節報償費のうち、専門委員と協力委員の調査日数を組み替えたことで7千円が減額となったことによるものです。

郷土資料館の説明につきましては以上となります。

○スポーツプラザ所長

続きまして、スポーツプラザについてご説明します。

第2号報告資料「令和8年度当初予算要求に係る主要事業等について」の8ページとなります。

始めに、【現状】と【課題】を説明いたします。

現状としまして、経常的予算については、必要最小限の要求となっており、通年型の予算として、適正に予算を執行しております。

ただし、平成4年の開場から30年以上を経過し、経年劣化による施設・設備等の故障が多発しております。

課題としましては、これらの故障対応以外にも、施設・設備のアップデートが求められているほか、敷地内樹木の計画的な伐採を行う必要があります。

また、夏季の猛暑による健康リスクの高まりや、災害時の指定避難所としての役割強化の観点から、八街市スポーツプラザには空調設備の導入が不可欠となっております。

それでは、第2号報告別冊「令和8年度八街市予算書（教育費抜粋）」の210ページをご覧ください。

9款教育費6項保健体育費4目スポーツプラザ費は、前年度比692万1千円の増となっております。

人件費を除く主な要因は、211ページから212ページのスポーツプラザ管理運営費において、

12節委託料が、72万6千円の増、これは各委託料において、資材、人件費の高騰などにより増となっております。

なお、公共施設予約システム保守管理業務において、令和8年10月からLINE予約に変更となるため71万5千円の減となっております。

14節工事請負費が、77万4千円の減で、これは本年度実施した蓄電池交換工事及びスポーツプラザ医務室空調工事が終了したことによるものとなっております。

以上でスポーツプラザの令和8年度八街市一般会計教育費予算についての説明を終わらせていただきます。

#### ○学校給食センター所長

予算書212ページ、5目学校給食費は、前年度比1億8千922万2千円の増となっております。

主な増減要因は、213ページから214ページ学校給食管理諸費において、工事請負費は、事務所の空調設備が経年劣化により不具合が生じていることから、空調設備更新工事199万1千円の増、事業費全体で147万5千円の増214ページから216ページ、調理場維持管理費において、委託料は、学校給食センター第一、第二調理場を第一調理場に集約し、財政健全化に向け経費を節減することを目的に、学校給食センター調理場集約化事業「1億4千872万円」の増、工事請負費は、経年劣化により不具合が生じていることから、第一調理場廃水処理施設曝気ブローア更新工事330万円の増、第一調理場ボイラー給水管部品更新工事322万3千円の増、第一調理場廃水処理施設制御盤更新工事808万5千円の増、事業費全体で1億6千62万6千円の増、216ページから217ページ、調理場給食事業費において、需用費賄材料費は、昨年に引き続き、保護者の負担を増やすこと無く、安定した学校給食の提供のため、物価高騰に対する食材料費を公費負担とし予算計上し、1千57万2千円の増、委託料学校給食調理業務は、人件費、物価高騰により1千817万2千円の増、事業費全体では「2千422万7千円」の増によるものです。

なお、概要説明書は、274ページから276ページです。

以上で第2号報告、令和8年度八街市一般会計教育費予算について報告いたします。

#### ○教育長

ただいまの報告に対して質問等がありましたらお願いします。

私から、部活動の地域展開における受益者負担についてですが、現時点での受益者負担はどのような内容になるのでしょうか。

○学校教育課長

来年度から国の補助金で運営することから、一定程度の負担を保護者から求めることとなります。

近隣他市町の金額が大体月額3,000円から月額4,000円程度という中で、本市につきましては、最初に年間費5,000円を負担していただき、その他に月額2,600円を負担していただくことを考えております。

今後も保護者の理解を進めながら進めていく予定でございます。

○教育長

近隣市町と比較しますと受益者負担額は抑えた形になってはいますが、従来どおりの部活動であればそのような負担がないので、地域展開をしているクラブについては生徒も保護者にとっても負担に見合った充実した活動が前提だと思います。

活動内容については、さらに工夫していきたいと考えております。

他に質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

○教育長

それでは、第2号報告を終わります。

続きまして、第3号報告、使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題とします。

○スポーツ振興課長

それでは第3号報告、使用料等の見直しに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について、ご説明いたします。

今回の第3号報告の案件につきましては、1月に行われた本定例会において審議いただく案件でありましたが、条例の内容などの審議に時間を要したことから、会議を招集する時間的余裕がないため、八街市教育委員会行政組織規則第6条第1項の規定に基づき、教育長の臨時代理により市長に意見を申し出たので、同条第2項の規定により報告するものです。

議案資料の17ページから20ページ及び第3号報告参考資料をご覧ください。

財政健全化に向け、受益者負担の適正化や物価高騰化においても引き続き施設の適正に管理する観点から、市営運動場、キャンプ場、スポーツプラザ、中央公民館施設使用料の見直しを行い、「使用料・手数料に係る受益者負担の適正化基本方針」に基づきまして、市民生活への影響などを踏まえ、受益者負担の適正化及び持続可能な行政サービスの継続を図るため、新たに料金設定を行い、令和8年10月から使用料の徴収及び見直しを行うため、所要の改正を行うものでございます。

主な改正点は、1点目といたしまして、各施設の使用料の改定を行います。

「八街市営運動場の設置及び管理に関する条例の一部改正」、「八街市スポーツプラザの設置及び管理に関する条例の一部改正」、「八街市公民館使用料徴収条例の一部改正」においては、現行の各使用料に30%の加算を見込んだ使用料に改めるものです。

2点目といたしまして、「八街市キャンプ場の設置及び管理に関する条例の一部改正」においては、キャンプ場につきましては、「子供会及びスポーツ少年団等の野外活動の場がないので設置してほしいと」の要望もあり、住民の心身の健全な発達に寄与するため、平成2年7月に設置し、開設当初から今日まで使用料を徴収することなく、利用していただいていたまいりました。

そのため、キャンプ場につきましても、その他施設と同様に、特定の個人又は団体がそのサービスを受けることから、財政健全化に向けて受益者負担の適正化を図るため、使用料を徴収することといたしました。

施行期日は令和8年10月1日でございます。

以上で、第3号報告の説明を終わります。

○教育長

ただいまの報告に対して質問等がありましたらお願いします。

私から、これまで使用料を徴収していた施設については、今回の見直しで使用料を30%上乘せするとのことですが、30%の根拠を教えてください。

○スポーツ振興課長

スポーツプラザ、市営運動場、中央公民館について、通常の維持管理費などの費用が、各3年の実績をもとに算出した結果、35%以上の上昇率となっております。

それに伴い、持続可能な運営を図ること、利用者の過度な負担にならないことを考え30%としました。

○教育長

他に質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

○教育長

それでは、第3号報告を終わります。

続きまして、報告1、全国学力・学習状況調査の結果概要の報告について事務局の説明をお願いします。

○学校教育課長

それでは、報告1、「令和7年度 全国学力・学習状況調査八街市小中学校の結果概要について」ご報告申し上げます。

お手元の資料 1 ページをご覧ください。

はじめに調査の概要についてご説明いたします。

「1 調査の目的」にありますように、本調査は、義務教育の機会均等と水準向上のため、全国的な学力・学習状況を把握・分析し、教育施策の改善を図ることを目的としております。

続いて、「2 調査対象学年・調査日・調査内容・時間・調査形式」をご覧ください。対象は、小学校第 6 学年及び中学校第 4 学年で、昨年 4 月に実施いたしました。調査形式につきましては、小学校の国語・算数・理科、中学校の国語・数学は P B T いわゆる従来の紙媒体で行い、中学校の理科及び児童生徒への質問調査については、一人一台端末を活用した C B T にて実施しております。

続いて 2 ページをご覧ください。

「3 小学校第 6 学年の調査結果」についてご説明いたします。

全国平均の正答率と比較して、残念ながら国語・算数・理科の 3 教科すべてにおいて、マイナス 5 ポイント以下の「C」という評価となりました。

3 ページから 4 ページまでは小学校の各教科のレーダーチャート、成果と課題を記載いたしました。

小学校においては、I C T 機器に関する成果と課題が浮き彫りとなりました。

算数科では、「選択式」、「B 図形」の角をつくる二つの辺をそれぞれ伸ばした図形の角の大きさを比べる問題は、全国平均の正答率と比較して、大きな差は認められませんでした。

その要因として、I C T 機器やデジタル教科書などを活用した学習により、二つの辺を伸ばしても、角の大きさが変わらないことについて理解できたことが挙げられます。

3 ページの下の図が実際の問題になります。

逆に国語科では、I C T 機器の活用が課題の要因となったことが考えられる問題があります。

「短答式」、「(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項」の「あつい日に、水でぬらして首にまくと、すずしく感じます。」の「あつい」を漢字で書く問題の正答率が全国平均を大きく下回りました。

I C T 機器を習慣的に活用するようになったことから、漢字を書く頻度が減少していることが原因の一つとして考えられます。

続いて 5 ページをご覧ください。

「4 中学校第 3 学年の結果の調査結果」をご覧ください。中学校は、国語と

理科において、全国平均との差がプラスマイナス5ポイント以内の「B」評価となり、概ね全国平均と差がないことを示しておりますが、数学については、マイナス5ポイント以下の「C」評価でした。

中学校においては、問題形式による成果と課題が見えてきました。

国語科と理科の「選択式」の問題は、どちらも全国平均の正答率と大差ない、または上回る結果となりました。

その要因として、問題文と選択肢を正しく読み取る力や選択肢を比較して正しい解答を選ぶための知識が備わっていると考えられます。

逆に国語科と数学科の「記述式」の問題は、全国平均を大きく下回りました。

問題文を正しく読み取ることができても、情報を分析・整理する思考力やそれを文章に書き表す表現力が身に付いていないことが原因の一つとして考えられます。

続いて、8ページをご覧ください。

「5 質問調査（第2期八街市教育振興基本計画の調査に基づいて抽出）」についてご説明いたします。

令和6年度の結果と令和7年度の結果を記載し、経年の変化を読み取れるようにしました。

成果といたしましては、「生徒指導アンケートにおける自己肯定感評価（「自分には良いところがあると思いますか）」と、「普段の生活の中で幸せを実感した児童・生徒の割合」の質問調査では、肯定的な回答をした児童生徒の割合が上昇しました。

また、「PC・タブレットなどのICT機器を勉強に1時間以上使っている児童・生徒の割合（授業時間以外で1日当たりの時間。遊びの時間は除く。）」の質問調査においても、該当する児童生徒が上昇したことがわかりました。課題といたしましては、「課題解決に向けて自分で考え、自分から取り組む児童・生徒の割合」が下降しましたので、主体的・対話的で深い学びを実現する授業改善に向けて、改めて各学校で実践できるよう指導してまいります。

続いて「6クロス集計考察」についてご説明いたします。

クロス集計とは、記載のとおりになりますが、教科の調査結果と質問調査の回答を組み合わせたデータ分析で、両者の関連性を統計的に考察することです。

今年度、正答率が高い傾向にある児童生徒の学習状況をいくつか記載いたしました。

こちらについても、すでに各学校で周知している内容かと思われそうですが、改めて各学校に発信して活用できるようにしてまいります。

最後に「7まとめ」です。

各学校では来年度に向けて、結果を分析し対策を立てている真っ最中かと思いますが、市としての結果について各学校と共有したり、具体的な手立てについて助言したりして、一層の学力向上を図っていきます。また、クロス集計から読み取れたことは、各学校の学習や活動、生活に活用するよう周知を図ったり、家庭学習や家庭環境等の改善に向けて保護者に広げたりしていきます。

報告1は以上となります。

○教育長

ただいまの報告に対して質問等がありましたらお願いします。

○山田教育長職務代理者

6クロス集計について、項目は国、県等の指針を使用したのですか、それとも市独自のものですか。

○学校教育課長

市独自のものです。

○山田教育長職務代理者

クロス集計の項目作りを充実させ、課題をもっと浮き彫りにさせると、今後の対策がわかりやすくなると思います。

○吉田委員

昨年と比較するとどのような考察になりますか。

○学校教育課長

中学校に関しては、改善傾向にあり、小学校については、もう少し改善が必要であると考えております。

これまで取り組んできたICT教育や教員の指導研修が反映していると感じています。

○伊藤委員

今後、このような結果を学校から保護者に発信していただきたいと思います。

○学校教育課長

今後、保護者に分かりやすい形で、課題と対応について教育センターの機能を生かしながら、周知に努めてまいります。

○山田教育長職務代理者

全体を一気に上昇させるのは、とても大変なことです。

今回の結果を踏まえ課題に特化し、その部分について、力を入れるというのも1つの方法だと思います。

学校と教育委員会で結果を分析しいろいろな取組をお願いします。

○教育長

実はこういう形で、結果を公表するのは、本市では今年が初めてです。

全国学力・学習状況調査の結果の数字をもって一喜一憂する必要はないと考

えませんが、この調査で出題される問題というのは、国がこれからのこどもたちに身につけて欲しいと思う能力を示しているものだと考えています。

今回の分析結果を各学校での指導に生かせるよう報告させていただきました。

他に質問等がありましたらお願いします。

<質疑なし>

○教育長

それでは、報告1を終わります。

続きまして、教育委員報告があります。

山田教育長職務代理者より「千葉県教育委員会連絡協議会第2回教育長・教育委員研修会」についての報告をお願いします。

○山田教育長職務代理者

1月30日に、教育長と近藤委員の3人で浦安市文化会館小ホールに「教育長・教育委員研修会」へ参加してまいりました。

研修会では、「不登校対策について」の演題で講義がありました。

また、各参加者が浦安中学校分教室・UMI（学びの多様化学校）と浦安市中央図書館ファブスペースを視察しました。

以上報告を終わります。

○教育長

続きまして、吉田委員から「社会教育振興大会」についての報告をお願いします。

○吉田委員

2月14日に社会教育振興大会に参加してまいりました。

社会教育功労者の表彰が行われ、生徒たちの作文発表が行われました。

作文はどれも素晴らしく、特に八街北中学校の生徒の「私の弟」という作品が印象に残りました。

その後、木山裕策さんの記念講演とミニコンサートが行われました。

記念講演は、諦めないことの大切さをご自身の経験を踏まえ、話していただきました。

以上報告を終わります。

○教育長

ありがとうございました。

以上で教育委員報告を終わります。

以上で、本日の議題は、終了しました。

## 6. その他

### ○教育長

その他について、事務局から何かありますか。

<特にありません>

## 7. 教育長閉会宣言

### ○教育長

それでは、本日の日程は、これをもって終了し、閉会とします。

八街市教育委員会公告式規則（昭和31年教育委員会規則第3号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>(規則等の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、番号、年月日、公表の旨の前置文、教育委員会名及び教育長名を記入して教育長印を押さなければならない。</p> <hr/> <hr/> <p>4 規則等の公布は、市役所前の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示してこれを行う。</p>	<p>(規則等の公布)</p> <p>第2条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 教育委員会の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、番号、年月日、公表の旨の前置文、教育委員会名及び教育長名を記入するものとする。<u>ただし、八街市公告式條例（昭和29年條例第1号）第2条第2項第2号の規定を準用して公表を行うときは、同号の規定により掲示場に掲示する文書には教育長印を押さなければならない。</u></p> <p>4 規則等の公布は、<u>八街市公告式條例第2条第2項の規定を準用する。</u></p>

○八街市教育委員会公告式規則

昭和31年10月1日

教育委員会規則第3号

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第15条第2項の規定に基づき、教育委員会規則その他教育委員会の定める規程で公表を要するもの（以下「規則等」という。）の公告式を定める。

(一部改正〔平成27年教委規則4号〕)

(規則等の公布)

第2条 規則等は、会議において議決をした日から起算して7日以内に公布するものとする。

2 教育委員会規則を公布するときには、番号、年月日、公布の旨の前文及び教育委員会名を記入して教育長が署名するものとする。

3 教育委員会の定める規程で公表を要するものを公表しようとするときは、番号、年月日、公表の旨の前文、教育委員会名及び教育長名を記入して教育長印を押さなければならない。

4 規則等の公布は、市役所前の掲示場及び公衆の見やすい場所に掲示してこれを行う。

(一部改正〔令和3年教委規則1号〕)

(規則等の施行期日)

第3条 規則等は、当該規則等に施行期日を定めるもののほか、公布の日から起算して10日を経過した日から施行する。

(所掌事務の公表)

第4条 教育委員会の所掌事務に関する事項で公表を要するものの公告については、第2条第4項の規定を準用する。

(全部改正〔令和3年教委規則1号〕)

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(教育委員会公告式規則の廃止)

2 教育委員会公告式規則(昭和29年教育委員会規則第3号)はこれを廃止する。

附 則(平成27年3月25日教委規則第4号)

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育長が、その教育委員会の委員としての任期において在職する場合は、当該教育長の在職期間に限り、次の各号に掲げる規則の規定は、なおその効力を有する。

(1) 第1条による改正前の八街市教育委員会会議規則

(2) 第2条による改正前の八街市教育委員会傍聴人規則

(3) 第3条による改正前の教育委員会公告式規則

附 則(令和3年3月18日教委規則第1号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

# 八街市公告式条例

昭和29年11月1日

条例第1号

〔注〕平成16年から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第16条の規定に基づく公告式は、この条例の定めるところによる。

(条例の公布)

第2条 条例を公布しようとするときは、公布の旨の前文及び年月日を記入してその末尾に市長が署名しなければならない。

2 条例の公布は、市のホームページに掲載するとともに、次の各号に掲げるいずれかの方法により閲覧をすることができる状態に置く措置をとることとする。

(1) 市役所に設置した電子計算機の映像面に表示する方法

(2) 市役所の掲示場に掲示する方法

(規則の公布)

第3条 前条の規定は、規則にこれを準用する。

(規程等の公表)

第4条 規則を除くほか、市長の定める規程等を公表しようとするときは、公布若しくは公表の旨の前文、年月日及び市長名を記入しなければならない。

2 第2条第2項の規定は、前項の規程等にこれを準用する。ただし、同条第2項第2号の規定を準用して公表を行うときは、同号の規定により掲示場に掲示する文書には市長印を押さなければならない。

(その他規則及び規程等の公表)

第5条 第2条の規定は、議会の会議規則、傍聴規則その他市の機関の定める規則で、公表を要するものにこれを準用する。ただし、第2条中「市長」とあるのは「当該機関又は当該機関を代表するもの」と読替えるものとする。

2 前条の規定は、市の機関の定める規程等で公表を要するものにこれを準用する。ただし、同条第1項中「市長名」とあるのは「当該機関名」、同条第

2項中「市長印」とあるのは「当該機関印又は当該機関を代表する者の印」と読替えるものとする。

(施行期日の特例)

第6条 規則若しくは規程又は市の機関の定める規則若しくは規程は、それぞれ当該規則又は規程をもって特に施行期日を定めることができる。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

八街市教育委員会行政組織規則（平成8年教育委員会規則第4号）新旧対照表

現行	改正後（案）																								
<p>(部課等の設置)</p> <p>第11条 事務局に、次に掲げる部並びに課並びに係及び室（以下「係等」という。）を置く。</p> <table border="1" data-bbox="560 1122 799 2007"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>課名</th> <th>係等名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育部</td> <td>教育総務課</td> <td>総務係 施設係</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学務係 指導室</td> </tr> <tr> <td>社会教育課</td> <td>社会教育推進係 文化財係</td> </tr> <tr> <td>スポーツ振興課</td> <td>振興係</td> </tr> </tbody> </table>	部名	課名	係等名	教育部	教育総務課	総務係 施設係	学校教育課	学務係 指導室	社会教育課	社会教育推進係 文化財係	スポーツ振興課	振興係	<p>(部課等の設置)</p> <p>第11条 事務局に、次に掲げる部並びに課並びに係及び室（以下「係等」という。）を置く。</p> <table border="1" data-bbox="560 230 799 1111"> <thead> <tr> <th>部名</th> <th>課名</th> <th>係等名</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">教育部</td> <td>教育総務課</td> <td>総務係 施設係</td> </tr> <tr> <td>学校教育課</td> <td>学務係 指導室</td> </tr> <tr> <td>生涯学習課</td> <td>社会教育推進係 文化財係</td> </tr> <tr> <td></td> <td>スポーツ振興室</td> </tr> </tbody> </table>	部名	課名	係等名	教育部	教育総務課	総務係 施設係	学校教育課	学務係 指導室	生涯学習課	社会教育推進係 文化財係		スポーツ振興室
部名	課名	係等名																							
教育部	教育総務課	総務係 施設係																							
	学校教育課	学務係 指導室																							
	社会教育課	社会教育推進係 文化財係																							
	スポーツ振興課	振興係																							
部名	課名	係等名																							
教育部	教育総務課	総務係 施設係																							
	学校教育課	学務係 指導室																							
	生涯学習課	社会教育推進係 文化財係																							
		スポーツ振興室																							
<p>(職員)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 事務局に属する職員は、次の各号に定めるとおとりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p> <p>別表 (第16条)</p>	<p>(職員)</p> <p>第18条 (略)</p> <p>2 事務局に属する職員は、次の各号に定めるとおとりとする。</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(略)</p> <p>(3) 前2号に規定するもののほか、事務局等に所要の職員を置く。</p> <p>3 (略)</p> <p>別表 (第13条)</p>																								

課名	係等名	事務分掌
教育総務課	係等名 総務係	事務分掌 (1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。 (3) 教育委員会の機構及び職員の定数並びに職員の任免、給与、分限、懲戒、服務及び人事等に関すること。 (4) 職員の研修及び福利に関すること。 (5) 付属機関の委員の任命又は委嘱に関すること。 (6) 規則及び訓令等の制定改廃に関すること。 (7) 公告式に関すること。 (8) 公印の管守に関すること。 (9) 教育委員会に係る請願及び陳情に関すること。 (10) 儀式及び顕彰に関すること。 (11) 教育に関する調査及び統計に関すること。 (12) 文書の審査、受理、発送及び保存に関すること。 (13) 教育要覧等の編集、発行その他広報活動に関すること。 (14) 教育行政の施策の総括及び進行管理に関すること。
教育総務課	係等名 総務係	事務分掌 (1) 教育委員会の会議に関すること。 (2) 教育委員及び教育長の秘書事務に関すること。 (3) 教育委員会の機構及び職員の定数並びに職員の任免、給与、分限、懲戒、服務及び人事等に関すること。 (4) 職員の研修及び福利に関すること。 (5) 付属機関の委員の任命又は委嘱に関すること。 (6) 規則及び訓令等の制定改廃に関すること。 (7) 公告式に関すること。 (8) 公印の管守に関すること。 (9) 教育委員会に係る請願及び陳情に関すること。 (10) 儀式及び顕彰に関すること。 (11) 教育に関する調査及び統計に関すること。 (12) 文書の審査、受理、発送及び保存に関すること。 (13) 教育要覧等の編集、発行その他広報活動に関すること。 (14) 教育行政の施策の総括及び進行管理に関すること。

<ul style="list-style-type: none"> <li>(1 5) 教育行政に関する相談に関すること。</li> <li>(1 6) 教育委員会の所掌に係る予算及び決算の調整に関すること。</li> <li>(1 7) 教育委員会の庶務に関すること。</li> <li>(1 8) 学校及び幼稚園の予算（学校教育課の所掌するものを除く。）に関すること。</li> <li>(1 9) 公務災害に関すること。</li> <li>(2 0) 課長会議に関すること。</li> <li>(2 1) 他課との連絡調整に関すること。</li> <li>(2 2) 他の課に属さない事項に関すること。</li> <li>(2 3) 教育委員会事務事業評価に関すること。</li> <li>(2 4) 課の庶務に関すること。</li> <li>(2 5) 主管課の事務に関すること。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1 5) 教育行政に関する相談に関すること。</li> <li>(1 6) 教育委員会の所掌に係る予算及び決算の調整に関すること。</li> <li>(1 7) 教育委員会の庶務に関すること。</li> <li>(1 8) 学校及び幼稚園の予算（学校教育課の所掌するものを除く。）に関すること。</li> <li>(1 9) 公務災害に関すること。</li> <li>(2 0) 課長会議に関すること。</li> <li>(2 1) 他課との連絡調整に関すること。</li> <li>(2 2) 他の課に属さない事項に関すること。</li> <li>(2 3) 教育委員会事務事業評価に関すること。</li> <li>(2 4) 課の庶務に関すること。</li> <li>(2 5) 主管課の事務に関すること。</li> </ul>
<p>施設係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校（幼稚園を含む。以下この班において同じ。）施設の維持管理に関すること。</li> <li>(2) 学校施設台帳の整備及び保存に関すること。</li> <li>(3) 学校施設の整備に関すること。</li> <li>(4) 学校の管理備品に関すること。</li> <li>(5) 学校施設に係る国庫補助金等に関すること。</li> <li>(6) 学校施設の目的外使用の許可に関すること。</li> <li>(7) その他学校施設に関すること。</li> </ul>	<p>施設係</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 学校（幼稚園を含む。以下この係において同じ。）施設の維持管理に関すること。</li> <li>(2) 学校施設台帳の整備及び保存に関すること。</li> <li>(3) 学校施設の整備に関すること。</li> <li>(4) 学校の管理備品に関すること。</li> <li>(5) 学校施設に係る国庫補助金等に関すること。</li> <li>(6) 学校施設の目的外使用の許可に関すること。</li> <li>(7) その他学校施設に関すること。</li> </ul>
<p>学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童及び生徒の入学及び転学に関すること。</li> <li>(2) 学校の設置及び廃止の手續に関すること。</li> </ul>	<p>学校教育課</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 児童及び生徒の入学及び転学に関すること。</li> <li>(2) 学校の設置及び廃止の手續に関すること。</li> </ul>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 就学区域の設定及び変更に関すること。</li> <li>(4) 通学路に関すること。</li> <li>(5) 就学区域審議会に関すること。</li> <li>(6) 学校の組織編制及び学級編制に関すること。</li> <li>(7) 学齢簿の編製及び保管に関すること。</li> <li>(8) 教職員の任免、給与その他の進退に関する内申及び服務に関すること。</li> <li>(9) 教職員の履歴書その他人事記録の整備に関すること。</li> <li>(10) 就学困難な児童及び生徒のための就学援助費等に関すること。</li> <li>(11) 学校教育関係団体の補助金に関すること。</li> <li>(12) 幼稚園に関すること。</li> <li>(13) 学校及び幼稚園の予算（教育総務課の所掌するものを除く。）に関すること。</li> <li>(14) 学校保健会に関すること。</li> <li>(15) 学校及び幼稚園の環境衛生に関すること。</li> <li>(16) 教職員、学校及び幼稚園に勤務する職員並びに就学前児童の健康診断に関すること。</li> <li>(17) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</li> <li>(18) 学校保健における調査統計に関すること。</li> <li>(19) 児童生徒等の災害共済給付に関すること。</li> </ul>
	<ul style="list-style-type: none"> <li>(3) 就学区域の設定及び変更に関すること。</li> <li>(4) 通学路に関すること。</li> <li>(5) 就学区域審議会に関すること。</li> <li>(6) 学校の組織編制及び学級編制に関すること。</li> <li>(7) 学齢簿の編製及び保管に関すること。</li> <li>(8) 教職員の任免、給与その他の進退に関する内申及び服務に関すること。</li> <li>(9) 教職員の履歴書その他人事記録の整備に関すること。</li> <li>(10) 就学困難な児童及び生徒のための就学援助費等に関すること。</li> <li>(11) 学校教育関係団体の補助金に関すること。</li> <li>(12) 幼稚園に関すること。</li> <li>(13) 学校及び幼稚園の予算（教育総務課の所掌するものを除く。）に関すること。</li> <li>(14) 学校保健会に関すること。</li> <li>(15) 学校及び幼稚園の環境衛生に関すること。</li> <li>(16) 教職員、学校及び幼稚園に勤務する職員並びに就学前児童の健康診断に関すること。</li> <li>(17) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関すること。</li> <li>(18) 学校保健における調査統計に関すること。</li> <li>(19) 児童生徒等の災害共済給付に関すること。</li> </ul>

	(20) その他学務一般に関すること。 (21) 課の庶務に関すること。		(20) その他学務一般に関すること。 (21) 課の庶務に関すること。
指導室	(1) 教科外活動の指導に関すること。 (2) 学校の臨時休業及び振替授業に関すること。 (3) 校外学習に関すること。 (4) 児童生徒の出席に関すること。 (5) 教科用図書及び教材等の取扱いに関すること。 (6) 教材用備品及び学校図書館用図書に関すること。 (7) 学校図書館経営の指導に関すること。 (8) 教育相談に関すること。 (9) 幼稚園教育に関すること。 (10) 学校教育に関する調査及び統計に関すること。 (11) 学校安全及び安全教育に関すること。 (12) 学校教育における指導全般に関すること。 (13) 学校保健関係者の指導及び研修に関すること。 (14) 学校給食の指導に関すること。 (15) 学校保健における指導全般に関すること。	指導室	(1) 教科外活動の指導に関すること。 (2) 学校の臨時休業及び振替授業に関すること。 (3) 校外学習に関すること。 (4) 児童生徒の出席に関すること。 (5) 教科用図書及び教材等の取扱いに関すること。 (6) 教材用備品及び学校図書館用図書に関すること。 (7) 学校図書館経営の指導に関すること。 (8) 教育相談に関すること。 (9) 幼稚園教育に関すること。 (10) 学校教育に関する調査及び統計に関すること。 (11) 学校安全及び安全教育に関すること。 (12) 学校教育における指導全般に関すること。 (13) 学校保健関係者の指導及び研修に関すること。 (14) 学校給食の指導に関すること。 (15) 学校保健における指導全般に関すること。
生涯学習課	(1) 社会教育事業の計画に関すること。 (2) 社会教育機関との連絡調整に関すること。	生涯学習課	(1) 社会教育事業の計画に関すること。 (2) 社会教育機関との連絡調整に関すること。
社会教育課	(1) 社会教育事業の計画に関すること。 (2) 社会教育機関との連絡調整に関すること。	社会教育課	(1) 社会教育事業の計画に関すること。 (2) 社会教育機関との連絡調整に関すること。
社会教育課	(1) 社会教育事業の計画に関すること。 (2) 社会教育機関との連絡調整に関すること。	社会教育課	(1) 社会教育事業の計画に関すること。 (2) 社会教育機関との連絡調整に関すること。

<p>係</p> <p>(3) 社会教育施設の整備計画及び所管施設の管理に関すること。</p> <p>(4) 社会教育委員会議に関すること。</p> <p>(5) 家庭教育の推進に関すること。</p> <p>(6) 人権教育の啓発に関すること。</p> <p>(7) 生涯学習の推進に関すること。</p> <p>(8) 生涯学習推進協議会に関すること。</p> <p>(9) 文化芸術の振興に関すること。</p> <p>(10) 国際理解教育の推進に関すること。</p> <p>(11) 著作権の啓発に関すること。</p> <p>(12) こども110番に関すること。</p> <p>(13) 青少年教育の推進に関すること。</p> <p>(14) 青少年相談員連絡協議会に関すること。</p> <p>(15) 社会教育関係団体等の育成、指導及び助言に関すること。</p> <p>(16) その他社会教育の推進に関すること。</p> <p>(17) 課の庶務に関すること。</p>	<p>係</p> <p>(3) 社会教育施設の整備計画及び所管施設の管理に関すること。</p> <p>(4) 社会教育委員会議に関すること。</p> <p>(5) 家庭教育の推進に関すること。</p> <p>(6) 人権教育の啓発に関すること。</p> <p>(7) 生涯学習の推進に関すること。</p> <p>(8) 生涯学習推進協議会に関すること。</p> <p>(9) 文化芸術の振興に関すること。</p> <p>(10) 国際理解教育の推進に関すること。</p> <p>(11) 著作権の啓発に関すること。</p> <p>(12) こども110番に関すること。</p> <p>(13) 青少年教育の推進に関すること。</p> <p>(14) 青少年相談員連絡協議会に関すること。</p> <p>(15) 社会教育関係団体等の育成、指導及び助言に関すること。</p> <p>(16) その他社会教育の推進に関すること。</p> <p>(17) 課の庶務に関すること。</p>
<p>文化財 係</p> <p>(1) 文化財の保護、調査及び活用に関すること。</p> <p>(2) 文化財の指定及び管理に関すること。</p> <p>(3) 文化財審議会に関すること。</p> <p>(4) 文化財関係団体等の育成、指導及び助言に関すること。</p>	<p>文化財 係</p> <p>(1) 文化財の保護、調査及び活用に関すること。</p> <p>(2) 文化財の指定及び管理に関すること。</p> <p>(3) 文化財審議会に関すること。</p> <p>(4) 文化財関係団体等の育成、指導及び助言に関すること。</p>
<p>スポーツ振興係</p> <p>(1) スポーツの推進に関すること。</p>	<p>スポーツ</p> <p>(1) スポーツの推進に関すること。</p>

<p>興課</p>	<p>(2) 社会体育の指導及び助言に関すること。  (3) スポーツ推進審議会に関すること。  (4) スポーツ推進委員に関すること。  (5) 体育団体の育成に関すること。  (6) 社会体育施設の管理運営に関すること。  (7) 体育関係の諸調査に関すること。  (8) スポーツ大会及びスポーツ教室に関するこ と。  (9) 学校施設の開放に伴う管理運営に関するこ と。  (10) 課の庶務に関すること。</p>
<p>ツ振興 室</p>	<p>(2) 社会体育の指導及び助言に関すること。  (3) スポーツ推進審議会に関すること。  (4) スポーツ推進委員に関すること。  (5) 体育団体の育成に関すること。  (6) 社会体育施設の管理運営に関すること。  (7) 体育関係の諸調査に関すること。  (8) スポーツ大会及びスポーツ教室に関するこ と。  (9) 学校施設の開放に伴う管理運営に関するこ と。</p>

## ○八街市教育委員会行政組織規則

平成 8 年 3 月 2 5 日

教育委員会規則第 4 号

八街市教育委員会行政組織規則（昭和 4 0 年教育委員会規則第 1 号）の全部を改正する。

### 目次

- 第 1 章 総則（第 1 条・第 2 条）
- 第 2 章 教育委員会（第 3 条—第 7 条）
- 第 3 章 教育長（第 8 条—第 1 0 条）
- 第 4 章 教育委員会事務局（第 1 1 条—第 1 3 条）
- 第 5 章 教育機関（第 1 4 条・第 1 5 条）
- 第 6 章 職制及び職員（第 1 6 条—第 2 0 条）
- 第 7 章 補則（第 2 1 条）

### 附則

#### 第 1 章 総則

（趣旨）

第 1 条 この規則は、八街市教育委員会（以下「教育委員会」という。）の権限に属する事務を適正かつ能率的に処理するために必要な組織及び運営の基本的事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 教育機関 地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 3 0 条に規定する学校その他の教育機関をいう。
- (2) 附属機関 地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 3 8 条の 4 第 3 項の規定により設置される附属機関のうち教育委員会の所管に属するものをいう。
- (3) 職員 教育委員会の事務局及び教育機関に置かれる職員のうち第 7 号の教職員以外のものをいう。

- (4) 委任 教育委員会が、その権限に属する事務の一部を教育長に委譲し、その権限を教育長の名と責任において事務を処理させることをいう。
- (5) 学校 八街市立小学校設置条例（昭和39年条例第13号）及び八街市立中学校設置条例（昭和39年条例第14号）の規定により設置された小学校及び中学校をいう。
- (6) 幼稚園 八街市立幼稚園設置条例（昭和51年条例第11号）の規定により設置された幼稚園をいう。
- (7) 教職員 市町村立学校職員給与負担法（昭和23年法律第135号）第1条に規定する県費負担教職員をいう。

（一部改正〔平成17年教委規則4号・令和6年7号〕）

## 第2章 教育委員会

（会議の運営）

第3条 教育委員会の会議（以下「会議」という。）の運営は、八街市教育委員会会議規則（昭和51年教育委員会規則第5号）及び八街市教育委員会傍聴人規則（平成15年教育委員会規則第5号）の定めるところによる。

（一部改正〔平成15年教委規則5号・27年5号・令和4年1号〕）

（委員協議会）

第4条 教育長は、教育委員会の所管事項について、調査又は研究を要するものがあると認めるときは、委員協議会を招集することができる。

（一部改正〔平成27年教委規則5号・令和4年1号〕）

（議決事項）

第5条 会議において議決する事項は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 教育行政の運営に関する基本方針を定めること。
- (2) 教育委員会の規則及び訓令等を制定し、又は改廃すること。
- (3) 予算その他議会の議決を要する事件の議案について、市長に意見を申し出ること。
- (4) 教育機関の設置又は廃止すること。
- (5) 教育機関の敷地を設定し、又は変更すること。
- (6) 教育機関の施設の整備計画を定めること。

- (7) 教育事務に係る特に重要な契約を結ぶこと。
- (8) 職員の人事の方針を定めること。
- (9) 教職員のうち校長、副校長及び教頭の任免その他の進退に係る内申に関すること。
- (10) 部長、課長及び教育機関（学校を除く。）の長を任免すること。
- (11) 職員の分限（傷病による休職を除く。）及び懲戒の処分を行うこと。
- (12) 附属機関の委員を任命し、又は委嘱すること。
- (13) 教育功労者を表彰すること。
- (14) 学校の就学区域を設定し、又は変更すること。
- (15) 教科書その他の教材の取扱いの方針を定めること。
- (16) 職員の研修の実施に関する方針を定めること。
- (17) 教育委員会がその当事者である争訟に関すること。
- (18) 請願の処理に関すること。
- (19) 指定文化財を指定し、又は解除すること。
- (20) 教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価等に関すること。
- (21) 前各号に掲げるもののほか、重要又は異例に属する事項  
（一部改正〔平成20年教委規則7号・22年10号・27年5号・  
令和4年1号・6年7号〕）

（臨時代理）

第6条 教育委員会は、前条各号に掲げる事項の処理について緊急を要する等やむを得ない事情があるときは、教育長をして臨時に代理させることができる。

2 教育長は、前項の規定により臨時に代理したときは、その事項を次の会議において報告しなければならない。

（一部改正〔平成27年教委規則5号・令和4年1号〕）

（教育長への委任）

第7条 教育委員会は、次条及び第12条に規定する事項を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（一部改正〔令和4年教委規則1号・6年7号〕）

### 第3章 教育長

#### (教育長の職務)

第8条 教育長の職務は、おおむね次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 会議の議案を作成し、及び提出すること。
- (2) 会議に出席し、議事について助言すること。
- (3) 会議で決定された事項を執行すること。
- (4) 職員を指揮監督すること。
- (5) 前条の規定により委任された事務
- (6) 次条の規定により専決できるものとされた事務

(一部改正〔令和4年教委規則1号〕)

#### (教育長の専決)

第9条 教育長は、次の各号に掲げる事務を専決することができる。ただし、第5条において規定する事務については、除くものとする。

- (1) 教育事務に関する契約を結ぶこと。
- (2) 職員の任免、給与その他の人事に関すること。
- (3) 教職員(校長、副校長及び教頭を除く。)の任免その他進退に係る内申に関すること。
- (4) 職員の研修を実施すること。
- (5) 学校の学級編制に関すること。
- (6) 市の負担金及び補助金の交付に関すること。
- (7) 展覧会、講習会、研究会及び競技会等の主催、共催又は後援に関すること。
- (8) 八街市公文書公開条例(平成12年条例第1号)による公文書の公開に関すること。
- (9) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)による個人情報の開示に関すること。

2 教育長は、前項の規定により専決した事項のうち、教育長又は教育委員会が必要と認めるものについては、次の会議において報告しなければならない。

(一部改正〔平成22年教委規則10号・27年5号・令和4年1号・5年1号〕)

(事務の専決)

第10条 教育長は、所掌事務の処理について、部長、課長及び教育機関の長に専決させることができる。

(一部改正〔令和4年教委規則1号〕)

#### 第4章 教育委員会事務局

(部課等の設置)

第11条 事務局に、次に掲げる部並びに課並びに係及び室（以下「係等」という。）を置く。

部名	課名	係等名
教育部	教育総務課	総務係 施設係
	学校教育課	学務係 指導室
	社会教育課	社会教育推進係 文化財係
	スポーツ振興課	振興係

(全部改正・一部改正〔令和4年教委規則1号〕)

(主管課)

第12条 教育委員会事務局の主管課は、教育部教育総務課とする。

2 主管課は、当該課で所掌する事務のほか、教育委員会事務局の総合調整に関する事務を所掌する。

(全部改正・一部改正〔令和4年教委規則1号〕)

(事務分掌)

第13条 第11条に規定する課及び係等の事務分掌は、別表のとおりとする。

(一部改正〔平成17年教委規則4号・18年1号・令和4年1号〕)

#### 第5章 教育機関

(教育機関)

第14条 教育委員会の所管に属する教育機関及びその所属する事務局の部課は、次のとおりとする。

教育機関名	所属する部課名
中央公民館	教育部
図書館	教育部
学校給食センター	教育部
スポーツプラザ	教育部
郷土資料館	教育部
教育センター	教育部学校教育課
教育支援センター	教育部学校教育課

(全部改正・一部改正〔令和4年教委規則1号〕)

(事務分掌)

第15条 前条に規定する教育機関の事務分掌については、別に定める。

(追加〔令和4年教委規則1号〕)

#### 第6章 職制及び職員

(部長)

第16条 部に部長を置く。

2 部長は、教育長の命を受け、事務局及び教育機関（以下「事務局等」という。）の事務を掌理し、所属の職員を指揮監督する。

(全部改正・一部改正〔令和4年教委規則1号〕)

(課長)

第17条 課に課長を置く。

2 課長は、上司の命を受け、課の事務を掌理し、所属職員を指揮監督する。

(全部改正〔平成18年教委規則1号〕、一部改正〔令和4年教委規則1号〕)

(職員)

第18条 事務局等に所要の職員を置く。

2 事務局に属する職員は、次の各号に定めるとおりとする。

(1) 前2条に規定する職には、事務職員又は技術職員をもって充てる。

(2) 前号に規定するもの以外の職に充てる職員及びその職務は、次の表のとおりとする。

職員	職	職務
指導主事	指導主事	上司の命を受け、学校教育法（昭和22年法律第26号）における教育課程、学習指導その他学校教育に関する専門的事項の指導に関する事務に従事する。
事務職員	主幹 課長補佐 副主幹 係長 主査	上司の命を受け、所掌事務を処理する。
	主査補 主任主事 主事	上司の命を受け、事務をつかさどる。
	社会教育 主事	上司の命を受け、社会教育を行う者に専門的技術的な助言と指導を与える。
	学芸員	上司の命を受け、文化財等の収集、保管、調査研究及び展示普及、その他これと関連する事業についての専門的事務に従事する。
技術職員	主任技師 技師	上司の命を受け、技術をつかさどる。
その他の職員	主事補	上司の命を受け、事務に従事する。
	技師補	上司の命を受け、技術に従事する。

3 教育機関に属する職員については、別に定める。

（全部改正〔平成18年教委規則1号〕、一部改正〔平成30年教委規則2号・令和3年4号・4年1号・6年7号〕）

（職員数）

第19条 事務局の課の職員数は、教育長が定める。

（一部改正〔令和4年教委規則1号〕）

（非常勤職員等）

第20条 事務局には、必要に応じて非常勤職員等を置くことができる。

(一部改正〔平成24年教委規則7号・令和2年3号・4年1号〕)

## 第7章 補則

(補則)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が別に定める。

(一部改正〔令和4年教委規則1号〕)

### 附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成8年4月1日から施行する。

(八街市公民館の管理及び運営に関する規則の一部改正)

2 八街市公民館の管理及び運営に関する規則(昭和54年教育委員会規則第4号)の一部を次のように改める。

第2条第2項第1号に次のように加える。

ク 庶務に関すること。

第2条第2項第2号ウ及びエを次のように改める。

ウ サークル活動等の育成に関すること。

エ 各種展示資料及び学習資料の収集及び利用に関すること。

附 則(平成10年3月24日教委規則第2号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則(平成12年12月25日教委規則第7号)

この規則は、平成13年1月1日から施行する。

附 則(平成13年11月29日教委規則第7号)

この規則は、平成14年1月11日から施行する。

附 則(平成15年9月26日教委規則第5号)抄

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成17年3月24日教委規則第4号)

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成18年3月28日教委規則第1号)

この規則は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月20日教委規則第1号）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年8月28日教委規則第7号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の八街市教育委員会行政組織規則の規定は、平成20年4月1日から適用する。

附 則（平成21年2月6日教委規則第1号）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年12月13日教委規則第10号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成24年2月15日教委規則第6号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日教委規則第7号）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日教委規則第5号）

（施行期日）

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長が、その教育委員会の委員としての任期において在職する場合は、当該教育長の在職期間に限り、この規則による改正前の八街市教育委員会行政組織規則第3条から第5条まで、第7条から第9条まで、第12条第1項第9号及び同条第2項、第14条並びに第18条第2項の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成27年8月27日教委規則第6号）

この規則は、公布の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。ただし、第2条の規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成 28 年 2 月 4 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 29 年 1 月 21 日教委規則第 6 号）

この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 22 日教委規則第 2 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 2 月 27 日教委規則第 3 号）

この規則は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 25 日教委規則第 4 号）

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 4 年 2 月 24 日教委規則第 1 号）抄

（施行期日）

1 この規則は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この規則の施行の前において、次の表の左欄に掲げる事務局の課に勤務を命ぜられていた職員は、別に辞令を発せられない限り、この規則の施行の日に当該右欄に掲げる事務局の課に勤務を命ぜられたものとみなす。

教育総務課	教育部教育総務課
学校教育課	教育部学校教育課
社会教育課	教育部社会教育課
スポーツ振興課	教育部スポーツ振興課

附 則（令和 5 年 3 月 24 日教委規則第 1 号）

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 6 年 3 月 21 日教委規則第 7 号）

この規則は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 16 条）

（全部改正〔平成 19 年教委規則 1 号〕、一部改正〔平成 20 年教委規則 7 号・21 年 1 号・24 年 6 号・27 年 6 号・28 年 1 号・30 年 2 号・令和 4 年 1 号〕）

課名	係等名	事務分掌
教育総務課	総務係	<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 教育委員会の会議に関する事。</li> <li>(2) 教育委員及び教育長の秘書事務に関する事。</li> <li>(3) 教育委員会の機構及び職員の定数並びに職員の任免、給与、分限、懲戒、服務及び人事等に関する事。</li> <li>(4) 職員の研修及び福利に関する事。</li> <li>(5) 附属機関の委員の任命又は委嘱に関する事。</li> <li>(6) 規則及び訓令等の制定改廃に関する事。</li> <li>(7) 公告式に関する事。</li> <li>(8) 公印の管守に関する事。</li> <li>(9) 教育委員会に係る請願及び陳情に関する事。</li> <li>(10) 儀式及び顕彰に関する事。</li> <li>(11) 教育に関する調査及び統計に関する事。</li> <li>(12) 文書の審査、受理、発送及び保存に関する事。</li> <li>(13) 教育要覧等の編集、発行その他広報活動に関する事。</li> <li>(14) 教育行政の施策の総括及び進行管理に関する事。</li> <li>(15) 教育行政に関する相談に関する事。</li> <li>(16) 教育委員会の所掌に係る予算及び決算の調整に関する事。</li> <li>(17) 教育委員会の庶務に関する事。</li> <li>(18) 学校及び幼稚園の予算（学校教育課の所掌するものを除く。）に関する事。</li> <li>(19) 公務災害に関する事。</li> <li>(20) 課長会議に関する事。</li> </ul>

		<p>(21) 他課との連絡調整に関する事。</p> <p>(22) 他の課に属さない事項に関する事。</p> <p>(23) 教育委員会事務事業評価に関する事。</p> <p>(24) 課の庶務に関する事。</p> <p>(25) 主管課の事務に関する事。</p>
	施設係	<p>(1) 学校(幼稚園を含む。以下この班において同じ。)施設の維持管理に関する事。</p> <p>(2) 学校施設台帳の整備及び保存に関する事。</p> <p>(3) 学校施設の整備に関する事。</p> <p>(4) 学校の管理備品に関する事。</p> <p>(5) 学校施設に係る国庫補助金等に関する事。</p> <p>(6) 学校施設の目的外使用の許可に関する事。</p> <p>(7) その他学校施設に関する事。</p>
学校教育課	学務係	<p>(1) 児童及び生徒の入学及び転学に関する事。</p> <p>(2) 学校の設置及び廃止の手續に関する事。</p> <p>(3) 就学区域の設定及び変更に関する事。</p> <p>(4) 通学路に関する事。</p> <p>(5) 就学区域審議会に関する事。</p> <p>(6) 学校の組織編制及び学級編制に関する事。</p> <p>(7) 学齢簿の編製及び保管に関する事。</p> <p>(8) 教職員の任免、給与その他の進退に関する内申及び服務に関する事。</p> <p>(9) 教職員の履歴書その他人事記録の整備に関する事。</p> <p>(10) 就学困難な児童及び生徒のための就学援助費等に関する事。</p> <p>(11) 学校教育関係団体の補助金に関する事。</p> <p>(12) 幼稚園に関する事。</p>

		<p>(13) 学校及び幼稚園の予算（教育総務課の所掌するものを除く。）に関する事。</p> <p>(14) 学校保健会に関する事。</p> <p>(15) 学校及び幼稚園の環境衛生に関する事。</p> <p>(16) 教職員、学校及び幼稚園に勤務する職員並びに就学前児童の健康診断に関する事。</p> <p>(17) 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する事。</p> <p>(18) 学校保健における調査統計に関する事。</p> <p>(19) 児童生徒等の災害共済給付に関する事。</p> <p>(20) その他学務一般に関する事。</p> <p>(21) 課の庶務に関する事。</p>
	指導室	<p>(1) 教科外活動の指導に関する事。</p> <p>(2) 学校の臨時休業及び振替授業に関する事。</p> <p>(3) 校外学習に関する事。</p> <p>(4) 児童生徒の出席に関する事。</p> <p>(5) 教科用図書及び教材等の取扱いに関する事。</p> <p>(6) 教材用備品及び学校図書館用図書に関する事。</p> <p>(7) 学校図書館経営の指導に関する事。</p> <p>(8) 教育相談に関する事。</p> <p>(9) 幼稚園教育に関する事。</p> <p>(10) 学校教育に関する調査及び統計に関する事。</p> <p>(11) 学校安全及び安全教育に関する事。</p> <p>(12) 学校教育における指導全般に関する事。</p> <p>(13) 学校保健関係者の指導及び研修に関する事。</p> <p>(14) 学校給食の指導に関する事。</p> <p>(15) 学校保健における指導全般に関する事。</p>
社会教育課	社会教育	<p>(1) 社会教育事業の計画に関する事。</p>

	推進係	<p>(2) 社会教育機関との連絡調整に関する事。</p> <p>(3) 社会教育施設の整備計画及び所管施設の管理に関する事。</p> <p>(4) 社会教育委員会議に関する事。</p> <p>(5) 家庭教育の推進に関する事。</p> <p>(6) 人権教育の啓発に関する事。</p> <p>(7) 生涯学習の推進に関する事。</p> <p>(8) 生涯学習推進協議会に関する事。</p> <p>(9) 文化芸術の振興に関する事。</p> <p>(10) 国際理解教育の推進に関する事。</p> <p>(11) 著作権の啓発に関する事。</p> <p>(12) こども110番に関する事。</p> <p>(13) 青少年教育の推進に関する事。</p> <p>(14) 青少年相談員連絡協議会に関する事。</p> <p>(15) 社会教育関係団体等の育成、指導及び助言に関する事。</p> <p>(16) その他社会教育の推進に関する事。</p> <p>(17) 課の庶務に関する事。</p>
	文化財係	<p>(1) 文化財の保護、調査及び活用に関する事。</p> <p>(2) 文化財の指定及び管理に関する事。</p> <p>(3) 文化財審議会に関する事。</p> <p>(4) 文化財関係団体等の育成、指導及び助言に関する事。</p>
スポーツ振興課	振興係	<p>(1) スポーツの推進に関する事。</p> <p>(2) 社会体育の指導及び助言に関する事。</p> <p>(3) スポーツ推進審議会に関する事。</p> <p>(4) スポーツ推進委員に関する事。</p> <p>(5) 体育団体の育成に関する事。</p>

- |  |  |
|--|--|
|  | <ul style="list-style-type: none"><li>(6) 社会体育施設の管理運営に関する事。</li><li>(7) 体育関係の諸調査に関する事。</li><li>(8) スポーツ大会及びスポーツ教室に関する事。</li><li>(9) 学校施設の開放に伴う管理運営に関する事。</li><li>(10) 課の庶務に関する事。</li></ul> |
|--|--|

八街市教育委員会事務決裁規程（平成9年教育委員会訓令第2号）新旧対照表

現行					改正後（案）				
別表第2（第3条、第4条）					別表第2（第3条、第4条）				
専決事項	専決者	教育長	部長	課長等	専決事項	専決者	教育長	部長	課長等
(教育総務課に関する事項)					(教育総務課に関する事項)				
(1) 軽易な儀式及び交際				○	(1) 軽易な儀式及び交際				○
(2) 職員の昇格の決定		○			(2) 職員の昇格の決定		○		
(3) 職員の定期昇給の決定		○			(3) 職員の定期昇給の決定		○		
(4) 職員の公務災害の認定			○		(4) 職員の公務災害の認定			○	
(5) 学校の予算配当				○	(5) 学校の予算配当				○
(6) 学校施設整備計画の作成		○			(6) 学校施設整備計画の作成		○		
(7) 学校施設の目的外使用の許可			○		(7) 学校施設の目的外使用の許可			○	
(学校教育課に関する事項)					(学校教育課に関する事項)				
(1) 教職員の人事及び給与に関する内申		○			(1) 教職員の人事及び給与に関する内申		○		
(2) 教職員の休暇の承認					(2) 教職員の休暇の承認				
ア 校長の休暇（5日以上）		○			ア 校長の休暇（5日以上）		○		
イ 結核療養休暇		○			イ 結核療養休暇		○		
ウ 部分休暇		○			ウ 部分休暇		○		

(3) 職務専念義務の免除							
ア 校長（3日以上）	○					○	
イ 校長以外の教職員（8日以上）	○					○	
(4) 出張							
ア 校長（1泊以上の県外）	○					○	
(5) 研修							
ア 校長以外の教職員（8日以上）	○					○	
(6) 教職員の表彰（内申）	○					○	
(7) 教職員の健康診断の実施	○					○	
(8) 修学旅行等の承認							○
(9) 準教科書の承認							○
(10) 振替授業の承認							○
(11) 準要保護児童及び生徒の認定及び扶助費の決定	○					○	
(12) 就学時の健康診断の実施	○					○	
(13) 児童及び生徒の災害報告による医療費請求					○		○
<u>(生涯学習課に関する事項)</u>							
(1) 生涯学習の推進							○
(2) 社会教育事業の実施							○
(3) 職務専念義務の免除							
ア 校長（3日以上）	○						
イ 校長以外の教職員（8日以上）	○						
(4) 出張							
ア 校長（1泊以上の県外）	○						
(5) 研修							
ア 校長以外の教職員（8日以上）	○						
(6) 教職員の表彰（内申）	○						
(7) 教職員の健康診断の実施	○						
(8) 修学旅行等の承認							○
(9) 準教科書の承認							○
(10) 振替授業の承認							○
(11) 準要保護児童及び生徒の認定及び扶助費の決定	○						
(12) 就学時の健康診断の実施	○						
(13) 児童及び生徒の災害報告による医療費請求					○		
<u>(社会教育課に関する事項)</u>							
(1) 生涯学習の推進							○
(2) 社会教育事業の実施							○

(3) 社会教育関係団体等の支援				(3) 社会教育関係団体等の支援				○
(4) 家庭教育相談の実施				(4) 家庭教育相談の実施				○
(5) 所管の社会教育施設の維持管理				(5) 所管の社会教育施設の維持管理				○
(6) 文化芸術事業の実施				(6) 文化芸術事業の実施				○
(7) 青少年教育事業の実施				(7) 青少年教育事業の実施				○
(8) こども110番事業の支援				(8) こども110番事業の支援				○
(9) 文化財の調査			○	(9) 文化財の調査			○	
(10) 文化財の管理及び活用				(10) 文化財の管理及び活用				○
<u>(スポーツ振興課に関する事項)</u>								
(1) 社会体育施設の使用許可				(1.1) 社会体育施設の使用許可				○
(2) スポーツ大会の実施				(1.2) スポーツ大会の実施				○
(3) 学校施設の開放				(1.3) 学校施設の開放				○
(中央公民館に関する事項)								
(1) 施設の使用許可				(1) 施設の使用許可				○
(2) 各種講座の実施				(2) 各種講座の実施				○
(3) 施設の維持管理				(3) 施設の維持管理				○
(4) 視聴覚教材及び教具の貸出し				(4) 視聴覚教材及び教具の貸出し				○
(5) 視聴覚教材及び教具の維持管理				(5) 視聴覚教材及び教具の維持管理				○
(図書館に関する事項)								





○八街市教育委員会事務決裁規程

平成9年3月27日

教育委員会訓令第2号

(目的)

第1条 この規程は、別に定めるもののほか、教育委員会の権限に属する事務の代決、専決その他事務処理について必要な事項を定め、事務処理に対する責任の所在を明確にし、行政の能率的な運営を図ることを目的とする。

(一部改正〔平成16年教委訓令1号〕)

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 決裁 教育長、教育長の権限を委任された者及び専決権限を有する者（以下「決裁責任者」という。）が、その権限に属する事務について最終的に意志決定を行うことをいう。
- (2) 代決 決裁責任者が不在のとき、あらかじめ認められた範囲内で、一時当該決裁責任者に代わって決裁することをいう。
- (3) 専決 あらかじめ認められた範囲内で、教育長の責任において、常時教育長に代わって決裁することをいう。
- (4) 不在 決裁責任者が欠けたこと、又は決裁責任者が出張、病気その他の事由により決裁することができない状態をいう。
- (5) 部長 八街市教育委員会行政組織規則（平成8年教育委員会規則第4号。以下「規則」という。）第16条第1項に規定する部長をいう。
- (6) 課長等 規則第11条に規定する課及び規則第14条に規定する教育機関の長をいう。

(一部改正〔令和4年教委訓令2号〕)

(部長の専決事項)

第3条 部長が専決できる事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

(一部改正〔令和4年教委訓令2号〕)

(課長等の専決事項)

第4条 課長等が専決できる事項は、別表第1及び別表第2のとおりとする。

ただし、別表第1中八街市職員の職務分類基準に関する規則（昭和40年規則第4号）別表第2に規定する教育機関の長に関する事項については、部長の決裁を受けなければならない。

（一部改正〔平成12年教委訓令2号・令和4年2号〕）

（専決の報告）

第5条 前2条の規定により専決した決裁責任者は、必要があると認めたときは、その専決をした事項を上司に報告しなければならない。

（教育長の代決者）

第6条 教育長が不在のときは、部長がその事務を代決する。

2 教育長及び部長が不在のときは、主務課長がその事務を代決する。

（一部改正〔令和4年教委訓令2号〕）

（部長の代決者）

第7条 部長が不在のときは、主務課長がその事務を代決する。

（追加〔平成19年教委訓令8号〕、一部改正〔令和4年教委訓令2号〕）

（課長等の代決者）

第8条 課長等が不在のときは、あらかじめ課長等が指名した者がその事務を代決する。

（一部改正〔平成18年教委訓令2号・19年8号〕）

（専決及び代決の制限）

第9条 この規程に定める専決事項又は代決事項であっても、特に重要な事項、異例若しくは疑義のある事項、新規な事項又は上司があらかじめ指示した事項については、上司の決裁を受けなければならない。ただし、急施を要する事項で上司の許可を得たものについては、この限りでない。

（一部改正〔平成19年教委訓令8号〕）

（代決の処理）

第10条 代決した事項については、速やかに上司の後閲を受けなければならない。

(一部改正〔平成19年教委訓令8号〕)

附 則

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成12年12月25日教委訓令第2号)

この訓令は、平成13年1月1日から施行する。

附 則 (平成16年11月26日教委訓令第1号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成17年3月24日教委訓令第3号)

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成18年3月28日教委訓令第2号)

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月20日教委訓令第1号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年11月27日教委訓令第8号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成20年3月31日教委訓令第1号)

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年3月27日教委訓令第1号)

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年8月27日教委訓令第2号)

この訓令は、公示の日から施行し、平成27年4月1日から適用する。

附 則 (平成28年2月4日教委訓令第1号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年3月24日教委訓令第4号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月21日教委訓令第2号)

この訓令中第1条の規定は公示の日から、第2条の規定は平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成30年3月22日教委訓令第2号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和2年2月27日教委訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月24日教委訓令第2号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第3条、第4条）

（全部改正〔平成30年教委訓令第2号〕、一部改正〔令和2年教委訓令1号・4年2号〕）

共通専決事項

1 人事に関する事項

専決事項	専決者	教育長	部長	課長等
(1) 年次休暇		8級	7級	6級以下
(2) 療養休暇（6日以上）		5級以上	4級以下	
(3) 療養休暇（6日未満）		8級	7級	6級以下
(4) 特別休暇（10日以上）		5級以上	4級以下	
(5) 特別休暇（10日未満）		8級	7級	6級以下
(6) 介護休暇		○		
(7) 欠勤		○		
(8) 育児休業の承認及び期間の延長の承認		○		
(9) 育児短時間勤務の承認及び期間の延長の承認		○		
(10) 部分休業の承認及び期間の延長の承認		8級	7級以下	
(11) 出張命令及び復命（2泊以上を除く。）		8級	7級	6級以下
(12) 週休日の振替命令及び休日		8級	7級	6級以下

の代休日の指定			
(13) 職務に専念する義務の免除 (2日以内に限る。)	8級	7級	6級以下
(14) 時間外勤務及び休日勤務の 命令			○
(15) 管理職員特別勤務手当の確 認	8級	7級以下	
(16) 非常勤職員等の任用	3か月以上	3か月未満	1か月未満

備考 非常勤職員等の任用については、教育総務課並びに人事及び財政担当  
部課長合議とする。

## 2 文書その他に関する事項

専決事項	専決者	教育長	部長	課長等
(1) 令達文書（達及び指令）		特に重要な もの	重要なもの	軽易なもの
(2) 公示文書（告示（規程形式を 除く。）及び公示）		特に重要な もの	重要なもの	軽易なもの
(3) 往復文書（照会、回答、通知、 依頼等）		特に重要な もの	重要なもの	軽易なもの
(4) 諸証明				○
(5) 文書の保存及び廃棄				○
(6) 会議の招集及 び案件の決定	教育長の出席 する会議	重要なもの	軽易なもの	
	上記以外の会 議		○	
(7) 所属職員の事務分掌の決定				○
(8) 展覧会、講習会、研究会及び 競技会等の主催、共催及び後援の決		重要なもの	軽易なもの	

定			
(9) 事務引継	8級	7級	6級以下

3 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の2の規定に基づき  
教育委員会に委任された事務に関する事項

	専決者	教育長	部長	課長等
専決事項				
(1) 公民館、市営運動場及びスポーツプラザ使用料の徴収及び還付				○
(2) 公民館、市営運動場及びスポーツプラザ使用料の減免			○	

別表第2（第3条、第4条）

（全部改正〔平成19年教委訓令1号〕、一部改正〔平成27年教委訓令2号・28年1号・29年2号・30年2号・令和4年2号〕）

	専決者	教育長	部長	課長等
専決事項				
（教育総務課に関する事項）				
(1) 軽易な儀式及び交際				○
(2) 職員の昇格の決定		○		
(3) 職員の定期昇給の決定		○		
(4) 職員の公務災害の認定			○	
(5) 学校の予算配当				○
(6) 学校施設整備計画の作成		○		
(7) 学校施設の目的外使用の許可			○	
（学校教育課に関する事項）				
(1) 教職員の人事及び給与に関する内申		○		
(2) 教職員の休暇の承認				
ア 校長の休暇（5日以上）		○		

イ 結核療養休暇	○		
ウ 部分休暇	○		
(3) 職務専念義務の免除			
ア 校長（3日以上）	○		
イ 校長以外の教職員（8日以上）	○		
(4) 出張			
ア 校長（1泊以上の県外）	○		
(5) 研修			
ア 校長以外の教職員（8日以上）	○		
(6) 教職員の表彰（内申）	○		
(7) 教職員の健康診断の実施	○		
(8) 修学旅行等の承認			○
(9) 準教科書の承認			○
(10) 振替授業の承認			○
(11) 準要保護児童及び生徒の認定及び扶助費の決定	○		
(12) 就学時の健康診断の実施	○		
(13) 児童及び生徒の災害報告による医療費請求		○	
(社会教育課に関する事項)			
(1) 生涯学習の推進			○
(2) 社会教育事業の実施			○
(3) 社会教育関係団体等の支援			○
(4) 家庭教育相談の実施			○
(5) 所管の社会教育施設の維持管理			○
(6) 文化芸術事業の実施			○
(7) 青少年教育事業の実施			○

(8) こども110番事業の支援			○
(9) 文化財の調査		○	
(10) 文化財の管理及び活用			○
(スポーツ振興課に関する事項)			
(1) 社会体育施設の使用許可			○
(2) スポーツ大会の実施			○
(3) 学校施設の開放			○
(中央公民館に関する事項)			
(1) 施設の使用許可			○
(2) 各種講座の実施			○
(3) 施設の維持管理			○
(4) 視聴覚教材及び教具の貸出し			○
(5) 視聴覚教材及び教具の維持管理			○
(図書館に関する事項)			
(1) 図書の貸出し			○
(2) 移動図書館車の運行及び管理			○
(3) 施設の維持管理			○
(学校給食センターに関する事項)			
(1) 学校給食計画の決定		○	
(2) 給食費の徴収			○
(3) 賄材料費の調達			○
(4) 栄養及び献立計画の策定決定			○
(5) 調理業務の計画及び決定			○
(スポーツプラザに関する事項)			
(1) 施設の使用許可			○
(2) 施設の維持管理			○
(郷土資料館に関する事項)			

(1) 施設の維持管理			○
(2) 資料の収集、寄贈及び寄託			○
(3) 資料の保存、展示及び活用			○
(4) 市史の編さん			○
(教育センターに関する事項)			
(1) 研究指定校の決定	○		
(2) 研修会の開催			○
(3) 調査の依頼			○
(教育支援センターに関する事項)			
(1) 教育支援センターの計画及び決定			○
(2) 施設の維持管理			○

八街市教育委員会文書規程（平成12年教育委員会訓令第1号）新旧対照表

現行					改正後（案）				
別表第1（第5条）					別表第1（第5条）				
区分	課等名	係等名	文書記号	文書の種類	区分	課等名	係等名	文書記号	文書の種類
事務局	教育総務課	総務係	八教総	総務係の発する文書	事務局	教育総務課	総務係	八教総	総務係の発する文書
		施設係	八教総施	施設係の発する文書			施設係	八教総施	施設係の発する文書
	学校教育課	学務係	八教学	学務係の発する文書	学校教育課	学校教育課	学務係	八教学	学務係の発する文書
		指導室	八教学指	指導室の発する文書			指導室	八教学指	指導室の発する文書
教育機関	社会教育課	社会教育推進係	八教社	社会教育推進係の発する文書	生涯学習課	生涯学習課	社会教育推進係	八教生	社会教育推進係の発する文書
		文化財係	八教社文	文化財係の発する文書			文化財係	八教生文	文化財係の発する文書
	スポーツ振興課	振興係	八教ス	振興係の発する文書	スポーツ振興室	スポーツ振興室	スポーツ振興係	八教生ス	スポーツ振興室の発する文書
		管理事業係	八公	管理事業係の発する文書			管理事業係	八公	管理事業係の発する文書
図書館	図書館	管理係	八公管	管理係の発する文書	中央公民館	中央公民館	管理事業係	八公	管理事業係の発する文書

図書館	管理係	八図管	管理係の発する文書
	奉仕係	八図奉	奉仕係の発する文書
学校給食センター	管理係	八給	管理係の発する文書
スポーツプラザ	管理係	ハス	管理係の発する文書
郷土資料館		八郷	郷土資料館の発する文書
教育センター		八教セ	教育センターの発する文書
教育支援センター		八教支	教育支援センターの発する文書

	奉仕係	八図奉	奉仕係の発する文書
学校給食センター	管理係	八給	管理係の発する文書
スポーツプラザ	管理係	ハス	管理係の発する文書
郷土資料館		八郷	郷土資料館の発する文書
教育センター		八教セ	教育センターの発する文書
教育支援センター		八教支	教育支援センターの発する文書

○八街市教育委員会文書規程

平成12年3月30日

教育委員会訓令第1号

(趣旨)

第1条 この規程は、八街市教育委員会における文書事務の取扱いについて、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事務局 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第17条に規定する事務局をいう。
- (2) 課 八街市教育委員会行政組織規則(平成8年八街市教育委員会規則第4号。以下「組織規則」という。)第11条に規定する課をいう。
- (3) 教育機関 組織規則第14条に規定する教育機関をいう。
- (4) 課長又は教育機関の長 前2号に規定する課又は教育機関の長をいう。

(一部改正〔平成27年教委訓令第1号・令和4年3号〕)

(文書の種類)

第3条 文書の種類は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) 令達文書

ア 条例 地方自治法(昭和22年法律第67号)第14条の規定により制定するもの

イ 規則 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定により制定するもの

ウ 訓令 事務局、教育機関又はこれらの職員に対して一般的に命令するもの

エ 訓 事務局、教育機関又はこれらの職員に対して個別的に命令するもの

オ 達 事務局、教育機関若しくはこれらの職員又は法人、個人等に個別的に機関の意思(任免等を除く。)を示達するもの

カ 指令 申請、出願等に対して機関の意志を示達するもの

キ 告示 教育委員会が法令の根拠に基づき、住民の権利義務に係る事項を公示するもの

ク 公告 告示以外のもので、一定の事項を不特定多数に周知させるため公示するもの

(2) 往復文書 通達、通知、依頼、照会、回答、報告、送付、協議、申請、進達、副申、諮問、答申、建議、出願、届出、勧告その他これらに類するもの

(3) 内部文書 伺い、復命書、事務引継書その他これらに類するもの

(4) その他の文書 任免等のための辞令、表彰状その他前各号に該当しないもの

(一部改正〔平成16年教委訓令1号・18年3号・27年1号〕)

(文書の收受)

第4条 課及び教育機関に配布を受け、又は到達した文書及び荷物その他これらに類する物品は、当該課及び教育機関の文書取扱者が收受し、收受印（別記様式）を押さなければならない。

(一部改正〔平成19年教委訓令7号〕)

(文書の記号及び番号)

第5条 施行する文書には、次の各号に定めるところにより、記号及び番号を付さなければならない。

(1) 令達文書の記号は、八街市教育委員会と表示したあとに令達種目を付して表示するものとする。

(2) 令達文書以外の文書の記号は、別表第1により表示するものとする。ただし、秘密を要する文書については、文書記号の次に「秘」の文字を追加するものとする。

(3) 文書の番号は、当該文書の記号ごとに会計年度により表示するものとする。ただし、条例、規則、告示及び訓令にあつては暦年により表示するものとする。

- (4) 同一事件の文書については、同一の番号を用いることができる。この場合において、令達文書以外の文書のうち会計年度を超える同一事件の文書にあつては、文書記号の前に当該事件に係る当初の会計年度を表示するものとする。
- (5) 同一種類の文書のうち課長又は教育機関の長が必要であると認める同一件名の文書については、あらかじめ、同一件名のものごとに一の番号を定め、当該番号ごとに枝番号を表示することができる。
- (6) 前3号の規定にかかわらず、軽易な事件に関する文書については、文書番号を省略して号外とすることができる。

(一部改正〔平成18年教委訓令3号〕)

(文書の発信者名)

第6条 施行する文書の発信者名は、法令等の規定に定めがあるものを除くほか、教育委員会名、委員長名又は教育長名を用いなければならない。ただし、文書の性質又は内容により、部長名、課長名又は教育機関の長名を用いることができる。

2 前項の発信者名は、教育委員会名を用いる場合を除き、職氏名を用いるものとする。ただし、その内容により氏名を省略することができる。

(一部改正〔平成18年教委訓令3号・令和4年3号〕)

(文書の保存期間)

第7条 事案の処理が完結した文書の保存期間は、別表第2のとおりとする。

(準用)

第8条 この規程に定めるもののほか、文書事務の取扱いについては、八街市文書規程（平成元年訓令第5号）の規定を準用する。

附 則

この訓令は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成16年11月26日教委訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成17年3月24日教委訓令第4号）

この訓令は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成18年3月28日教委訓令第3号）

この訓令は、平成18年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月20日教委訓令第2号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年10月1日教委訓令第7号）

この訓令は、平成19年10月1日から施行する。

附 則（平成24年3月27日教委訓令第1号）

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日教委訓令第1号）

（施行期日）

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 この訓令の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長が、その教育委員会の委員としての任期において在職する場合は、当該教育長の在職期間に限り、次の各号に掲げる訓令の規定は、なおその効力を有する。

(1) 第1条による改正前の八街市教育委員会文書規程

(2) 第2条による改正前の八街市教育委員会公印管理規程

附 則（平成28年2月4日教委訓令第3号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月21日教委訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（平成30年1月19日教委訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（令和2年2月27日教委訓令第1号）

この訓令は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月24日教委訓令第3号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第5条）

（全部改正〔令和4年教委訓令3号〕）

区分	課等名	係等名	文書記号	文書の種類
事務局	教育総務課	総務係	八教総	総務係の発する文書
		施設係	八教総施	施設係の発する文書
	学校教育課	学務係	八教学	学務係の発する文書
		指導室	八教学指	指導室の発する文書
	社会教育課	社会教育 推進係	八教社	社会教育推進係の発する文書
		文化財係	八教社文	文化財係の発する文書
	スポーツ振興課	振興係	八教ス	振興係の発する文書
教育機関	中央公民館	管理事業 係	八公	管理事業係の発する文書
	図書館	管理係	八図管	管理係の発する文書
		奉仕係	八図奉	奉仕係の発する文書
	学校給食センター	管理係	八給	管理係の発する文書
	スポーツプラザ	管理係	八ス	管理係の発する文書
	郷土資料館		八郷	郷土資料館の発する文書
	教育センター		八教セ	教育センターの発する文書
教育支援センター		八教支	教育支援センターの発する文書	

別表第2（第7条）

（全部改正〔平成30年教委訓令1号〕、一部改正〔令和2年教委訓令1号〕）

保存期間	文書の内容
長期	1 規則、訓令、告示その他例証となるべき文書の制定、改廃及び運用解釈に関する文書

	<ul style="list-style-type: none"> <li>2 教育行政の総合的な計画に関する文書</li> <li>3 教育委員会会議に関する文書で重要なもの</li> <li>4 教育委員会の行政組織の設定及び改廃に関する文書</li> <li>5 諮問、答申等に関する文書で特に重要なもの</li> <li>6 法律関係が10年を超える契約、覚書、協定その他権利義務に関する文書</li> <li>7 訴訟及び行政不服審査に関する文書</li> <li>8 附属機関の委員の任免に関する文書</li> <li>9 職員の任免、賞罰及び履歴に関する文書（教育総務課及び学校教育課の所掌するものに限る。）</li> <li>10 公務災害補償等の裁定及び認定に関する文書</li> <li>11 叙位、叙勲及び褒賞に関する文書</li> <li>12 教育財産の取得、処分等に関する文書</li> <li>13 工事にに関する文書で特に重要なもの</li> <li>14 教育行政の沿革に関する文書</li> <li>15 法令等に基づく統計資料</li> <li>16 原簿、台帳、帳簿等で特に重要なもの</li> <li>17 その他11年以上保存する必要があると認める文書</li> </ul>
10年	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 事業の計画及び実施に関する文書</li> <li>2 教育委員会会議に関する文書</li> <li>3 諮問、答申等に関する文書で重要なもの</li> <li>4 法律関係が5年を超える契約、覚書、協定その他権利義務に関する文書</li> <li>5 教育行政上の助言、勧告及び指導に関する文書で重要なもの</li> <li>6 教育財産の管理に関する文書</li> <li>7 工事にに関する文書</li> <li>8 原簿、台帳、帳簿等</li> <li>9 表彰に関する文書</li> </ul>

	10 その他10年保存する必要があると認める文書
5年	1 諮問、答申等に関する文書 2 請願、陳情、要望等に関する文書 3 契約、覚書、協定その他権利義務に関する文書 4 教育行政上の助言、勧告及び指導に関する文書 5 職員の任免、賞罰及び履歴に関する文書（教育総務課及び学校教育課の所掌するもの以外のもの） 6 非常勤職員等の任用に関する文書 7 職員の服務に関する文書（教育総務課の所掌するものに限る。） 8 出納証拠書類 9 職員の福利厚生に関する文書（教育総務課の所掌するものに限る。） 10 歳入歳出予算及び決算に関する文書 11 監査、検査及び事務指導に関する文書 12 その他5年保存する必要があると認める文書
3年	1 職員の研修に関する文書 2 照会、回答、通知その他一般文書で重要なもの 3 その他3年保存する必要があると認める文書
1年	1 照会、回答、通知その他一般文書で軽易なもの 2 会議、講習会等に関する文書 3 その他1年保存する必要があると認める文書

別記様式(第4条)

収

事務局



受

印

教育機関



別記様式（第4条）

八街市立幼稚園管理規則（昭和51年教育委員会規則第2号）新旧対照表

現 行	改正後（案）														
<p>（<u>教頭等</u>）</p> <p>第3条 幼稚園に、<u>教頭</u>及び主任教諭を置くことができる。</p> <p>2 <u>教頭</u>及び主任教諭は、教育長の推せんにより教育委員会が命ずる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>教頭</u>は、園長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>（新設）</p> <p>5 （略）</p> <p>（定員）</p> <p>第16条 幼児の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1125 1182 1441 2022"> <thead> <tr> <th>幼稚園名</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八街市立八街第一幼稚園</td> <td>5歳児 60名 4歳児 60名</td> </tr> <tr> <td>八街市立川上幼稚園</td> <td>5歳児 30名 4歳児 30名</td> </tr> <tr> <td>八街市立朝陽幼稚園</td> <td>5歳児 30名 4歳児 30名</td> </tr> </tbody> </table>	幼稚園名	定員	八街市立八街第一幼稚園	5歳児 60名 4歳児 60名	八街市立川上幼稚園	5歳児 30名 4歳児 30名	八街市立朝陽幼稚園	5歳児 30名 4歳児 30名	<p>（<u>副園長等</u>）</p> <p>第3条 幼稚園に、<u>副園長</u>、<u>教頭</u>及び主任教諭を置くことができる。</p> <p>2 <u>副園長</u>、<u>教頭</u>及び主任教諭は、教育長の推せんにより教育委員会が命ずる。</p> <p>3 （略）</p> <p>4 <u>副園長</u>は、園長に事故があるときは、その職務を代行する。</p> <p>5 <u>教頭</u>は、<u>園長</u>（<u>副園長</u>を置く幼稚園）<u>にあつては、園長及び副園長</u>）に事故があるときは、<u>その職務を代行する</u>。</p> <p>6 （略）</p> <p>（定員）</p> <p>第16条 幼児の定員は、次のとおりとする。</p> <table border="1" data-bbox="1125 286 1348 1126"> <thead> <tr> <th>幼稚園名</th> <th>定員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>八街市立八街第一幼稚園</td> <td>5歳児 60名 4歳児 60名</td> </tr> <tr> <td>八街市立朝陽幼稚園</td> <td>5歳児 30名 4歳児 30名</td> </tr> </tbody> </table>	幼稚園名	定員	八街市立八街第一幼稚園	5歳児 60名 4歳児 60名	八街市立朝陽幼稚園	5歳児 30名 4歳児 30名
幼稚園名	定員														
八街市立八街第一幼稚園	5歳児 60名 4歳児 60名														
八街市立川上幼稚園	5歳児 30名 4歳児 30名														
八街市立朝陽幼稚園	5歳児 30名 4歳児 30名														
幼稚園名	定員														
八街市立八街第一幼稚園	5歳児 60名 4歳児 60名														
八街市立朝陽幼稚園	5歳児 30名 4歳児 30名														

## ○八街市立幼稚園管理規則

昭和51年3月26日

教育委員会規則第2号

〔注〕平成7年から改正経過を注記した。

### 第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第33条の規定に基づき八街市立幼稚園（以下「幼稚園」という。）の管理運営に関し必要な事項を定めるものとする。

### 第2章 組織

(職員)

第2条 幼稚園に園長、教諭、助教諭及びその他の職員を置く。

(教頭等)

第3条 幼稚園に、教頭及び主任教諭を置くことができる。

2 教頭及び主任教諭は、教育長の推せんにより教育委員会が命ずる。

3 教育長は、前項の推せんを行うに当たっては、当該幼稚園の園長の意見を聴かなければならない。

4 教頭は、園長に事故があるときは、その職務を代行する。

5 主任教諭は、上司の命を受けその職務を処理する。

(一部改正〔平成20年教委規則4号〕)

(学校医、学校歯科医及び学校薬剤師)

第4条 学校医、学校歯科医及び学校薬剤師は、教育長の推せんにより教育委員会が委嘱する。

(職員会議)

第5条 幼稚園に園長の職務の円滑な執行に資するため、職員会議を置く。

2 職員会議は、園長が主宰する。

3 前項に規定するもののほか、職員会議の組織運営に関し必要な事項は、園長が定める。

(一部改正〔平成12年教委規則2号〕)

(園務分掌)

第6条 園長は、園務を職員に分掌させるものとする。

2 園長は、前項の規定により園務の分掌を定めたときは、その概要を教育委員会に報告しなければならない。

(学校評議員)

第6条の2 幼稚園に、学校評議員を置くことができる。

2 学校評議員は、当該幼稚園の職員以外の者で教育に関する理解及び識見を有する者のうちから、園長が推薦し、教育委員会が委嘱する。

3 前2項に規定するもののほか、学校評議員に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(追加〔平成22年教委規則1号〕)

### 第3章 教育課程

(編成)

第7条 教育課程は、幼稚園教育要領により園長が定める。

2 園長は、教育課程を定めたときは、速やかに教育委員会に届け出なければならない。

(実施報告)

第8条 園長は、当該年度における教育課程の実施状況を翌年度の4月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

(幼稚園行事等)

第9条 幼稚園行事等のうち次の各号に掲げるものについては、教育委員会が別に定める基準により行うものとする。

(1) 遠足

(2) 水泳その他教育委員会の定める特殊行事

(一部改正〔平成20年教委規則4号〕)

第10条 前条に規定する場合を除くほか、園長は、入園式、卒業式その他重要な行事を行うときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

### 第4章 教材

(教材の選定)

第11条 幼稚園において幼児の指導のため使用する図書その他の材料は、園長が幼児の教育効果の向上に有効適切と認めるものでなければならない。

(教材の届出)

第12条 園長は、学年又は学級の幼児全員の教材として図書等を継続的に使用させようとするときは、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

(一部改正〔平成12年教委規則2号〕)

#### 第5章 学期及び休業日

(全部改正〔平成11年教委規則3号〕)

(学期)

第13条 学校教育法施行令(昭和28年政令第340号)第29条の規定による学期は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 第1学期 4月1日から7月31日まで
- (2) 第2学期 8月1日から12月31日まで
- (3) 第3学期 1月1日から3月31日まで

(追加〔平成11年教委規則3号〕)

(休業日)

第13条の2 学校教育法施行令第29条の規定による休業日は、次の各号に掲げるとおりとする。

- (1) 学年始め休業日 4月1日から4月4日まで
- (2) 夏季休業日 7月21日から8月31日まで
- (3) 冬季休業日 12月24日から翌年1月6日まで
- (4) 学年末休業日 3月25日から3月31日まで
- (5) 県民の日を定める条例(昭和59年千葉県条例第3号)に規定する日

2 前項に掲げるもののほか、園長が特に必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、休業日を定めることができる。

(一部改正〔平成11年教委規則3号・20年4号〕)

(臨時休業)

第14条 園長は、感染症の予防上必要があるときは、臨時に幼稚園の全部又は一部の授業を行わないことができる。

2 園長は、前項及び学校教育法施行規則（昭和22年文部省令第11号）第63条の規定により授業を行わなかったときは、臨時休業報告書（別記様式第1号）により教育委員会に報告しなければならない。

（一部改正〔平成20年教委規則4号・21年7号〕）

（振替授業）

第15条 園長は、幼稚園運営上特に必要があると認める場合には、休業日を相互に振替えて授業を行うこと（以下「振替授業」という。）ができる。

2 園長は、振替授業を行うに当たっては、運動会、学芸会、その他恒例の幼稚園行事による場合を除くほか、あらかじめ教育委員会に届け出なければならない。

（一部改正〔平成12年教委規則2号〕）

## 第6章 幼児

（定員）

第16条 幼児の定員は、次のとおりとする。

幼稚園名	定員	
八街市立八街第一幼稚園	5歳児60名	4歳児60名
八街市立川上幼稚園	5歳児30名	4歳児30名
八街市立朝陽幼稚園	5歳児30名	4歳児30名

（一部改正〔平成7年教委規則1号・8年5号・22年8号・30年3号・令和6年5号〕）

（入園資格）

第17条 幼稚園に入園することができる者は、八街市に住所を有する満4歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児とする。

（幼児の募集）

第18条 幼稚園幼児の募集については、毎年教育委員会が定め、あらかじめ公示する。

（入園）

第19条 保護者は、幼児を入園させようとするときは、教育委員会が指定する期間内に入園願（別記様式第2号）を園長に提出しなければならない。

- 2 入園を希望する者の数が定員を超えた場合には、園長は、公正な方法をもって入園を許可する者を、選考しなければならない。
- 3 園長は、入園を希望する者を選考したときは、直ちに入園児の報告について（別記様式第3号）を教育委員会に提出しなければならない。
- 4 園長は、定員に欠員を生じたときは、補欠入園させることができる。

（一部改正〔平成27年教委規則3号〕）

（入園の時期）

第20条 入園の時期は、学年の始めとする。ただし、特別の理由があるときは、この限りでない。

（退園）

第21条 退園を希望する者は、退園届（別記様式第4号）を園長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成27年教委規則3号〕）

（休園）

第22条 病気その他やむを得ない理由により休園しようとする者は、休園届（別記様式第5号）を園長に提出しなければならない。

- 2 休園の期間は、1月以上6月未満とする。

（一部改正〔平成27年教委規則3号〕）

（復園）

第23条 休園中の幼児が復園しようとするときは、復園届（別記様式第6号）を園長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成27年教委規則3号〕）

（修了証書）

第24条 園長は、幼稚園の課程を修了したと認める幼児に対して修了証書（別記様式第7号）を授与しなければならない。

（健康診断）

第25条 園長は、毎年定期的に幼児の健康診断を行わなければならない。

- 2 園長は、必要があると認めるときは、臨時に幼児の健康診断を行うことができる。

3 園長は、健康診断を行ったときは、実施後20日以内に健康診断報告書（別記様式第8号）により教育委員会に報告しなければならない。

（予防措置等）

第26条 園長は、前条の健康診断の結果に基づき、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 病気の予防措置を行うこと。
- (2) 病気の治療を受けるべきこと又は病気の予防処置を行うべきことを幼児若しくは保護者に指示すること。

（忌引等の取扱い）

第27条 園長は、幼児が次の各号に掲げる理由のため出席しなかったときは、欠席の取扱いをしない。

- (1) 忌引
- (2) 学校保健安全法（昭和33年法律第56号）第19条の規定による出席停止
- (3) 風、水、火災その他の変災による事故
- (4) 父母の祭日
- (5) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める場合

2 前項第1号に掲げる理由のため欠席の取扱いをしない日数は、父母については7日、祖父母又は兄弟姉妹については5日、伯叔父母又は曾祖父母については1日とする。ただし、葬祭のため、遠隔の地に旅行する必要がある場合には、往復日数を加算することができる。

3 第1項第2号から第5号までに掲げる理由のため欠席の取扱いをしない日数は、その都度必要と認められる日数とする。

（一部改正〔平成11年教委規則3号・21年3号・令和6年5号〕）

（幼児に関する報告）

第28条 園長は、性行不良であつて他の幼児の教育に妨げがあると認める幼児があるときは、性行不良幼児報告（別記様式第9号）により教育委員会に報告しなければならない。

第29条 削除

(削除〔令和6年教委規則5号〕)

## 第7章 施設等の管理

(施設等の管理)

第30条 園長は、幼稚園の施設、設備及び備品（以下「施設等」という。）の管理を統轄し、職員は、園長の定めるところにより施設等の管理を分掌する。

2 園長は、施設等の管理簿を備え、その現況を記載しておかなければならない。

3 園長は、毎年度の施設等の現況を翌年度の4月末日までに教育委員会に報告しなければならない。

(一部改正〔平成20年教委規則4号〕)

(施設等の利用)

第31条 学校教育法（昭和22年法律第26号）第137条の規定により、施設等を社会教育その他公共のために利用させることに関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(一部改正〔平成22年教委規則1号〕)

(滅失又は損傷の報告)

第32条 園長は、施設等の全部又は一部が滅失又は損傷したときは、速やかにその旨を教育委員会に報告しなければならない。

(防火管理者)

第33条 園長は、教頭又はこれに準ずる者に消防法（昭和23年法律第186号）第8条に規定する防火管理者を命ずる。

(非常変災等の対策)

第34条 園長は、非常変災その他急迫の事態に備えて、幼児の避難その他職員の講ずべき処置等に関する計画を年度当初に策定し、教育委員会に報告しなければならない。

2 園長は、避難又は消火の訓練及び消防設備の点検を定期的実施しなければならない。

- 3 幼稚園の重要な文書、記録、備品等については、非常持出品目録を作成し、標識を付けるものとする。

(日直)

第35条 幼稚園に日直を置く。

- 2 日直は、職員の正規の勤務時間以外の時間における文書の收受及び保管、施設等の管理その他応急処置に当たる。
- 3 日直の勤務を行う職員は、特別の場合を除き1人とし、園長が輪番制により職員に命ずる。
- 4 前2項に定めるもののほか、日直の勤務に関し必要な事項は、園長が定める。

## 第8章 服務

(履歴書)

第36条 園長は、職員が新たに配置されたときは、速やかに履歴書を作成しなければならない。この場合における履歴書の様式については、八街市職員服務規程（平成元年訓令第6号）第5条第1項に定める様式を準用する。

- 2 園長は、履歴書を常に整理し、保管しなければならない。

(一部改正〔平成27年教委規則3号〕)

(出勤簿)

第37条 園長は、出勤簿を作成しておかなければならない。この場合における出勤簿の様式については、八街市職員服務規程第8条第1項に定める様式を準用する。

- 2 園長は、職員が出張、研修、休暇又は欠勤したときは、出勤簿にその旨を記載しなければならない。職員が休職等の処分を受けた場合についても同様とする。

(一部改正〔平成20年教委規則4号・27年3号〕)

(出張命令)

第38条 職員の出張は、園長が命ずる。ただし、園長の宿泊を要する県外出張にあつては、あらかじめ教育長の承認を受けなければならない。

(休暇の承認)

第39条 職員の有給休暇は、園長が承認する。

2 前項の規定にかかわらず、園長の5日以上にわたる有給休暇並びに職員の結核性疾患による療養休暇及び6日以上の療養休暇並びに分べんの場合の特別休暇は、教育長が承認する。

3 職員の無給休暇は、教育長が承認する。

(一部改正〔平成20年教委規則8号〕)

(報告)

第40条 園長は、職員が次の各号のいずれかに該当する場合は、速やかに教育委員会に報告しなければならない。

(1) 死亡したとき。

(2) 公務上の災害を受けたと認められるとき。

(3) 学校教育法第9条第1号、第2号又は第4号に該当することとなったとき。

(4) 地方公務員法(昭和25年法律第261号)第28条第1項第1号から第3号まで又は同条第2項各号のいずれかに該当すると認められるとき。

(5) 欠勤したとき。

(6) 前各号に掲げるもののほか、身分上の取扱いを要すると認められる事実が発生したとき。

(一部改正〔平成20年教委規則4号〕)

(補則)

第41条 この章に定めるもののほか、職員の服務に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

## 第9章 文書

(事務処理の原則)

第42条 事務処理は、文書によることを原則とし、適正かつ迅速に行わなければならない。

(押印)

第43条 発送する文書には、担当の公印を押さなければならない。ただし、園長の指示する文書については、公印を押さないことができる。

(表簿)

第44条 学校教育法施行規則第28条第1項に規定するもののほか、幼稚園において備えなければならない表簿及びその保存期間は、次のとおりとする。

表簿	保存期間
1 幼稚園沿革誌	長期
2 修了証書授与台帳	長期
3 幼稚園一覧表	5年
4 保育指導に関するもの	5年
5 職員の人事及び給与に関するもの	5年
6 職員会議に関するもの	5年
7 職員旅行命令簿	5年
8 前各号に掲げるもの以外の公文書	5年

(一部改正〔平成20年教委規則4号〕)

(保存期間の起算)

第45条 前条に規定する表簿の保存期間は、表簿を作成し、又は編冊した年の翌年1月1日から起算する。ただし、会計年度をもって作成し、又は編冊する表簿にあつては当該年度の決算の終わった翌月の1日から、学年をもって作成し、又は編冊する表簿にあつては翌年度の4月1日から起算する。

(表簿の廃棄)

第46条 園長は、保存期間の経過した表簿を廃棄することができる。

#### 第10章 雑則

(定例報告)

第47条 園長は、4月16日、7月31日及び12月31日現在における幼児数、学級数及び教職員数を組織編制報告書(別記様式第10号)により、それぞれ4月20日、8月5日及び1月10日までに教育委員会に報告しなければならない。

2 園長は、各学期ごとの職員の勤務状況を勤務状況報告書(別記様式第11号)により第1学期分にあつては8月5日まで、第2学期分にあつては1月

10日まで、第3学期分にあつては4月5日までに教育委員会に報告しなければならない。

(一部改正〔平成27年教委規則3号〕)

(事故報告)

第48条 園長は、次の各号に掲げる事故が発生したときは、直ちにその事情を教育委員会に連絡するとともに、速やかにその詳細を文書をもって報告しなければならない。

- (1) 幼児の甚だしい非行
- (2) 事故による職員又は幼児の死亡又は傷害
- (3) 職員又は幼児の感染症その他の集団の病気
- (4) 災害、盗難その他の事故

(一部改正〔平成20年教委規則4号・21年7号〕)

(補則)

第49条 この規則の施行に関し必要な事項は、教育長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和52年1月20日教委規則第1号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和52年3月31日教委規則第5号)

この規則は、昭和52年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年3月28日教委規則第1号)

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年2月9日教委規則第1号)

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則 (昭和54年4月23日教委規則第3号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和60年1月23日教委規則第2号)

この規則は、昭和60年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年2月27日教委規則第1号)

この規則は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 8 年 3 月 2 5 日教委規則第 5 号）

この規則は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 9 月 2 4 日教委規則第 3 号）

この規則は、公布の日から施行する。ただし、改正後の八街市立幼稚園管理規則第 1 3 条の規定は、平成 1 1 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 1 2 年 3 月 3 0 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 1 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 0 年 3 月 3 1 日教委規則第 4 号）

この規則は、公布の日から施行し、改正後の八街市立幼稚園管理規則の規定は、平成 1 9 年 1 2 月 2 6 日から適用する。

附 則（平成 2 0 年 1 2 月 2 4 日教委規則第 8 号）

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 2 月 2 0 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 8 月 2 8 日教委規則第 7 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 3 月 2 9 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 2 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 2 年 8 月 3 0 日教委規則第 8 号）

（施行期日）

1 この規則は、平成 2 3 年 4 月 1 日から施行する。

（準備行為）

2 規則第 1 8 条及び第 1 9 条に規定する行為は、この規則の施行前において、この規則の例により行うことができる。

附 則（平成 2 7 年 3 月 2 5 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 3 0 年 8 月 2 2 日教委規則第 3 号）

（施行期日）

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の八街市立幼稚園管理規則の規定は、平成31年度以後に入園する幼稚園の幼児の定員から適用し、平成30年度までの幼稚園の幼児の定員については、なお従前の例による。

附 則 (令和6年2月16日教委規則第5号)

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

別記

様式第1号(第14条第2項)

第 号  
年 月 日

八街市教育委員会教育長 様

八街市立 幼稚園  
園長



臨時休業報告書

下記のとおり臨時休業をしたので、報告いたします。

記

- 1 事 由
- 2 期 日
- 3 休業学年
- 4 園児の処置

様式第2号(第19条第1項)

入 園 願

提出日 年 月 日

幼稚園長 様

保護者氏名 印

下記により入園させたく、入園願を提出します。

記

幼 児	ふりがな 氏 名 生年月日	..... 年 月 日生		保護者との続柄	
	性別	男	女		
	現住所	〒 千葉県八街市 ( 区)			
保 護 者	ふりがな 氏 名	.....			
	父				
	勤務先	勤務先名	電話		
		所在地			
母	ふりがな 氏 名	.....			
	勤務先	勤務先名	電話		
		所在地			
	電 話		その他の連絡方法（呼出等）		
	自宅				
	携帯（父） （母）				

様式第3号(第19条第3項)

第 号  
年 月 日

八街市教育委員会教育長 様

八街市立 幼稚園  
園長 印

入園児の報告について

このことについて、下記のとおり園児が入園したので報告します。

記

園児名	生年月日	保護者名	住所	学級	入園月日	転入前園名

月 日現在の園児数  
4歳児 名  
5歳児 名

入園待ち数  
4歳児 名  
5歳児 名

様式第4号(第21条)

退園届

年 月 日

八街市立 幼稚園長 様

住 所

電話番号

保護者名

印

下記により退園させたく、退園届を提出します。

記

園児名		学級名	
生年月日	年 月 日生		
事 由			
退園日	年 月 日		
転園者のみ記入	転居先		
	転園先	園名： 所在地： 電 話：	

様式第5号(第22条第1項)

休園届

年 月 日

八街市立 幼稚園長 様

住 所

電話番号

保護者名

印

下記により休園させたく、休園届を提出します。

記

園児名	
生年月日	
事 由	
期 間	自 年 月 日 至 年 月 日 ※休園は引き続き30日以上180日以内とする。

様式第6号(第23条)

復 園 届

年 月 日

八街市立 幼稚園長 様

住 所

電話番号

保護者名

印

下記により復園させたく、復園届を提出します。

記

園 児 名	
生年月日	年 月 日生
事 由	
復 園 日	年 月 日

様式第7号(第24条)

(番号)

修了証書

(園児名)

(生年月日)

あなたは本園で 年間の課程を修了したことを証します

年 月 日

千葉県八街市立 幼稚園

園 長

様式第8号(第25条第3項)

健康診断報告書

年 月 日

八街市教育委員会教育長 様

八街市立 幼稚園

園長



下記により、健康診断を行ったので報告いたします。

記

種目等	学 年	実施人数	実施月日	園(歯科)医氏名
内 科	年少(4歳児)		月 日	
	年長(5歳児)		月 日	
歯 科	年少(4歳児)		月 日	
	年長(5歳児)		月 日	
身体測定	年少(4歳児)		月 日	
	年長(5歳児)		月 日	
実施の場所				
定期・臨時の別	定 期 ・ 臨 時			(○で囲む。)
特記事項				

様式第9号(第28条)

性行不良幼児報告

年 月 日

八街市教育委員会教育長 様

八街市立 幼稚園

園長



下記の園児について、性行不良が認められるので報告いたします。

記

園児氏名		生年月日	
保護者氏名		続 柄	
現 住 所			
学 年 組		担任教員 職 氏 名	
性行不良の 内 容 等			

様式第10号(第47条第1項)

組織編成報告書

年 月 日

様

八街市立 幼稚園

園長



このことについて、 月 日現在における組織編成を下記のとおり報告いたします。

記

学 年									
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
学級数									
性 別									
園児数									

職 員 数	園 長	教 頭	主 任	教 諭	臨時職員	支援教諭	合 計

様式第 11 号(第 47 条第 2 項)

勤務状況報告書

年 月 日

八街市教育委員会教育長 様

八街市立 幼稚園

園長



このことについて、第 学期分を下記のとおり報告いたします。

記

職名	氏名	勤務すべき日数	出勤日数	出張日数	休暇日時数					研修日時数	職免日時数	欠勤日時数	育休日時数	指定時間数
					年次	療養	特別	看護	計					

別記様式第1号（第14条第2項）

（全部改正〔平成27年教委規則3号〕）

様式第2号（第19条第1項）

（全部改正〔平成27年教委規則3号〕）

様式第3号（第19条第3項）

（全部改正〔平成27年教委規則3号〕）

様式第4号（第21条）

（全部改正〔平成27年教委規則3号〕）

様式第5号（第22条第1項）

（全部改正〔平成27年教委規則3号〕）

様式第6号（第23条）

（全部改正〔平成27年教委規則3号〕）

様式第7号（第24条）

（全部改正〔平成27年教委規則3号〕）

様式第8号（第25条第3項）

（全部改正〔平成27年教委規則3号〕）

様式第9号（第28条）

（全部改正〔平成27年教委規則3号〕）

様式第10号（第47条第1項）

（全部改正〔平成27年教委規則3号〕）

様式第11号（第47条第2項）

（全部改正〔平成27年教委規則3号〕）

八街市教育委員会公印管理規程（昭和54年教育委員会訓令第1号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>○八街市教育委員会公印管理規程</p> <p>昭和54年7月5日 教育委員会訓令第1号</p> <p>〔注〕平成元年から改正経過を注記した。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 八街市教育委員会の印章は別に定める場合のほか、この規程による。</p> <p>（公印の名称等）</p> <p>第2条 公印の名称、用途、寸法、書体及び管守者は、別表第1のとおりとし、そのひな型は別表第2のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定による公印の取扱いについては、八街市公印管理規程（平成元年訓令第1号）を準用する。</p> <p>（一部改正〔平成元年教委訓令第1号〕）</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、昭和54年7月5日から施行する。</p> <p>附 則（昭和63年10月20日教委訓令第1号）</p> <p>この訓令は、公示の日から施行する。</p> <p>附 則（平成元年4月26日教委訓令第1号）</p>	<p>○八街市教育委員会公印管理規程</p> <p>昭和54年7月5日 教育委員会訓令第1号</p> <p>〔注〕平成元年から改正経過を注記した。</p> <p>（趣旨）</p> <p>第1条 八街市教育委員会の印章は別に定める場合のほか、この規程による。</p> <p>（公印の名称等）</p> <p>第2条 公印の名称、用途、寸法、書体及び管守者は、別表第1のとおりとし、そのひな型は別表第2のとおりとする。</p> <p>2 前項の規定による公印の取扱いについては、八街市公印管理規程（平成元年訓令第1号）を準用する。</p> <p>（一部改正〔平成元年教委訓令第1号〕）</p> <p>附 則</p> <p>この訓令は、昭和54年7月5日から施行する。</p> <p>附 則（昭和63年10月20日教委訓令第1号）</p> <p>この訓令は、公示の日から施行する。</p> <p>附 則（平成元年4月26日教委訓令第1号）</p>

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成元年12月1日教委訓令第4号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成4年3月31日教委訓令第2号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月25日教委訓令第1号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月27日教委訓令第1号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月20日教委訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日教委訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育長が、その教育委員会の委員としての任期において在職する場合は、当該教育長の在職期間に限り、次の各号に掲げる訓令の規定は、なおその効力を有す

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成元年12月1日教委訓令第4号)

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則 (平成4年3月31日教委訓令第2号)

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則 (平成8年3月25日教委訓令第1号)

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月27日教委訓令第1号)

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年2月20日教委訓令第3号)

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年3月25日教委訓令第1号)

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第2条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第16条第1項の教育長が、その教育委員会の委員としての任期において在職する場合は、当該教育長の在職期間に限り、次の各号に掲げる訓令の規定は、なおその効力を有す

る。

- (1) 第1条による改正前の八街市教育委員会文書規程
- (2) 第2条による改正前の八街市教育委員会公印管理規程

附 則 (平成28年2月4日教委訓令第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月21日教委訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月24日教委訓令第1号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条)

(全部改正〔平成8年教委訓令1号〕、一部改正〔平成9年教委訓令1号・19年3号・27年1号・28年2号・29年3号・令和4年1号〕)

公印の名称 ひな型番号	用途	寸法 ミリメートル	書体	公印 管理者
教育委員会 1 印	教育委員会名を用いる 文書用	方24 方24	てん書	教育総務課 長
教育委員会 2 印	教育委員会名を用いる 表彰文書用	方30 方30	てん書	教育総務課 長

る。

- (1) 第1条による改正前の八街市教育委員会文書規程
- (2) 第2条による改正前の八街市教育委員会公印管理規程

附 則 (平成28年2月4日教委訓令第2号)

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年12月21日教委訓令第3号)

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月24日教委訓令第1号)

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1 (第2条)

(全部改正〔平成8年教委訓令1号〕、一部改正〔平成9年教委訓令1号・19年3号・27年1号・28年2号・29年3号・令和4年1号〕)

公印の名称 ひな型番号	用途	寸法 ミリメートル	書体	公印 管理者
教育委員会 1 印	教育委員会名を用いる 文書用	方24 方24	てん書	教育総務課 長
教育委員会 2 印	教育委員会名を用いる 表彰文書用	方30 方30	てん書	教育総務課 長

教育委員会 教育長印	3	教育委員会教育長名を用いる文書用	方24	てん書	教育総務課 長
教育委員会 教育長印	4	教育委員会教育長名を用いる表彰文書用	方30	てん書	教育総務課 長
教育委員会 教育長職務 代理者印	5	教育委員会教育長職務代理者名を用いる文書用	方24	てん書	教育総務課 長
中央公民館 長印	6	中央公民館長名を用いる文書用	方24	てん書	中央公民館 長
図書館長印	7	図書館長名を用いる文書用	方24	てん書	図書館長
学校給食セ ンター所長 印	8	学校給食センター所長名を用いる文書用	方24	てん書	学校給食セ ンター所長
スポーツプ ラザ所長印	9	スポーツプラザ所長名を用いる文書用	方24	てん書	スポーツプ ラザ所長
郷土資料館 長印	10	郷土資料館長名を用いる文書用	方24	てん書	郷土資料館 長
実住小学校 印	11	実住小学校名を用いる文書用	方24	てん書	実住小学校 長
実住小学校 長印	12	実住小学校長名を用いる文書用	方21	てん書	実住小学校 長
実住小学校 印	13	卒業証書用	方45	てん書	実住小学校 長

八街東小学 校印	1 4	八街東小学校名を用いる文書用	方 2 4	てん書	八街東小学 校長
八街東小学 校長印	1 5	八街東小学校校長名を用いる文書用	方 2 1	てん書	八街東小学 校長
八街東小学 校印	1 6	卒業証書用	方 4 5	てん書	八街東小学 校長
笹引小学校 印	1 7	笹引小学校名を用いる文書用	方 2 4	てん書	笹引小学校 長
笹引小学校 長印	1 8	笹引小学校校長名を用いる文書用	方 2 1	てん書	笹引小学校 長
笹引小学校 印	1 9	卒業証書用	方 4 5	てん書	笹引小学校 長
二州小学校 印	2 0	二州小学校名を用いる文書用	方 2 4	てん書	二州小学校 長
二州小学校 長印	2 1	二州小学校校長名を用いる文書用	方 2 1	てん書	二州小学校 長
二州小学校 印	2 2	卒業証書用	方 4 5	てん書	二州小学校 長
朝陽小学校 印	2 3	朝陽小学校名を用いる文書用	方 2 4	てん書	朝陽小学校 長
朝陽小学校 長印	2 4	朝陽小学校校長名を用いる文書用	方 2 1	てん書	朝陽小学校 長
朝陽小学校 校印	2 5	卒業証書用	方 4 5	てん書	朝陽小学校 校長

八街東小学 校印	1 4	八街東小学校名を用いる文書用	方 2 4	てん書	八街東小学 校長
八街東小学 校長印	1 5	八街東小学校校長名を用いる文書用	方 2 1	てん書	八街東小学 校長
八街東小学 校印	1 6	卒業証書用	方 4 5	てん書	八街東小学 校長
笹引小学校 印	1 7	笹引小学校名を用いる文書用	方 2 4	てん書	笹引小学校 長
笹引小学校 長印	1 8	笹引小学校校長名を用いる文書用	方 2 1	てん書	笹引小学校 長
笹引小学校 印	1 9	卒業証書用	方 4 5	てん書	笹引小学校 長
二州小学校 印	2 0	二州小学校名を用いる文書用	方 2 4	てん書	二州小学校 長
二州小学校 長印	2 1	二州小学校校長名を用いる文書用	方 2 1	てん書	二州小学校 長
二州小学校 印	2 2	卒業証書用	方 4 5	てん書	二州小学校 長
朝陽小学校 印	2 3	朝陽小学校名を用いる文書用	方 2 4	てん書	朝陽小学校 長
朝陽小学校 長印	2 4	朝陽小学校校長名を用いる文書用	方 2 1	てん書	朝陽小学校 長
朝陽小学校 校印	2 5	卒業証書用	方 4 5	てん書	朝陽小学校 校長

印	交進小学校 2 6	交進小学校校長名を用いる文書	方 2 4	てん書	交進小学校 長
印	交進小学校 2 7	交進小学校校長名を用いる文書	方 2 1	てん書	交進小学校 長
長印	交進小学校 2 8	卒業証書用	方 4 5	てん書	交進小学校 長
印	川上小学校 2 9	川上小学校校長名を用いる文書	方 2 4	てん書	川上小学校 長
印	川上小学校 3 0	川上小学校校長名を用いる文書	方 2 1	てん書	川上小学校 長
長印	川上小学校 3 1	卒業証書用	方 4 5	てん書	川上小学校 長
印	八街北小学 3 2	八街北小学校校長名を用いる文書	方 2 4	てん書	八街北小学 校長
校印	八街北小学 3 3	八街北小学校校長名を用いる文書	方 2 1	てん書	八街北小学 校長
校印	八街北小学 3 4	卒業証書用	方 4 5	てん書	八街北小学 校長
印	八街中学校 3 5	八街中学校校長名を用いる文書	方 2 4	てん書	八街中学校 長
印	八街中学校 3 6	八街中学校校長名を用いる文書	方 2 1	てん書	八街中学校 長
長印	八街中学校 3 6	八街中学校校長名を用いる文書	方 2 1	てん書	八街中学校 長

印	交進小学校 2 6	交進小学校校長名を用いる文書	方 2 4	てん書	交進小学校 長
印	交進小学校 2 7	交進小学校校長名を用いる文書	方 2 1	てん書	交進小学校 長
長印	交進小学校 2 8	卒業証書用	方 4 5	てん書	交進小学校 長
印	川上小学校 2 9	川上小学校校長名を用いる文書	方 2 4	てん書	川上小学校 長
印	川上小学校 3 0	川上小学校校長名を用いる文書	方 2 1	てん書	川上小学校 長
長印	川上小学校 3 1	卒業証書用	方 4 5	てん書	川上小学校 長
印	八街北小学 3 2	八街北小学校校長名を用いる文書	方 2 4	てん書	八街北小学 校長
校印	八街北小学 3 3	八街北小学校校長名を用いる文書	方 2 1	てん書	八街北小学 校長
校印	八街北小学 3 4	卒業証書用	方 4 5	てん書	八街北小学 校長
印	八街中学校 3 5	八街中学校校長名を用いる文書	方 2 4	てん書	八街中学校 長
印	八街中学校 3 6	八街中学校校長名を用いる文書	方 2 1	てん書	八街中学校 長
長印	八街中学校 3 6	八街中学校校長名を用いる文書	方 2 1	てん書	八街中学校 長

八街中学校 印	3 7	卒業証書用	方 4 5	てん書 長	八街中学校
八街中央中 学校印	3 8	八街中央中学校名を用いる 文書用	方 2 4	てん書 学校長	八街中央中 学校長
八街中央中 学校長印	3 9	八街中央中学校長名を用い る文書用	方 2 1	てん書 学校長	八街中央中 学校長
八街中央中 学校印	4 0	卒業証書用	方 4 5	てん書 学校長	八街中央中 学校長
八街南中学 校印	4 1	八街南中学校名を用いる文 書用	方 2 4	てん書 校長	八街南中学 校長
八街南中学 校長印	4 2	八街南中学校長名を用いる 文書用	方 2 1	てん書 校長	八街南中学 校長
八街南中学 校印	4 3	卒業証書用	方 4 5	てん書 校長	八街南中学 校長
八街北中学 校印	4 4	八街北中学校名を用いる文 書用	方 2 4	てん書 校長	八街北中学 校長
八街北中学 校長印	4 5	八街北中学校長名を用いる 文書用	方 2 1	てん書 校長	八街北中学 校長
八街北中学 校印	4 6	卒業証書用	方 4 5	てん書 校長	八街北中学 校長
八街第一幼 稚園長印	4 7	八街第一幼稚園長名を用い る文書用	方 2 4	てん書 稚園長	八街第一幼 稚園長
八街第一幼 校印	4 8	修了証書用	方 4 5	てん書	八街第一幼

八街中学校 印	3 7	卒業証書用	方 4 5	てん書 長	八街中学校
八街中央中 学校印	3 8	八街中央中学校名を用いる 文書用	方 2 4	てん書 学校長	八街中央中 学校長
八街中央中 学校長印	3 9	八街中央中学校長名を用い る文書用	方 2 1	てん書 学校長	八街中央中 学校長
八街中央中 学校印	4 0	卒業証書用	方 4 5	てん書 学校長	八街中央中 学校長
八街南中学 校印	4 1	八街南中学校名を用いる文 書用	方 2 4	てん書 校長	八街南中学 校長
八街南中学 校長印	4 2	八街南中学校長名を用いる 文書用	方 2 1	てん書 校長	八街南中学 校長
八街南中学 校印	4 3	卒業証書用	方 4 5	てん書 校長	八街南中学 校長
八街北中学 校印	4 4	八街北中学校名を用いる文 書用	方 2 4	てん書 校長	八街北中学 校長
八街北中学 校長印	4 5	八街北中学校長名を用いる 文書用	方 2 1	てん書 校長	八街北中学 校長
八街北中学 校印	4 6	卒業証書用	方 4 5	てん書 校長	八街北中学 校長
八街第一幼 稚園長印	4 7	八街第一幼稚園長名を用い る文書用	方 2 4	てん書 稚園長	八街第一幼 稚園長
八街第一幼 校印	4 8	修了証書用	方 4 5	てん書	八街第一幼

稚園印	4.9	朝陽幼稚園長名を用いる文書用	方2.4	てん書	稚園長
朝陽幼稚園長印	5.0	修了証書用	方4.5	てん書	朝陽幼稚園長

別表第2 (第2条)

(全部改正〔平成9年教委訓令1号〕、一部改正〔平成19年教委訓令3号・27年1号・28年2号・29年3号・令和4年1号〕)

1	八街市育委会	2	八街市教育委员会之印	3	八街市教育委员会	4	八街市教育委员会
5	八街市教育委员会	6	八街市中央市民会	7	八街市国立图书馆	8	八街市学校给食センター所長

稚園印	4.9	川上幼稚園長名を用いる文書用	方2.4	てん書	稚園長
川上幼稚園長印	5.0	修了証書用	方4.5	てん書	川上幼稚園長
朝陽幼稚園長印	5.1	朝陽幼稚園長名を用いる文書用	方2.4	てん書	朝陽幼稚園長
朝陽幼稚園長印	5.2	修了証書用	方4.5	てん書	朝陽幼稚園長

別表第2 (第2条)

(全部改正〔平成9年教委訓令1号〕、一部改正〔平成19年教委訓令3号・27年1号・28年2号・29年3号・令和4年1号〕)

1	八街市育委会	2	八街市教育委员会之印	3	八街市教育委员会	4	八街市教育委员会
5	八街市教育委员会	6	八街市中央市民会	7	八街市国立图书馆	8	八街市学校给食センター所長

9	八街市 スポーツ ラザ所長	10	八街市 郷土館長	11	八街市立 実住小学 校之印	12	八街市立 実住小学 校長之印
13	千葉県 八街市立 実住小学 校之印	14	八街市立 八街東小 学校之印	15	八街市立 東立八街 小学校長 之印	16	千葉県 八街市立 八街東小 学校之印
17	八街市立 笹引小学 校之印	18	八街市立 笹引小学 校長之印	19	千葉県 八街市立 笹引小学 校之印	20	八街市立 二州小学 校之印
21	八街市立 二州小学 校長之印	22	千葉県 八街市立 二州小学 校之印	23	八街市立 朝陽小学 校之印	24	八街市立 朝陽小学 校長之印
25	千葉県 八街市立 朝陽小学 校之印	26	八街市立 交連小学 校之印	27	八街市立 交連小学 校長之印	28	千葉県 八街市立 交連小学 校之印
29		30		31		32	



千 葉 縣 立 八 街 市 幼 童 園 之 印

八 街 市 立 朝 陽 幼 童 園 長 之 印

千 葉 縣 立 八 街 市 幼 童 園 之 印

八 街 市 立 朝 陽 幼 童 園 長 之 印

千 葉 縣 立 八 街 市 幼 童 園 之 印

八 街 市 立 川 上 幼 童 園 長 之 印

○八街市教育委員会公印管理規程

昭和54年7月5日  
教育委員会訓令第1号

〔注〕平成元年から改正経過を注記した。

(趣旨)

第1条 八街市教育委員会の印章は別に定める場合のほか、この規程による。

(公印の名称等)

第2条 公印の名称、用途、寸法、書体及び管守者は、別表第1のとおりとし、そのひな型は別表第2のとおりとする。

2 前項の規定による公印の取扱いについては、八街市公印管理規程（平成元年訓令第1号）を準用する。

(一部改正〔平成元年教委訓令第1号〕)

附 則

この訓令は、昭和54年7月5日から施行する。

附 則（昭和63年10月20日教委訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成元年4月26日教委訓令第1号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成元年12月1日教委訓令第4号）

この訓令は、公示の日から施行する。

附 則（平成4年3月31日教委訓令第2号）

この訓令は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成8年3月25日教委訓令第1号）

この訓令は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月27日教委訓令第1号）

この訓令は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成19年2月20日教委訓令第3号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日教委訓令第1号）

(施行期日)

1 この訓令は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この訓令の施行の際現に在職する地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条の規定による改正前の地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第16条第1項の教育長が、その教育委員会の委員としての任期において在職する場合は、当該教育長の在職期間に限り、次の各号に掲げる訓令の規定は、なおその効力を有する。

(1) 第1条による改正前の八街市教育委員会文書規程

(2) 第2条による改正前の八街市教育委員会公印管理規程

附 則（平成28年2月4日教委訓令第2号）

この訓令は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年12月21日教委訓令第3号）

この訓令は、平成30年4月1日から施行する。

附 則（令和4年2月24日教委訓令第1号）

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。

別表第1（第2条）

（全部改正〔平成8年教委訓令1号〕、一部改正〔平成9年教委訓令1号・19年3号・27年1号・28年2号・29年3号・令和4年1号〕）

公印の名称	ひな型番号	用途	寸法ミリメートル	書体	公印管守者
教育委員会印	1	教育委員会名を用いる文書用	方24	てん書	教育総務課長
教育委員会印	2	教育委員会名を用いる表彰文書用	方30	てん書	教育総務課長

教育委員会 教育長印	3	教育委員会教育長名を用いる 文書用	方 2 4	てん書	教育総務課長
教育委員会 教育長印	4	教育委員会教育長名を用いる 表彰文書用	方 3 0	てん書	教育総務課長
教育委員会 教育長職務 代理者印	5	教育委員会教育長職務代理者 名を用いる文書用	方 2 4	てん書	教育総務課長
中央公民館 長印	6	中央公民館長名を用いる文書 用	方 2 4	てん書	中央公民館長
図書館長印	7	図書館長名を用いる文書用	方 2 4	てん書	図書館長
学校給食セ ンター所長 印	8	学校給食センター所長名を用 いる文書用	方 2 4	てん書	学校給食セン ター所長
スポーツプ ラザ所長印	9	スポーツプラザ所長名を用い る文書用	方 2 4	てん書	スポーツプラ ザ所長
郷土資料館 長印	1 0	郷土資料館長名を用いる文書 用	方 2 4	てん書	郷土資料館長
実住小学校 印	1 1	実住小学校名を用いる文書用	方 2 4	てん書	実住小学校長
実住小学校 長印	1 2	実住小学校長名を用いる文書 用	方 2 1	てん書	実住小学校長
実住小学校 印	1 3	卒業証書用	方 4 5	てん書	実住小学校長
八街東小学 校印	1 4	八街東小学校名を用いる文書 用	方 2 4	てん書	八街東小学校 長
八街東小学 校長印	1 5	八街東小学校長名を用いる文 書用	方 2 1	てん書	八街東小学校 長
八街東小学	1 6	卒業証書用	方 4 5	てん書	八街東小学校

校印					長
笹引小学校 印	1 7	笹引小学校名を用いる文書用	方 2 4	てん書	笹引小学校長
笹引小学校 長印	1 8	笹引小学校長名を用いる文書 用	方 2 1	てん書	笹引小学校長
笹引小学校 印	1 9	卒業証書用	方 4 5	てん書	笹引小学校長
二州小学校 印	2 0	二州小学校名を用いる文書用	方 2 4	てん書	二州小学校長
二州小学校 長印	2 1	二州小学校長名を用いる文書 用	方 2 1	てん書	二州小学校長
二州小学校 印	2 2	卒業証書用	方 4 5	てん書	二州小学校長
朝陽小学校 印	2 3	朝陽小学校名を用いる文書用	方 2 4	てん書	朝陽小学校長
朝陽小学校 長印	2 4	朝陽小学校長名を用いる文書 用	方 2 1	てん書	朝陽小学校長
朝陽小学校 印	2 5	卒業証書用	方 4 5	てん書	朝陽小学校長
交進小学校 印	2 6	交進小学校名を用いる文書用	方 2 4	てん書	交進小学校長
交進小学校 長印	2 7	交進小学校長名を用いる文書 用	方 2 1	てん書	交進小学校長
交進小学校 印	2 8	卒業証書用	方 4 5	てん書	交進小学校長
川上小学校 印	2 9	川上小学校名を用いる文書用	方 2 4	てん書	川上小学校長
川上小学校	3 0	川上小学校長名を用いる文書	方 2 1	てん書	川上小学校長

長印		用			
川上小学校 印	3 1	卒業証書用	方 4 5	てん書	川上小学校長
八街北小学 校印	3 2	八街北小学校名を用いる文書 用	方 2 4	てん書	八街北小学校 長
八街北小学 校長印	3 3	八街北小学校長名を用いる文 書用	方 2 1	てん書	八街北小学校 長
八街北小学 校印	3 4	卒業証書用	方 4 5	てん書	八街北小学校 長
八街中学校 印	3 5	八街中学校名を用いる文書用	方 2 4	てん書	八街中学校長
八街中学校 校長印	3 6	八街中学校長名を用いる文書 用	方 2 1	てん書	八街中学校長
八街中学校 印	3 7	卒業証書用	方 4 5	てん書	八街中学校長
八街中央中 学校印	3 8	八街中央中学校名を用いる文 書用	方 2 4	てん書	八街中央中学 校長
八街中央中 学校長印	3 9	八街中央中学校長名を用いる 文書用	方 2 1	てん書	八街中央中学 校長
八街中央中 学校印	4 0	卒業証書用	方 4 5	てん書	八街中央中学 校長
八街南中学 校印	4 1	八街南中学校名を用いる文書 用	方 2 4	てん書	八街南中学校 長
八街南中学 校長印	4 2	八街南中学校長名を用いる文 書用	方 2 1	てん書	八街南中学校 長
八街南中学 校印	4 3	卒業証書用	方 4 5	てん書	八街南中学校 長
八街北中学	4 4	八街北中学校名を用いる文書	方 2 4	てん書	八街北中学校

校印		用			長
八街北中学校 校長印	4 5	八街北中学校長名を用いる文 書用	方 2 1	てん書	八街北中学校 長
八街北中学 校印	4 6	卒業証書用	方 4 5	てん書	八街北中学校 長
八街第一幼 稚園長印	4 7	八街第一幼稚園長名を用いる 文書用	方 2 4	てん書	八街第一幼稚 園長
八街第一幼 稚園印	4 8	修了証書用	方 4 5	てん書	八街第一幼稚 園長
川上幼稚園 長印	4 9	川上幼稚園長名を用いる文書 用	方 2 4	てん書	川上幼稚園長
川上幼稚園 印	5 0	修了証書用	方 4 5	てん書	川上幼稚園長
朝陽幼稚園 長印	5 1	朝陽幼稚園長名を用いる文書 用	方 2 4	てん書	朝陽幼稚園長
朝陽幼稚園 印	5 2	修了証書用	方 4 5	てん書	朝陽幼稚園長

別表第 2（第 2 条）

（全部改正〔平成 9 年教委訓令 1 号〕、一部改正〔平成 1 9 年教委訓  
令 3 号・2 7 年 1 号・2 8 年 2 号・2 9 年 3 号・令和 4 年 1 号〕）

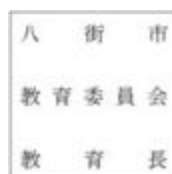
1



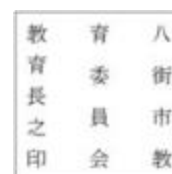
2



3



4



5



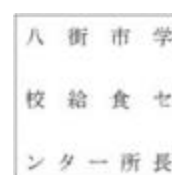
6



7



8



9

八	街	市
ス	ポ	ー
ラ	ザ	所
長		

10

八	街	市
郷	土	資
料	館	長

11

校	実	八
之	住	街
印	小	市
	学	立

12

校	実	八
長	住	街
之	小	市
印	学	立

13

校	実	八	千
之	住	街	葉
印	学	立	県

14

学	八	八
校	街	街
之	東	市
印	小	立

15

校	東	立	八
長	小	八	街
印	学	街	市

16

学	八	八	千
校	街	街	葉
之	東	市	
印	小	立	県

17

校	笹	八
之	引	街
印	小	市
	学	立

18

校	笹	八
長	引	街
之	小	市
印	学	立

19

校	笹	八	千
之	引	街	葉
印	小	市	
	学	立	県

20

校	二	八
之	州	街
印	小	市
	学	立

21

校	二	八
長	州	街
之	小	市
印	学	立

22

校	二	八	千
之	州	街	葉
印	小	市	
	学	立	県

23

校	朝	八
之	陽	街
印	小	市
	学	立

24

校	朝	八
長	陽	街
之	小	市
印	学	立

25

校	朝	八	千
之	陽	街	葉
印	小	市	
	学	立	県

26

校	交	八
之	進	街
印	小	市
	学	立

27

校	交	八
長	進	街
之	小	市
印	学	立

28

校	交	八	千
之	進	街	葉
印	小	市	
	学	立	県

29

校	川	八
之	上	街
印	小	市
	学	立

30

校	川	八
長	上	街
之	小	市
印	学	立

31

校	川	八	千
之	上	街	葉
印	小	市	
	学	立	県

32

学	八	八
校	街	街
之	北	市
印	小	立

33

校	北	立	八
長	小	八	街
之	学	街	市
印			

34

学	八	八	千
校	街	街	葉
之	北	市	
印	小	立	県

35

校	八	八
之	街	街
印	中	市
	学	立

36

校	八	八
長	街	街
之	中	市
印	学	立

37

38

39

40

校 八 八 千  
之 街 街 葉  
印 中 市 立 縣

4 1

校 中 立 八  
之 央 八 街  
印 學 街 市

4 2

長 央 立 八  
之 中 八 街  
印 校 學 街 市

4 3

中 八 八 千  
學 街 街 葉  
校 中 市 立 縣  
之 央

4 4

學 八 八  
校 街 街  
之 南 市  
印 中 立

4 5

校 南 立 八  
長 中 八 街  
之 學 街 市  
印

4 6

學 八 八 千  
校 街 街 葉  
之 南 市 立 縣  
印 中

4 7

學 八 八  
校 街 街  
之 北 市  
印 中 立

4 8

校 北 立 八  
長 中 八 街  
之 學 街 市  
印

4 9

學 八 八 千  
校 街 街 葉  
之 北 市 立 縣  
印 中

5 0

稚 八 八  
園 街 街  
長 第 市  
之 一 立  
印 幼

5 1

幼 八 八 千  
稚 街 街 葉  
園 第 市 立 縣  
之 一

5 2

園 川 八  
長 上 街  
之 幼 市  
印 稚 立

園 川 八 千  
之 上 街 葉  
印 稚 市 立 縣

園 朝 八  
長 陽 街  
之 幼 市  
印 稚 立

園 朝 八 千  
之 陽 街 葉  
印 稚 幼 市 立 縣

八街市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則（昭和50年教育委員会規則第8号）新旧対照表

現行	改正後（案）										
<p>(開放の日時)</p> <p>第5条 学校施設の開放の日時は、別表___のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(補則)</p> <p>第13条 (略)</p> <p>別表(第5条)</p> <p>(略)</p> <p>(新設)</p>	<p>(開放の日時)</p> <p>第5条 学校施設の開放の日時は、別表第1のとおりとする。</p> <p>2 (略)</p> <p>(照明電気料)</p> <p>第13条 開放施設のうち、屋内運動場及び武道場を使用する場合は、<u>該施設の照明設備の使用に係る電気料の実費相当額（以下「照明電気料」という。）を別表第2に定めるところにより、納入しなければならない。ただし、教育委員会が必要と認めた場合は、照明電気料の一部又は全部を減額することができる。</u></p> <p>2 照明電気料の納入方法は、教育委員会が別に定める。</p> <p>(補則)</p> <p>第14条 (略)</p> <p>別表第1 (第5条)</p> <p>(略)</p> <p><u>別表第2 (第13条)</u></p> <table border="1" data-bbox="1189 228 1380 1108"> <thead> <tr> <th colspan="2">施設</th> <th>照明電気料（1時間当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">屋内運動場</td> <td>実住小学校</td> <td>60円</td> </tr> <tr> <td>笹引小学校</td> <td>100円</td> </tr> <tr> <td>朝陽小学校</td> <td>120円</td> </tr> </tbody> </table>	施設		照明電気料（1時間当たり）	屋内運動場	実住小学校	60円	笹引小学校	100円	朝陽小学校	120円
施設		照明電気料（1時間当たり）									
屋内運動場	実住小学校	60円									
	笹引小学校	100円									
	朝陽小学校	120円									

交進小学校	100円
二州小学校	100円
二州小学校沖分校	40円
川上小学校	100円
八街東小学校	100円
八街北小学校	60円
八街中学校	120円
八街中央中学校	100円
八街南中学校	120円
八街北中学校	60円
八街中学校	150円
八街中央中学校	110円(柔道)
	80円(剣道)
八街南中学校	20円
武道場	

備考

- 1 使用時間が30分当たりの料金は1時間当たりの料金の半額とする。
- 2 使用時間に30分を超える端数があるときは、1時間として計算する。
- 3 10円未滿の端数が生じた場合は切り捨てとする。
- 4 2面利用可能な施設における1面利用の場合、照明電気料は半額を徴収する。

○八街市立小学校及び中学校の施設の開放に関する規則

昭和50年9月25日

教育委員会規則第8号

〔注〕平成5年から改正経過を注記した。

(目的)

第1条 この規則は、八街市における社会体育の普及並びに幼児及び児童の安全な遊び場確保のために、学校の施設を、学校教育に支障のない範囲で幼児、児童、生徒及び一般市民の利用に供すること（以下「学校施設の開放」という。）に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(教育委員会及び校長の責任)

第2条 学校施設の開放に関する事務は、教育委員会が管理するものとする。

2 この規則の実施に関して、学校施設の開放を行う学校（以下「開放学校」という。）の校長は、一切の責任を負わないものとする。

(運営協議会)

第3条 教育委員会は、学校開放の発展と円滑な運営を図るため運営協議会を置く。

2 運営協議会の委員は、校長若しくは教員、八街市スポーツ推進委員、PTA役員及び青少年団体指導者のうちから10人以内を教育委員会が委嘱するものとする。

(一部改正〔平成24年教委規則6号・8号〕)

(開放の種類)

第4条 学校施設の開放は、次の各号に掲げるとおりとする。

(1) スポーツ開放 団体が行うスポーツ及びレクリエーションの利用に供するため、小、中学校の校庭、屋内運動場及び武道場並びにプール（八街市立八街北中学校及び八街南中学校のプールに限る。以下同じ。）を開放する。

(2) 遊び場開放 幼児及び児童の遊び場としての利用に供するため、小学校の校庭を開放する。

(一部改正〔平成12年教委規則6号・13年5号・15年3号・24年6号・8号〕)

(開放の日時)

第5条 学校施設の開放の日時は、別表のとおりとする。

2 前項の規定にかかわらず、開放学校において特別の事情がある場合は教育委員会は、開放の日時を別に定めることができる。

(一部改正〔平成5年教委規則1号・24年8号〕)

(利用者)

第6条 スポーツ開放(プールを除く。次条において同じ。)の利用者は、次の各号のいずれにも該当する団体であって、あらかじめ教育委員会に団体登録する。

(1) 市内に在住、在勤若しくは在学する者を含み組織された団体であること。

(2) スポーツ又はレクリエーションを行うため5人以上で組織された団体であること。

(3) 成人の管理責任者を置ける団体であること。

2 スポーツ開放のうち、プールについては別に定める。

(追加〔平成24年教委規則8号〕)

(管理責任者)

第7条 スポーツ開放に伴う利用者の危険防止及び施設、設備の管理のために管理責任者を置く。

2 管理責任者は、各団体から選出し、教育委員会が承認する。

3 管理責任者は、施設の利用にあつては、常に当該利用施設を適正に管理し、善良な利用者の代表としての責任と注意をもってことに当たるものとする。

4 管理責任者は、学校施設の開放時に利用者以外の幼児、児童その他の者が来たときは、安全管理に努めるものとする。

(追加〔平成24年教委規則8号〕)

(利用手続)

第8条 スポーツ開放を利用しようとする者は、利用希望日の前月1日から、利用希望日の3日前までに、教育委員会に申請し、その許可を得なければな

らない。ただし、利用希望日の前月 1 日が申請の受付を行わない日である場合は、翌受付日から申請の受付を開始する。

(一部改正〔平成 21 年教委規則 4 号・24 年 8 号〕)

(利用の許可)

第 9 条 スポーツ開放は、第 6 条に規定する利用者に限り許可するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会は、適当と認める個人又は団体に限り利用を許可することができる。この場合において、第 7 条の規定を適用する。

3 遊び場開放は、開放学校区内に在住する幼児及び児童に限り許可するものとする。この場合、幼児については、保護者の付添いがあることを条件とする。

(一部改正〔平成 24 年教委規則 8 号〕)

第 10 条 管理責任者は、スポーツ開放中に事故が発生したときは、教育委員会に速やかに報告しなければならない。

(追加〔平成 24 年教委規則 8 号〕)

(利用の中止)

第 11 条 教育委員会は、この規則その他学校の施設の使用に関する定めに従わない利用者に対して、利用の中止を命ずることができる。

(一部改正〔平成 24 年教委規則 8 号〕)

(利用者の弁償責任)

第 12 条 利用者は、開放学校の施設、設備を故意又は重大な過失によってき損若しくは亡失したときは、弁償の責を負うものとする。

(一部改正〔平成 24 年教委規則 8 号〕)

(補則)

第 13 条 この規則の実施について必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(一部改正〔平成 24 年教委規則 8 号〕)

附 則

この規則は、昭和 51 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (昭和 58 年 6 月 3 日教委規則第 2 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 5 年 3 月 2 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 7 年 2 月 2 7 日教委規則第 2 号）

この規則は、平成 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 1 年 3 月 3 0 日教委規則第 1 号）

この規則は、平成 1 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 2 年 8 月 2 9 日教委規則第 6 号）

この規則は、平成 1 2 年 1 0 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 3 年 6 月 2 5 日教委規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 1 4 年 3 月 2 8 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 1 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 5 年 3 月 1 9 日教委規則第 3 号）

この規則は、平成 1 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 1 6 年 1 1 月 2 6 日教委規則第 5 号）

この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 1 年 2 月 2 0 日教委規則第 4 号）

この規則は、平成 2 1 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 2 月 1 5 日教委規則第 6 号）

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 2 4 年 3 月 3 0 日教委規則第 8 号）

この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 5 条）

（全部改正〔平成 5 年教委規則 1 号〕、一部改正〔平成 7 年教委規則  
2 号・1 1 年 1 号・1 2 年 6 号・1 3 年 5 号・1 4 年 4 号・1 5 年 3  
号・1 6 年 5 号・2 4 年 8 号〕）

開放の種類	施設	開放する日	開放する時間
-------	----	-------	--------

スポーツ開放	校庭	日曜日、祝日、長期休業日及び土曜日	午前 8 時から午後 5 時まで
	屋内運動場 及び武道場	日曜日、祝日、長期休業日及び土曜日	午前 8 時から午後 9 時 3 0 分まで
		平日	午後 5 時から午後 9 時 3 0 分まで
	プール	7 月 2 1 日から 8 月 3 1 日まで	午前 1 0 時から午後 5 時まで
遊び場開放	校庭	土曜日	午前 8 時から午前 1 2 時まで

議案第 1 4 号

令和 7 年度八街市一般会計補正予算（第 1 0 号）



## 議案第 1 4 号

### 令和 7 年度八街市一般会計補正予算（第 1 0 号）

令和 7 年度八街市の一般会計補正予算（第 1 0 号）は、次に定めるところによる。

（債務負担行為の補正）

第 1 条 債務負担行為の追加は、「第 1 表 債務負担行為補正」による。

令和 8 年 2 月 1 3 日提出

八 街 市 長      北   村      新   司

第1表 債務負担行為補正

1 追加

事 項	期 間	限 度 額
(83) 階段昇降車の購入（教育総務課）	令和7年度から 令和8年度まで	千円 4,248

(注) 各事項名に付されている番号は、債務負担行為の管理上の番号である。

令和 7 年 度

八 街 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 0 号 ) に 関 する 説 明 書

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額  
及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	前年度末までの支出(見込)額		当該年度以降の支出予定額		左 の 財 源 内 訳			
		期 間	金 額	期 間	金 額	特 定 財 源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
階段昇降車の購入	4,248			令和7年度から 令和8年度まで	4,248	0	0	0	4,248



議案第15号

令和7年度八街市一般会計補正予算（第11号）  
（教育費抜粋）



## 議案第15号

### 令和7年度八街市一般会計補正予算（第11号）

令和7年度八街市の一般会計補正予算（第11号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ488,784千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ26,514,628千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和8年2月13日提出

八街市長 北村 新司

第1表 歳入歳出予算補正  
歳入

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税		5,056,090	397,944	5,454,034
	1 地方交付税	5,056,090	397,944	5,454,034
15 使用料及び手数料		272,467	△1,386	271,081
	2 手数料	149,926	△1,386	148,540
16 国庫支出金		5,931,828	184,965	6,116,793
	1 国庫負担金	4,465,575	△5,043	4,460,532
	2 国庫補助金	1,349,128	190,008	1,539,136
17 県支出金		2,113,519	△44,148	2,069,371
	1 県負担金	1,454,560	△3,679	1,450,881
	2 県補助金	432,170	△28,540	403,630
	3 委託金	226,789	△11,929	214,860
18 財産収入		17,701	2,861	20,562
	1 財産運用収入	17,701	180	17,881
	2 財産売払収入	0	2,681	2,681
19 寄附金		116,273	1,980	118,253
	1 寄附金	116,273	1,980	118,253
20 繰入金		856,870	△336,593	520,277
	1 基金繰入金	849,017	△339,745	509,272
	2 特別会計繰入金	7,853	3,152	11,005
22 諸収入		422,975	△6,139	416,836

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	3 受託事業収入	37,459	△4,390	33,069
	5 雑入	312,501	△1,749	310,752
23 市債		868,900	289,300	1,158,200
	1 市債	868,900	289,300	1,158,200
歳入	合計	26,025,844	488,784	26,514,628

## 歳 出

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
2 総務費		2,910,572	19,093	2,929,665
	1 総務管理費	2,128,607	27,013	2,155,620
	3 戸籍住民基本台帳費	242,322	4,009	246,331
	4 選挙費	74,167	△11,929	62,238
3 民生費		12,442,426	39,249	12,481,675
	1 社会福祉費	6,137,650	74,506	6,212,156
	2 児童福祉費	4,213,444	△33,242	4,180,202
	3 生活保護費	2,091,332	△2,015	2,089,317
4 衛生費		2,519,125	△52,775	2,466,350
	1 保健衛生費	1,170,838	△50,404	1,120,434
	2 清掃費	1,348,287	△2,371	1,345,916
5 農林水産業費		422,668	△25,014	397,654
	1 農業費	422,668	△25,014	397,654
6 商工費		389,236	△400	388,836
	1 商工費	389,236	△400	388,836
7 土木費		1,198,616	309,316	1,507,932
	2 道路橋りょう費	420,547	320,538	741,085
	4 都市計画費	424,466	△3,713	420,753
	5 住宅費	156,938	△7,509	149,429
8 消防費		1,515,783	△266	1,515,517

(単位：千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
	1 消防費	1,515,783	△266	1,515,517
9 教育費		2,537,564	199,581	2,737,145
	1 教育総務費	493,892	△31	493,861
	2 小学校費	457,526	97,184	554,710
	3 中学校費	261,697	108,940	370,637
	4 幼稚園費	151,955	△1,486	150,469
	5 社会教育費	353,252	△6,457	346,795
	6 保健体育費	819,242	1,431	820,673
歳	出	合	計	
		26,025,844	488,784	26,514,628

第2表 繰越明許費補正

1 追加

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	防犯対策費	千円 220
2 総務費	2 徴税費	市税徴収事務費	千円 1,084
2 総務費	3 戸籍住民基本台帳費	社会保障・税番号制度関連事務費	千円 4,009
7 土木費	2 道路橋りょう費	道路整備事業費	千円 377,278
9 教育費	2 小学校費	小学校施設改修事業費	千円 99,652
9 教育費	3 中学校費	中学校施設改修事業費	千円 111,114

### 第3表 債務負担行為補正

#### 1 追加

事 項	期 間	限 度 額
(84) スポーツプラザ体育館警備業務（スポーツプラザ）	令和7年度から 令和8年度まで	千円 264

(注) 各事項名に付されている番号は、債務負担行為の管理上の番号である。

第4表 地方債補正

1 変更

起債の目的	補正前				補正後			
	限度額	起債の方法	利率	償還の方法	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
保育園施設整備事業	千円 50,700	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内(ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。	千円 22,800	補正前 に同じ	補正前 に同じ	補正前 に同じ
上水道事業(一般会計出資債)	43,500				40,000			
道路改良事業	160,700				332,400			
大池排水区整備事業一般会計負担金	5,000				3,800			
都市計画道路整備事業	4,800				5,800			
市営住宅整備事業	93,900				86,600			
小学校施設整備事業	71,000				147,000			
中学校施設整備事業	27,500				115,000			
中央公民館施設整備事業	42,400				35,400			

令和 7 年 度

八 街 市 一 般 会 計 補 正 予 算 ( 第 1 1 号 ) に 関 す る 説 明 書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1 総括

## 歳入

(単位：千円)

款	補正前の額	補正額	計
12 地方交付税	5,056,090	397,944	5,454,034
15 使用料及び手数料	272,467	△1,386	271,081
16 国庫支出金	5,931,828	184,965	6,116,793
17 県支出金	2,113,519	△44,148	2,069,371
18 財産収入	17,701	2,861	20,562
19 寄附金	116,273	1,980	118,253
20 繰入金	856,870	△336,593	520,277
22 諸収入	422,975	△6,139	416,836
23 市債	868,900	289,300	1,158,200
歳入合計	26,025,844	488,784	26,514,628

# 歳 出

(単位：千円)

款	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
2 総務費	2,910,572	19,093	2,929,665	△10,861		380	29,574
3 民生費	12,442,426	39,249	12,481,675	△7,682	△27,900	△2,308	77,139
4 衛生費	2,519,125	△52,775	2,466,350	△2,305	△3,500	△5,776	△41,194
5 農林水産業費	422,668	△25,014	397,654	△26,137		1,000	123
6 商工費	389,236	△400	388,836			500	△900
7 土木費	1,198,616	309,316	1,507,932	142,858	164,200		2,258
8 消防費	1,515,783	△266	1,515,517				△266
9 教育費	2,537,564	199,581	2,737,145	44,813	156,500	100	△1,832
歳 出 合 計	26,025,844	488,784	26,514,628	140,686	289,300	△6,104	64,902

## 2 歳 入

(款)12 地方交付税

(項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	補正前の額	補 正 額	計	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方交付税	5,056,090	397,944	5,454,034	1 地方交付税	397,944	・普通交付税 397,944
計	5,056,090	397,944	5,454,034			

(款)15 使用料及び手数料

(項) 2 手数料

2 衛生手数料	119,168	△1,386	117,782	1 保健衛生手数料	△1,386	・狂犬病予防注射手数料 △1,386
計	149,926	△1,386	148,540			

(款)16 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

1 民生費国庫負担金	4,463,818	△5,043	4,458,775	3 社会福祉費負担金	△470	・生活困窮者自立支援事業負担金 △470
				5 老人福祉費負担金	98	・低所得者介護保険料軽減負担金 11 ・低所得者介護保険料軽減負担金（前年度精算分） 87
				6 児童保護措置費等負担金	△3,384	・子どものための教育・保育給付交付金 △620 ・児童入所施設措置費等負担金 △2,021 ・子育てのための施設等利用給付交付金 △743
				9 生活保護費負担金	△1,287	・被保護者健康管理支援事業負担金 △1,287
計	4,465,575	△5,043	4,460,532			

## (款)16 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	883,134	841	883,975	1 総務管理費補助金	841	・社会保障・税番号制度システム整備費補助金 4,009 ・デジタル基盤改革支援補助金 △3,168
2 民生費国庫補助金	360,892	80	360,972	3 児童福祉費補助金	80	・児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 80
3 衛生費国庫補助金	40,553	△381	40,172	2 健康増進費補助金	△381	・疾病予防対策事業費等補助金 △381
4 土木費国庫補助金	56,463	143,540	200,003	1 道路橋りょう費補助金	145,700	・社会資本整備総合交付金 145,700
				2 都市計画費補助金	△2,160	・社会資本整備総合交付金 △2,160
5 教育費国庫補助金	8,086	45,928	54,014	1 小学校費補助金	22,182	・就学援助費補助金 △11 ・特別支援教育就学奨励費補助金 △1,373 ・学校施設環境改善交付金 23,566
				2 中学校費補助金	23,746	・就学援助費補助金 △60 ・特別支援教育就学奨励費補助金 240 ・学校施設環境改善交付金 23,566
計	1,349,128	190,008	1,539,136			

## (款)17 県支出金

## (項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	1,450,272	△3,624	1,446,648	1 保険基盤安定負担金	△5,360	・後期高齢者医療保険基盤安定負担金 △5,360
				4 老人福祉費負担金	50	・低所得者介護保険料軽減負担金 6 ・低所得者介護保険料軽減負担金(前年度精算分) 44
				5 児童保護措置費等負担金	1,686	・子どものための教育・保育給付交付金 3,069 ・児童入所施設措置費等負担金 △1,011

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						・子育てのための施設等利用給付交付金 <span style="float:right">△372</span>
3 県移譲事務交付金	3,410	△55	3,355	1 県移譲事務交付金	△55	・権限移譲事務交付金 <span style="float:right">△55</span>
計	1,454,560	△3,679	1,450,881			

(款)17 県支出金

(項) 2 県補助金

3 衛生費県補助金	66,902	△1,888	65,014	2 健康増進費補助金	△1,888	・健康増進事業費補助金 <span style="float:right">△1,888</span>
4 農林水産業費県補助金	64,727	△26,137	38,590	1 農業委員会費補助金	225	・農業委員会交付金 <span style="float:right">△447</span> ・農地集積・集約化対策推進交付金 <span style="float:right">△249</span> ・農地利用最適化交付金 <span style="float:right">921</span>
				2 農業振興費補助金	△26,362	・「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金 <span style="float:right">△4,788</span> ・経営発展支援事業補助金 <span style="float:right">△12,669</span> ・経営体育成支援事業補助金 <span style="float:right">△5,155</span> ・農業経営開始資金補助金 <span style="float:right">△3,750</span>
6 土木費県補助金	1,234	△515	719	1 都市計画費補助金	△515	・住まいの耐震化サポート事業補助金 <span style="float:right">△515</span>
計	432,170	△28,540	403,630			

(款)17 県支出金

(項) 3 委託金

1 総務費委託金	221,725	△11,929	209,796	5 選挙費委託金	△11,929	・参議院議員選挙執行委託金 <span style="float:right">△11,929</span>
計	226,789	△11,929	214,860			

(款)18 財産収入 (項) 1 財産運用収入 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 財産貸付収入	12,338	180	12,518	1 普通財産貸付収入	180	・土地建物等貸付料 180
計	17,701	180	17,881			

(款)18 財産収入 (項) 2 財産売払収入

2 物品売払収入	0	2,681	2,681	3 電算機器売払収入	2,681	・電算機器売払収入 2,681
計	0	2,681	2,681			

(款)19 寄附金 (項) 1 寄附金

1 寄附金	116,273	1,980	118,253	1 総務費寄附金	1,880	・野球場建設指定寄附金 80
						・企業版ふるさと納税寄附金 1,800
				4 教育費寄附金	100	・学習機会支援寄附金 100
計	116,273	1,980	118,253			

(款)20 繰入金 (項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	718,128	△339,745	378,383	1 財政調整基金繰入金	△339,745	・財政調整基金繰入金 △339,745
計	849,017	△339,745	509,272			

(款)20 繰入金 (項) 2 特別会計繰入金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1,856	1,857	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	1,856	・後期高齢者医療特別会計繰入金（過年度精算分） 1,856
2 介護保険特別会計繰入金	0	1,296	1,296	2 介護保険特別会計繰入金	1,296	・介護保険特別会計繰入金（過年度精算分） 1,296
計	7,853	3,152	11,005			

(款)22 諸収入 (項) 3 受託事業収入

2 衛生費受託事業収入	27,734	△4,390	23,344	1 衛生費受託事業収入	△4,390	・後期高齢者医療健康診査費委託金 △4,390
計	37,459	△4,390	33,069			

(款)22 諸収入 (項) 5 雑入

3 雑入	143,411	△1,749	141,662	1 雑入	△1,749	・児童手当等返還金 559 ・児童発達支援事業費収入 △2,343 ・補助金に係る消費税仕入控除税額返還金 35
計	312,501	△1,749	310,752			

(款)23 市債 (項) 1 市債

2 民生債	111,900	△27,900	84,000	2 児童福祉債	△27,900	・保育園施設整備事業 △27,900
3 衛生債	125,300	△3,500	121,800	1 保健衛生債	△3,500	・上水道事業一般会計出資債 △3,500
5 土木債	400,100	164,200	564,300	1 道路橋りょう債	170,500	・道路改良事業 171,700

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
						・大池排水区整備事業一般会計負担金 $\Delta 1,200$
				3 都市計画債	$\Delta 6,300$	・都市計画道路整備事業 1,000 ・市営住宅整備事業 $\Delta 7,300$
7 教育債	147,100	156,500	303,600	1 小学校債	76,000	・小学校施設整備事業 76,000
				2 中学校債	87,500	・中学校施設整備事業 87,500
				3 社会教育債	$\Delta 7,000$	・中央公民館施設整備事業 $\Delta 7,000$
計	868,900	289,300	1,158,200			

### 3 歳 出

(款) 2 総務費

(項) 1 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
4 財政管理費	75,710	51,367	127,077				51,367	24 積立金	51,367	◎ <b>財政調整基金等基金費</b> <b>51,367</b> 24積立金 51,367 ・減債基金積立金 51,367
5 会計管理費	17,127	△2,000	15,127				△2,000	11 役務費	△2,000	◎ <b>会計管理費</b> <b>△2,000</b> 11役務費 △2,000 ・手数料 △2,000
6 財産管理費	77,453	△6,179	71,274				△6,179	12 委託料	△6,179	◎ <b>庁舎管理費</b> <b>△5,502</b> 12委託料 △5,502 ・空調設備保守点検業務 △1,292 ・庁舎宿日直業務 △4,210 ◎ <b>公共施設等マネジメント 推進事業費</b> <b>△677</b> 12委託料 △677 ・市有地境界確定業務 △677
7 企画費	32,245	274	32,519				274	18 負担金補助 及び交付金	274	◎ <b>公共交通対策費</b> <b>274</b> 18負担金補助及び交付金 274 ・バス運行対策費補助金 274
9 電算業務費	361,171	△16,185	344,986				△16,185	13 使用料及び 賃借料	△16,185	◎ <b>電算管理費</b> <b>△16,185</b> 13使用料及び賃借料 △16,185 ・サービス使用料 △16,185
10 協働のまち づくり推進 費	18,595	△569	18,026				△569	1 報酬 7 報償費 12 委託料 18 負担金補助 及び交付金	△45 △292 △20 △212	◎ <b>地区コミュニティ推進費</b> <b>△494</b> 07報償費 △262 ・区長 △183 ・区長代理者 △79 12委託料 △20 ・区長あて文書配送業務 △20

## (款) 9 教育費

## (項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
3 教育指導費	75,842	△31	75,811				△31	18 負担金補助及び交付金	△31	◎教育指導諸費 18負担金補助及び交付金 ・小中学校教頭会負担金	△31 △31 △31
計	493,892	△31	493,861				△31				

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

1 学校管理費	173,310	1,478	174,788				1,478	10 需用費	1,478	◎小学校管理諸費 10需用費 ・光熱水費	1,478 1,478 1,478
2 教育振興費	281,884	△3,946	277,938	△1,384		50	△2,612	12 委託料	△2,639	◎小学校教育振興費 12委託料 ・プール授業支援業務	△3,996 △2,639 △2,639
								13 使用料及び 賃借料	△1,357	13使用料及び賃借料 ・自動車借上料	△1,357 △1,357
								17 備品購入費	50	◎小学校教材備品等購入費 17備品購入費 ・教材備品	50 50 50
3 学校建設費	2,332	99,652	101,984	23,566	76,000		86	10 需用費	234	◎小学校施設改修事業費 10需用費 ・消耗品費	99,652 234 234
								14 工事請負費	99,418	14工事請負費 ・小学校照明等LED化 工事	99,418 99,418
計	457,526	97,184	554,710	22,182	76,000	50	△1,048				

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			一般財源	節		説明
				特定財源				区分	金額	
				国県支出金	地方債	その他				
1 学校管理費	91,449	415	91,864				415	10 需用費	415	◎中学校管理諸費 415 10需用費 415 ・光熱水費 415
2 教育振興費	167,300	△2,589	164,711	180		50	△2,819	12 委託料	△1,651	◎中学校教育振興費 △2,639 12委託料 △1,651 ・プール授業支援業務 △1,651
								13 使用料及び 賃借料	△988	13使用料及び賃借料 △988 ・自動車借上料 △988
								17 備品購入費	50	◎中学校教材備品等購入費 50 17備品購入費 50 ・教材備品 50
								3 学校建設費	2,948	111,114
計	261,697	108,940	370,637	23,746	87,500	50	△2,356			

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	151,955	△1,486	150,469	△1,115			△371	18 負担金補助 及び交付金	△1,486	◎子育てのための施設等利 用給付事業費 △1,486 18負担金補助及び交付金 △1,486
--------	---------	--------	---------	--------	--	--	------	-------------------	--------	--

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									・子育てのための施設等 利用給付交付金	
計	151,955	△1,486	150,469	△1,115			△371		△1,486	

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

2 公民館費	109,114	△6,457	102,657		△7,000		543	10 需用費	364	◎中央公民館管理運営費	364
								12 委託料	△154	10需用費	364
								14 工事請負費	△6,667	・光熱水費	364
										◎中央公民館整備事業費	△6,821
										12委託料	△154
										・大会議室天井等改修工 事監理業務	△154
										14工事請負費	△6,667
										・大会議室天井等改修工 事	△6,667
計	353,252	△6,457	346,795		△7,000		543				

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

5 学校給食費	618,208	1,431	619,639				1,431	10 需用費	1,431	◎調理場給食事業費	1,431
										10需用費	1,431
										・燃料費	907
										・光熱水費	524

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	819,242	1,431	820,673				1,431			

令和8年度

# 八街市予算書

(教育費抜粋)



八街市一般会計予算





# 目 次

## 令和 8 年度 八 街 市 予 算 書

議案第 2 0 号	八 街 市 一 般 会 計 予 算	-----	3
議案第 2 1 号	八 街 市 国 民 健 康 保 險 特 別 会 計 予 算	-----	1 9
議案第 2 2 号	八 街 市 後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算	-----	2 7
議案第 2 3 号	八 街 市 介 護 保 險 特 別 会 計 予 算	-----	3 3

## 令和 8 年度 八 街 市 予 算 に 関 す る 説 明 書

(1)	八 街 市 一 般 会 計 予 算 に 関 す る 説 明	-----	4 3
(2)	八 街 市 国 民 健 康 保 險 特 別 会 計 予 算 に 関 す る 説 明	-----	2 3 9
(3)	八 街 市 後 期 高 齡 者 医 療 特 別 会 計 予 算 に 関 す る 説 明	-----	2 6 1
(4)	八 街 市 介 護 保 險 特 別 会 計 予 算 に 関 す る 説 明	-----	2 7 1



令和8年度

八街市予算書



# 八街市一般会計予算



## 令和8年度八街市一般会計予算

令和8年度八街市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ26,690,000千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(地方債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。

(一時借入金)

第4条 地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、2,000,000千円と定める。

(歳出予算の流用)

第5条 地方自治法第220条第2項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

令和8年2月13日提出

八街市長 北村 新司

第1表 歳入歳出予算  
歳入

(単位：千円)

款	項	金額
1 市税		7,986,898
	1 市民税	3,834,443
	2 固定資産税	3,068,588
	3 軽自動車税	263,493
	4 市たばこ税	684,161
	5 特別土地保有税	1
	6 入湯税	1
	7 都市計画税	136,211
2 地方譲与税		179,000
	1 地方揮発油譲与税	34,000
	2 自動車重量譲与税	135,000
	3 森林環境譲与税	10,000
3 利子割交付金		33,000
	1 利子割交付金	33,000
4 配当割交付金		83,000
	1 配当割交付金	83,000
5 株式等譲渡所得割交付金		77,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	77,000
6 法人事業税交付金		138,000
	1 法人事業税交付金	138,000

(単位：千円)

款	項	金額
7 地方消費税交付金		1,850,000
	1 地方消費税交付金	1,850,000
8 ゴルフ場利用税交付金		22,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	22,000
9 自動車取得税交付金		1
	1 自動車取得税交付金	1
10 環境性能割交付金		1
	1 環境性能割交付金	1
11 地方特例交付金		94,000
	1 地方特例交付金	94,000
12 地方交付税		5,110,000
	1 地方交付税	5,110,000
13 交通安全対策特別交付金		4,900
	1 交通安全対策特別交付金	4,900
14 分担金及び負担金		100,558
	1 負担金	100,558
15 使用料及び手数料		417,302
	1 使用料	127,274
	2 手数料	290,028
16 国庫支出金		5,241,044

(単位：千円)

款	項	金額
	1 国庫負担金	4,525,174
	2 国庫補助金	615,264
	3 委託金	100,606
17 県支出金		2,273,210
	1 県負担金	1,539,201
	2 県補助金	606,996
	3 委託金	127,013
18 財産収入		20,170
	1 財産運用収入	19,423
	2 財産売払収入	747
19 寄附金		82,400
	1 寄附金	82,400
20 繰入金		812,408
	1 基金繰入金	812,407
	2 特別会計繰入金	1
21 繰越金		100,000
	1 繰越金	100,000
22 諸収入		348,708
	1 延滞金加算金及び過料	38,014
	2 貸付金元利収入	35,000

(単位：千円)

款	項	金額
	3 受託事業収入	37,193
	4 市預金利子	1
	5 雑入	238,500
23 市債		1,716,400
	1 市債	1,716,400
歳入	合計	26,690,000

歳 出

(単位：千円)

款	項	金 額
1 議会費		200,702
	1 議会費	200,702
2 総務費		2,386,432
	1 総務管理費	1,704,414
	2 徴税費	372,907
	3 戸籍住民基本台帳費	215,464
	4 選挙費	45,914
	5 統計調査費	19,315
	6 監査委員費	28,418
3 民生費		12,622,691
	1 社会福祉費	6,387,582
	2 児童福祉費	4,187,909
	3 生活保護費	2,047,200
4 衛生費		2,559,224
	1 保健衛生費	1,133,539
	2 清掃費	1,425,685
5 農林水産業費		474,152
	1 農業費	474,152
6 商工費		178,653
	1 商工費	178,653

(単位：千円)

款	項	金額
7 土木費		1,560,516
	1 土木管理費	103,798
	2 道路橋りょう費	627,604
	3 河川費	58,000
	4 都市計画費	603,354
	5 住宅費	167,760
8 消防費		2,066,141
	1 消防費	2,066,141
9 教育費		2,657,632
	1 教育総務費	510,014
	2 小学校費	451,918
	3 中学校費	275,493
	4 幼稚園費	116,026
	5 社会教育費	324,119
	6 保健体育費	980,062
10 災害復旧費		1
	1 公共土木施設災害復旧費	1
11 公債費		1,943,362
	1 公債費	1,943,362
12 予備費		40,494

(単位：千円)

款	項	金額
	1 予備費	40,494
歳	出 合 計	26,690,000

第2表 債務負担行為

事 項	期 間	限 度 額
(1) グループウェアの賃借 (システム管理課)	令和8年度から 令和9年度まで	千円 218
(2) 情報系LAN機器の賃借 (システム管理課)	令和8年度から 令和13年度まで	千円 186,180
(3) 自治体情報セキュリティクラウド運用保守業務 (システム管理課)	令和8年度から 令和14年度まで	千円 30,278
(4) ウイルス対策ソフト購入 (システム管理課)	令和8年度から 令和9年度まで	千円 1,375
(5) 複合機の賃借 (市民課)	令和8年度から 令和9年度まで	千円 18
(6) 戸籍システムの賃借 (市民課)	令和8年度から 令和9年度まで	千円 1,402
(7) 戸籍システム連携機器保守業務 (市民課)	令和8年度から 令和9年度まで	千円 3
(8) 県議会議員選挙関係業務 (選挙管理委員会事務局)	令和8年度から 令和9年度まで	千円 4,623
(9) 指定ごみ袋取扱業務 (クリーン推進課)	令和8年度から 令和11年度まで	千円 30,400

(10) 粗大ごみ処理券取扱業務 (クリーン推進課)	令和8年度から 令和11年度まで	千円 450
(11) 弥富川地区基幹水利施設ストックマネジメント事業負担金 (農政課)	令和8年度から 令和9年度まで	千円 8,120
(12) 土木積算システムの賃借 (道路河川課)	令和8年度から 令和13年度まで	千円 14,646
(13) 道路管理用車両の賃借 (道路河川課)	令和8年度から 令和10年度まで	千円 938
(14) スポーツプラザ等の複合機の賃借 (スポーツプラザ)	令和8年度から 令和13年度まで	複写枚数に1枚当たり8.36円を乗じて得た額
(15) 学校給食センター調理業務 (学校給食センター)	令和8年度から 令和11年度まで	千円 503,844

(注) 各事項名に付されている番号は、債務負担行為の管理上の番号である。

### 第3表 地方債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
庁舎整備事業	千円 1,200	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
公共施設等整備事業	600			
公共交通整備事業	25,200			
税務システム整備事業	4,400			
総合保健福祉センター整備事業	15,200			
収納システム整備事業	9,000			
保育園施設整備事業	65,600			
児童館整備事業	70,800			
上水道事業（一般会計出資債）	38,000			
ごみ処理施設整備事業	44,700			
基幹水利施設ストックマネジメント事業	8,100			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
道路改良事業	千円 240,400	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
道路排水施設整備事業	50,000			
道路台帳システム整備事業	12,400			
流末排水施設整備事業	81,000			
都市計画道路整備事業	47,700			
市営住宅整備事業	93,400			
都市施設整備事業	50,700			
都市計画システム整備事業	32,000			
消防施設等整備事業	10,200			
防災施設等整備事業	610,600			
防災備蓄倉庫整備事業	4,900			

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
小学校施設整備事業	千円 71,300	普通貸借 又は 証券発行	5.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者と協定するものによる。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借換えすることができる。
中学校施設整備事業	32,500			
図書館施設整備事業	2,400			
体育施設等整備事業	11,100			
学校給食センター施設整備事業	83,000			



令和 8 年度

八街市予算に関する説明書



# 八街市一般会計予算に関する説明



## 歳入歳出予算事項別明細書

### 1 総括

#### 歳入

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
1 市税	7,986,898	7,803,928	182,970
2 地方譲与税	179,000	183,000	△4,000
3 利子割交付金	33,000	6,000	27,000
4 配当割交付金	83,000	55,000	28,000
5 株式等譲渡所得割交付金	77,000	66,000	11,000
6 法人事業税交付金	138,000	134,000	4,000
7 地方消費税交付金	1,850,000	1,782,000	68,000
8 ゴルフ場利用税交付金	22,000	20,000	2,000
9 自動車取得税交付金	1	1	0
10 環境性能割交付金	1	40,000	△39,999
11 地方特例交付金	94,000	37,000	57,000
12 地方交付税	5,110,000	4,905,000	205,000
13 交通安全対策特別交付金	4,900	5,000	△100
14 分担金及び負担金	100,558	89,286	11,272
15 使用料及び手数料	417,302	267,667	149,635
16 国庫支出金	5,241,044	4,629,447	611,597
17 県支出金	2,273,210	1,980,886	292,324
18 財産収入	20,170	17,604	2,566
19 寄附金	82,400	70,100	12,300
20 繰入金	812,408	1,068,249	△255,841
21 繰越金	100,000	100,000	0
22 諸収入	348,708	441,832	△93,124

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比較
23 市債	1,716,400	778,000	938,400
歳入合計	26,690,000	24,480,000	2,210,000

# 歳 出

(単位：千円)

款	本年度予算額	前年度予算額	比 較	本 年 度 予 算 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一 般 財 源
				国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
1 議会費	200,702	198,110	2,592				200,702
2 総務費	2,386,432	2,357,331	29,101	211,786	31,400	151,825	1,991,421
3 民生費	12,622,691	11,624,949	997,742	6,512,172	160,600	221,083	5,728,836
4 衛生費	2,559,224	2,534,627	24,597	108,370	82,700	296,157	2,071,997
5 農林水産業費	474,152	417,144	57,008	135,957	8,100	2,847	327,248
6 商工費	178,653	126,127	52,526	18		35,000	143,635
7 土木費	1,560,516	1,253,771	306,745	172,637	607,600	60,822	719,457
8 消防費	2,066,141	1,515,420	550,721	3,424	625,700	6,268	1,430,749
9 教育費	2,657,632	2,563,953	93,679	197,907	200,300	219,694	2,039,731
10 災害復旧費	1	1	0				1
11 公債費	1,943,362	1,857,937	85,425			85,450	1,857,912
12 予備費	40,494	30,630	9,864				40,494
歳 出 合 計	26,690,000	24,480,000	2,210,000	7,342,271	1,716,400	1,079,146	16,552,183

## 2 歳 入

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 個人	3,458,060	3,340,112	117,948	1 現年課税分	3,395,060	・均等割 105,112 ・所得割 3,289,948
				2 滞納繰越分	63,000	・滞納繰越分 63,000
2 法人	376,383	362,105	14,278	1 現年課税分	373,983	・均等割 182,760 ・税割 191,223
				2 滞納繰越分	2,400	・滞納繰越分 2,400
計	3,834,443	3,702,217	132,226			

(款) 1 市税			(項) 2 固定資産税			
1 固定資産税	3,065,060	3,015,875	49,185	1 現年課税分	3,020,560	・土地 793,146 ・家屋 1,606,432 ・償却資産 620,982
				2 滞納繰越分	44,500	・滞納繰越分 44,500
2 国有資産等所在市町村交付金	3,528	3,596	△68	1 国有資産等所在市町村交付金	3,528	・国有資産等所在市町村交付金 3,528
計	3,068,588	3,019,471	49,117			

(款) 1 市税			(項) 3 軽自動車税			
1 環境性能割	2,700	17,340	△14,640	1 環境性能割	2,700	・環境性能割 2,700
2 種別割	260,650	252,536	8,114	1 現年課税分	254,250	・現年課税分 254,250
				2 滞納繰越分	6,400	・滞納繰越分 6,400
3 軽自動車税	143	931	△788	1 軽自動車税	143	・滞納繰越分 143
計	263,493	270,807	△7,314			

(款) 1 市税 (項) 4 市たばこ税 (単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 市たばこ税	684,161	680,335	3,826	1 現年課税分	684,161	・現年課税分 684,161
計	684,161	680,335	3,826			

(款) 1 市税 (項) 5 特別土地保有税

1 特別土地保有税	1	1	0	1 現年課税分	1	・保有分 1
計	1	1	0			

(款) 1 市税 (項) 6 入湯税

1 入湯税	1	1	0	1 現年課税分	1	・現年課税分 1
計	1	1	0			

(款) 1 市税 (項) 7 都市計画税

1 都市計画税	136,211	131,096	5,115	1 現年課税分	134,311	・土地 54,243
						・家屋 80,068
				2 滞納繰越分	1,900	・滞納繰越分 1,900
計	136,211	131,096	5,115			

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 地方揮発油譲与税	34,000	40,000	△6,000	1 地方揮発油譲与税	34,000	・ 地方揮発油譲与税 34,000
計	34,000	40,000	△6,000			

(款) 2 地方譲与税			(項) 2 自動車重量譲与税			
1 自動車重量譲与税	135,000	132,000	3,000	1 自動車重量譲与税	135,000	・ 自動車重量譲与税 135,000
計	135,000	132,000	3,000			

(款) 2 地方譲与税			(項) 3 森林環境譲与税			
1 森林環境譲与税	10,000	11,000	△1,000	1 森林環境譲与税	10,000	・ 森林環境譲与税 10,000
計	10,000	11,000	△1,000			

(款) 3 利子割交付金			(項) 1 利子割交付金			
1 利子割交付金	33,000	6,000	27,000	1 利子割交付金	33,000	・ 利子割交付金 33,000
計	33,000	6,000	27,000			

(款) 4 配当割交付金			(項) 1 配当割交付金			
1 配当割交付金	83,000	55,000	28,000	1 配当割交付金	83,000	・ 配当割交付金 83,000

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
計	83,000	55,000	28,000			

(款) 5 株式等譲渡所得割交付金

(項) 1 株式等譲渡所得割交付金

1 株式等譲渡所得割交付金	77,000	66,000	11,000	1 株式等譲渡所得割交付金	77,000	・株式等譲渡所得割交付金	77,000
計	77,000	66,000	11,000				

(款) 6 法人事業税交付金

(項) 1 法人事業税交付金

1 法人事業税交付金	138,000	134,000	4,000	1 法人事業税交付金	138,000	・法人事業税交付金	138,000
計	138,000	134,000	4,000				

(款) 7 地方消費税交付金

(項) 1 地方消費税交付金

1 地方消費税交付金	1,850,000	1,782,000	68,000	1 地方消費税交付金	1,850,000	・地方消費税交付金	1,850,000
計	1,850,000	1,782,000	68,000				

(款) 8 ゴルフ場利用税交付金

(項) 1 ゴルフ場利用税交付金

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 ゴルフ場利用税交付金	22,000	20,000	2,000	1 ゴルフ場利用税交付金	22,000	・ ゴルフ場利用税交付金 22,000
計	22,000	20,000	2,000			

(款) 9 自動車取得税交付金

(項) 1 自動車取得税交付金

1 自動車取得税交付金	1	1	0	1 自動車取得税交付金	1	・ 自動車取得税交付金 1
計	1	1	0			

(款) 10 環境性能割交付金

(項) 1 環境性能割交付金

1 環境性能割交付金	1	40,000	△39,999	1 環境性能割交付金	1	・ 環境性能割交付金 1
計	1	40,000	△39,999			

(款) 11 地方特例交付金

(項) 1 地方特例交付金

1 地方特例交付金	94,000	37,000	57,000	1 地方特例交付金	94,000	・ 地方特例交付金 94,000
計	94,000	37,000	57,000			

## (款)12 地方交付税

## (項) 1 地方交付税

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 地方交付税	5,110,000	4,905,000	205,000	1 地方交付税	5,110,000	・普通交付税 4,850,000 ・特別交付税 260,000
計	5,110,000	4,905,000	205,000			

## (款)13 交通安全対策特別交付金

## (項) 1 交通安全対策特別交付金

1 交通安全対策特別交付金	4,900	5,000	△100	1 交通安全対策特別交付金	4,900	・交通安全対策特別交付金 4,900
計	4,900	5,000	△100			

## (款)14 分担金及び負担金

## (項) 1 負担金

1 民生費負担金	100,558	89,286	11,272	1 老人福祉費負担金	3,229	・老人ホーム入所者等負担金 3,229
				2 児童福祉費負担金	97,329	・保育園負担金 71,166 ・市立保育園一時保育負担金 2,177 ・市立保育園延長保育負担金 1,517 ・保育園給食費負担金 17,461 ・管外受託負担金 4,900 ・乳児等通園支援事業負担金 108
計	100,558	89,286	11,272			

(款) 15 使用料及び手数料

(項) 1 使用料

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 総務使用料	11,615	7,449	4,166	1 行政財産使用料	11,615	・庁舎建物等使用料 11,615
2 民生使用料	43,752	42,026	1,726	1 児童福祉施設使用料	43,441	・児童クラブ保育料 41,766 ・児童クラブ保育料滞納繰越分 1,675
				2 行政財産使用料	311	・児童福祉施設用地使用料 8 ・社会福祉施設建物等使用料 303
3 衛生使用料	22	22	0	1 行政財産使用料	22	・衛生施設用地等使用料 22
4 土木使用料	62,465	65,252	△2,787	1 市道占用料	16,625	・道路占用料 16,625
				2 駅前広場施設使用料	253	・駅前広場施設使用料 253
				3 公園使用料	654	・公園テニスコート使用料 131 ・都市公園占用料及び使用料 523
				4 住宅使用料	42,348	・市営住宅使用料 39,615 ・市営住宅使用料滞納繰越分 816 ・市営住宅駐車場使用料 1,824 ・市営住宅駐車場使用料滞納繰越分 93
				5 行政財産使用料	2,585	・都市計画施設用地等使用料 1,634 ・市営住宅用地使用料 949 ・道路管理用資材置場等使用料 2
5 消防使用料	10	10	0	1 行政財産使用料	10	・消防施設用地使用料 10
6 教育使用料	9,410	7,782	1,628	1 公民館使用料	1,663	・中央公民館使用料 1,663
				2 社会体育施設使用料	7,514	・市営運動場使用料 888 ・スポーツプラザ施設使用料 6,549 ・やちまたキャンプ場使用料 77
				3 教育財産使用料	233	・教育施設建物等使用料 233
計	127,274	122,541	4,733			

## (款)15 使用料及び手数料

## (項) 2 手数料

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
1 総務手数料	33,637	27,402	6,235	1 総務手数料	1,379	・自動車臨時運行許可手数料 1,379
				2 徴税手数料	5,153	・税関係証明手数料 5,153
				3 戸籍住民基本台帳手数料	27,105	・戸籍謄本等交付手数料 8,589 ・住民基本台帳写し交付手数料 11,078 ・印鑑登録証明書交付手数料 6,085 ・諸証明交付手数料 342 ・印鑑登録証交付手数料 1,011
2 衛生手数料	252,941	114,368	138,573	1 保健衛生手数料	1,824	・犬の登録手数料 212 ・狂犬病予防注射手数料 1,536 ・特定事業許可申請手数料 76
				2 清掃手数料	251,117	・一般廃棄物処理業許可申請手数料 30 ・家庭系一般廃棄物処理手数料 142,442 ・粗大ごみ収集運搬処理手数料 1,905 ・犬ねこ等動物の死体収集運搬処理手数料 30 ・家庭雑排水汲取手数料 66 ・事業系一般廃棄物処理手数料 106,644
3 農林水産業手数料	18	18	0	1 農業手数料	18	・農地関係証明手数料 18
4 土木手数料	3,432	3,338	94	1 都市計画手数料	3,429	・土地に関する証明手数料 4 ・自転車駐車場利用登録手数料 2,413 ・屋外広告物許可手数料 1,012
				2 土木手数料	3	・道路幅員証明他手数料 3
計	290,028	145,126	144,902			

(款) 16 国庫支出金

(項) 1 国庫負担金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 民生費国庫負担金	4,523,884	4,179,957	343,927	1 保険基盤安定負担金	80,122	・国民健康保険基盤安定負担金 80,122
				2 未就学児均等割保険税負担金	2,032	・未就学児均等割保険税負担金 2,032
				3 社会福祉費負担金	19,874	・生活困窮者自立支援事業負担金 19,874
				4 障害者福祉費負担金	1,516,190	・障害者医療費負担金 46,119 ・特別障害者手当等給付費負担金 33,122 ・障害者自立支援給付費負担金 1,128,460 ・障害児通所給付費負担金 308,489
				5 老人福祉費負担金	30,420	・低所得者介護保険料軽減負担金 30,420
				6 児童保護措置費等負担金	421,234	・子どものための教育・保育給付交付金 392,916 ・児童入所施設措置費等負担金 6,733 ・子育てのための施設等利用給付交付金 21,288 ・乳児等のための支援給付交付金 297
				7 児童手当負担金	900,157	・児童手当負担金 900,157
				8 児童扶養手当負担金	91,947	・児童扶養手当負担金 91,947
				9 生活保護費負担金	1,461,487	・生活保護費負担金 1,451,013 ・中国残留邦人等支援給付費負担金 6,811 ・被保護者健康管理支援事業負担金 3,663
				10 産前産後保険税負担金	421	・産前産後保険税負担金 421
2 衛生費国庫負担金	1,290	1,757	△467	1 母子保健費負担金	1,290	・未熟児養育医療費負担金 1,290
計	4,525,174	4,181,714	343,460			

## (款)16 国庫支出金

## (項) 2 国庫補助金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 総務費国庫補助金	171,983	65,775	106,208	1 総務管理費補助金	171,983	・デジタル基盤改革支援補助金 3,168 ・物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金 168,815
2 民生費国庫補助金	230,181	193,205	36,976	1 社会福祉費補助金	4,088	・生活困窮者就労準備支援事業費等補助金 4,088
				2 障害者福祉費補助金	13,554	・地域生活支援事業費等補助金 13,490 ・小児慢性特定病児童等日常生活用具給付事業補助金 64
				3 児童福祉費補助金	211,728	・母子家庭等対策総合支援事業費補助金 5,847 ・子ども・子育て支援交付金 91,387 ・保育対策総合支援事業費補助金 2,058 ・困難な問題を抱える女性支援推進等事業補助金 2,347 ・児童虐待防止対策等総合支援事業費補助金 330 ・子ども・子育て支援整備補助金 109,759
				4 生活保護費補助金	811	・生活保護費補助金 811
				3 衛生費国庫補助金	36,485	37,814
4 土木費国庫補助金	168,049	81,532	86,517	2 健康増進費補助金	993	・疾病予防対策事業費等補助金 993
				3 環境衛生費補助金	5,832	・浄化槽設置整備事業循環型社会形成推進交付金 5,832
				1 道路橋りょう費補助金	101,838	・社会資本整備総合交付金 88,000 ・地域未来交付金（デジタル実装型） 13,838
5 教育費国庫補助金	8,566	8,086	480	2 都市計画費補助金	66,211	・社会資本整備総合交付金 26,017 ・地域未来交付金（デジタル実装型） 40,194
				1 小学校費補助金	1,632	・就学援助費補助金 90 ・特別支援教育就学奨励費補助金 1,032

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						・理科教育振興費補助金 510
				2 中学校費補助金	6,934	・就学援助費補助金 274 ・特別支援教育就学奨励費補助金 2,100 ・理科教育振興費補助金 477 ・地域部活動推進事業補助金 4,083
計	615,264	386,412	228,852			

(款)16 国庫支出金

(項) 3 委託金

1 総務費委託金	78,622	40,958	37,664	1 総務管理費委託金	379	・自衛官募集事務費委託金 379
				2 戸籍住民基本台帳費委託金	78,243	・中長期在留者住居地届出等事務委託費交付金 3,887 ・マイナンバーカード交付事務費補助金 74,356
2 民生費委託金	21,984	20,363	1,621	1 障害者福祉費委託金	309	・特別児童扶養手当事務取扱交付金 309
				2 国民年金費委託金	21,675	・国民年金等事務費交付金 21,134 ・年金生活者支援給付金支給業務市町村事務取扱交付金 541
計	100,606	61,321	39,285			

(款)17 県支出金

(項) 1 県負担金

1 民生費県負担金	1,535,199	1,335,372	199,827	1 保険基盤安定負担金	435,455	・国民健康保険基盤安定負担金 256,977 ・後期高齢者医療保険基盤安定負担金 178,478
				2 未就学児均等割保険税負担金	1,016	・未就学児均等割保険税負担金 1,016

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
				3 障害者福祉費負担金	741,533	・障害者医療費負担金 23,059 ・障害者自立支援給付費負担金 564,230 ・障害児通所給付費負担金 154,244
				4 老人福祉費負担金	15,210	・低所得者介護保険料軽減負担金 15,210
				5 児童保護措置費等負担金	190,943	・子どものための教育・保育給付交付金 176,883 ・児童入所施設措置費等負担金 3,367 ・子育てのための施設等利用給付交付金 10,644 ・乳児等のための支援給付交付金 49
				6 児童手当負担金	109,763	・児童手当負担金 109,763
				7 生活保護費負担金	41,069	・生活保護費負担金 38,387 ・行旅死亡人及び墓地埋葬法負担金 2,682
				8 産前産後保険税負担金	210	・産前産後保険税負担金 210
				2 衛生費県負担金	645	878
3 県移譲事務交付金	3,357	3,410	△53	1 県移譲事務交付金	3,344	・権限移譲事務交付金 3,344
				2 県教育委員会移譲事務交付金	13	・県教育委員会権限移譲事務交付金 13
計	1,539,201	1,339,660	199,541			

(款)17 県支出金

(項) 2 県補助金

1 総務費県補助金	3,950	5,300	△1,350	1 総務管理費補助金	3,950	・防犯カメラ設置事業補助金 200 ・地域少子化対策重点推進補助金 600
-----------	-------	-------	--------	------------	-------	--

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・防犯アドバイザー設置事業補助金 3,000</li> <li>・自転車乗車用ヘルメット着用促進事業補助金 150</li> </ul>
2 民生費県補助金	242,688	232,451	10,237	1 社会福祉総務費補助金	587	<ul style="list-style-type: none"> <li>・民生委員協議会交付金 587</li> </ul>
				2 障害者福祉費補助金	105,103	<ul style="list-style-type: none"> <li>・地域生活支援事業補助金 6,744</li> <li>・重度心身障害者（児）医療給付改善事業費補助金 66,939</li> <li>・在宅重度知的障害者及びねたきり身体障害者福祉手当補助金 4,977</li> <li>・障害者グループホーム運営費等補助金 23,337</li> <li>・日常生活用具取付費補助金 150</li> <li>・重度の強度行動障害加算事業補助金 2,920</li> <li>・難聴児補聴器助成事業補助金 36</li> </ul>
				3 老人福祉費補助金	716	<ul style="list-style-type: none"> <li>・シニアクラブ活動事業補助金 716</li> </ul>
				4 児童福祉費補助金	111,269	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども・子育て支援交付金 77,276</li> <li>・保育士処遇改善事業補助金 11,640</li> <li>・保育対策総合支援事業費補助金 2,058</li> <li>・保育士配置改善事業補助金 20,295</li> </ul>
				5 母子福祉費補助金	25,013	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ひとり親家庭等医療費等助成事業補助金 25,013</li> </ul>
3 衛生費県補助金	56,127	66,902	△10,775	1 母子保健費補助金	38,371	<ul style="list-style-type: none"> <li>・子ども医療対策事業補助金 38,339</li> <li>・妊婦のための支援給付交付金 32</li> </ul>
				2 健康増進費補助金	4,862	<ul style="list-style-type: none"> <li>・健康増進事業費補助金 4,074</li> <li>・地域自殺対策強化事業費補助金 582</li> <li>・骨髄移植ドナー支援事業補助金 105</li> <li>・予防接種健康被害調査費補助金 101</li> </ul>

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
				3 環境衛生費補助金	9,442	・生活排水対策浄化槽推進事業補助金 9,442
				4 公害対策費補助金	3,363	・産業廃棄物不法投棄監視員制度補助金 360 ・住宅用設備等脱炭素化促進事業補助金 2,970 ・市町村併任職員等立入検査業務交付金 33
				5 予防費補助金	89	・造血細胞移植後定期予防接種ワクチン再接種費用補助金 89
4 農林水産業費県補助金	135,902	63,254	72,648	1 農業委員会費補助金	6,805	・農業委員会交付金 2,875 ・農地集積・集約化対策推進交付金 333 ・農地利用最適化交付金 3,597
				2 農業振興費補助金	129,097	・園芸用廃プラスチック適正処理事業補助金 2,200 ・「輝け！ちばの園芸」次世代産地整備支援事業補助金 24,977 ・環境保全型農業直接支援対策事業交付金 2,550 ・農業災害対策利子補給費補助金 51 ・農業災害対策資金債務保証料補助金 13 ・農業経営基盤強化資金利子補給費補助金 113 ・経営所得安定対策等推進事業費交付金 50 ・多面的機能支払交付金 1,336 ・狩猟免許取得促進事業補助金 25 ・鳥獣被害防止総合対策交付金 1,500 ・経営発展支援事業補助金 11,250 ・経営体育成支援事業補助金 3,000 ・農業経営開始資金補助金 7,500 ・新基本計画実装・農業構造転換支援事業交付金 74,532
5 商工費県補助金	18	352	△334	1 商工費補助金	18	・消費者行政強化事業補助金 18
6 土木費県補助金	1,225	1,234	△9	1 都市計画費補助金	1,225	・住まいの耐震化サポート事業補助金 1,225

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
7 消防費県補助金	3,424	3,537	△113	1 消防施設費補助金	716	・石油貯蔵施設立地対策等交付金 495 ・消防防災施設強化事業補助金 221
				2 防災費補助金	2,708	・地域防災力充実・強化補助金 2,708
8 教育費県補助金	163,662	53,283	110,379	1 教育総務費補助金	39,270	・公立学校情報機器整備事業費補助金 39,270
				2 社会教育費補助金	1,945	・青少年相談員活動費補助金 180 ・学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金 1,765
				3 保健体育費補助金	118,364	・学校給食費補助金 118,364
				4 中学校費補助金	4,083	・地域部活動推進事業補助金 4,083
計	606,996	426,313	180,683			

(款)17 県支出金

(項) 3 委託金

1 総務費委託金	124,658	189,754	△65,096	1 総務管理費委託金	182	・県収入証紙売捌手数料 182
				2 徴税费委託金	112,084	・県民税徴収取扱費交付金 112,084
				3 戸籍住民基本台帳費委託金	55	・人口動態調査事務費委託金 55
				4 統計調査費委託金	4,921	・統計調査員確保対策事業委託金 18 ・県毎月常住人口調査及び年齢別・町丁字別人口調査 26 ・学校基本調査 14 ・経済センサス 4,863
				5 選挙費委託金	7,416	・県議会議員選挙執行委託金 7,416
2 農林水産業費委託金	55	55	0	1 農業委員会費委託金	55	・国有農地等管理処分事業事務取扱交付金 55

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
3 土木費委託金	2,300	0	2,300	1 都市計画費委託金	2,300	・都市計画基礎調査委託金 2,300
△ 教育費委託金	0	25,104	△25,104			・廃目
計	127,013	214,913	△87,900			

(款)18 財産収入

(項)1 財産運用収入

1 財産貸付収入	10,803	12,338	△1,535	1 普通財産貸付収入	3,830	・土地建物等貸付料 3,830
				2 行政財産貸付収入	6,973	・土地建物等貸付料 6,973
2 利子及び配当金	8,620	5,266	3,354	1 利子及び配当金	8,620	・財政調整基金積立金利子 6,814
						・減債基金積立金利子 441
						・地域振興基金積立金利子 6
						・地域福祉基金積立金利子 60
						・青少年育成基金積立金利子 19
						・応援寄附金によるまちづくり基金積立金利子 302
						・文化会館建設基金積立金利子 7
						・野球場建設基金積立金利子 10
・公共施設等整備基金積立金利子 948						
・森林環境整備基金積立金利子 13						
計	19,423	17,604	1,819			

(款)18 財産収入

(項) 2 財産売払収入

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 不動産売払収入	747	0	747	1 土地売払収入	747	・土地売払収入 747
計	747	0	747			

(款)19 寄附金

(項) 1 寄附金

1 寄附金	82,400	70,100	12,300	1 総務費寄附金	82,400	・やちまた応援寄附金 80,000 ・企業版ふるさと納税寄附金 2,300 ・クラウドファンディング寄附金 100
計	82,400	70,100	12,300			

(款)20 繰入金

(項) 1 基金繰入金

1 財政調整基金繰入金	543,505	937,359	△393,854	1 財政調整基金繰入金	543,505	・財政調整基金繰入金 543,505
2 減債基金繰入金	85,450	46,926	38,524	1 減債基金繰入金	85,450	・減債基金繰入金 85,450
3 応援寄附金によるまちづくり基金繰入金	106,932	83,963	22,969	1 応援寄附金によるまちづくり基金繰入金	106,932	・応援寄附金によるまちづくり基金繰入金 106,932
4 公共施設等整備基金繰入金	76,520	0	76,520	1 公共施設等整備基金繰入金	76,520	・公共施設等整備基金繰入金 76,520
計	812,407	1,068,248	△255,841			

## (款)20 繰入金

## (項) 2 特別会計繰入金

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	1	0	1 後期高齢者医療特別会計繰入金	1	・後期高齢者医療特別会計繰入金（過年度精算分）
計	1	1	0			

## (款)21 繰越金

## (項) 1 繰越金

1 繰越金	100,000	100,000	0	1 繰越金	100,000	・前年度繰越金	100,000
計	100,000	100,000	0				

## (款)22 諸収入

## (項) 1 延滞金加算金及び過料

1 延滞金	38,014	38,014	0	1 税延滞金	38,014	・市税延滞金	38,014
計	38,014	38,014	0				

## (款)22 諸収入

## (項) 2 貸付金元利収入

1 商工費貸付金元利収入	35,000	35,000	0	1 商工費貸付金元利収入	35,000	・中小企業資金融資預託金返還金	35,000
計	35,000	35,000	0				

(款)22 諸収入		(項) 3 受託事業収入			(単位：千円)	
目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
1 民生費受託事業収入	9,789	9,656	133	1 民生費受託事業収入	9,789	・後期高齢者保健事業受託費収入 9,789
2 衛生費受託事業収入	27,199	27,734	△535	1 衛生費受託事業収入	27,199	・後期高齢者医療健康診査費委託金 27,199
3 農林水産業費受託事業収入	205	69	136	1 農林水産業費受託事業収入	205	・農地中間管理事業受託収入 205
計	37,193	37,459	△266			

(款)22 諸収入		(項) 4 市預金利子			
1 市預金利子	1	1	0	1 市預金利子 1	・市預金利子 1
計	1	1	0		

(款)22 諸収入		(項) 5 雑入			
1 弁償金	451	1	450	1 弁償金 451	・原動機付自転車等標識紛失等弁償金 1 ・原子力発電所の事故に係る損害賠償金 450
2 給食事業収入	99,716	192,714	△92,998	1 給食事業収入 97,138	・給食費 97,138
				2 給食事業収入（過年度分） 2,578	・給食費未納分 2,578
3 雑入	138,333	138,643	△310	1 雑入 138,333	・会計年度任用職員等労働保険料個人負担金 2,091 ・複写機使用料 66 ・各種図書等売払収入 50 ・電話利用料 20 ・生命保険等事務取扱手数料 700

(単位：千円)

目	本 年 度	前 年 度	比 較	節		説 明
				区 分	金 額	
						・財産貸付に係る電気使用料 869
						・滞納処分費 1,373
						・新市町村振興宝くじ交付金 8,400
						・保育所職員給食費負担金 11,681
						・ワークプラザ光熱水費 162
						・介護予防支援事業費収入 9,881
						・一般廃棄物回収による廃品売払収入 53,463
						・未熟児養育医療費負担金 434
						・子ども医療高額療養費 2,445
						・健康教室等参加者負担金 38
						・共済組合生活習慣病予防検査負担金 996
						・市町村振興宝くじ交付金 7,800
						・農業者年金業務委託手数料 941
						・緑の募金市町村交付事業交付金 80
						・重度心身障害者（児）医療高額療養費 14,240
						・放置自転車保管料 8
						・千葉県スポーツ振興基金助成金 120
						・高額医療給付費等保険者支出金 999
						・指定管理者納付金 750
						・廃品売払収入等 1
						・督促事務費 1
						・番号案内表示機広告掲載料 198
						・長寿・健康増進事業補助金 1,199
						・放課後子ども教室参加者負担金 64
						・榎戸用水電気料受益者負担金 50
						・予納金返還金 500
						・放置自転車撤去車両売払収入 127

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・上下水道事業会計庁舎負担金 617</li> <li>・通信端末装置等電気使用料 7</li> <li>・ふれあいバス運行事業国庫相当額納付金 7,281</li> <li>・LINE申請郵送料負担金 7</li> <li>・地域伝統芸能等保存事業助成金 65</li> <li>・学校施設開放に係る照明の電気使用料 732</li> <li>・日本スポーツ振興センター災害共済掛金負担金 1,475</li> <li>・地域部活動推進事業受益者負担金 6,000</li> <li>・国民健康保険出産費貸付基金廃止に伴う収入 2,400</li> <li>・その他雑入 2</li> </ul>
計	238,500	331,358	△92,858			

(款)23 市債

(項) 1 市債

1 総務債	31,400	1,800	29,600	1 総務管理債	31,400	<ul style="list-style-type: none"> <li>・庁舎整備事業 1,200</li> <li>・公共施設等整備事業 600</li> <li>・公共交通整備事業 25,200</li> <li>・税務システム整備事業 4,400</li> </ul>
2 民生債	160,600	72,400	88,200	1 社会福祉債	24,200	<ul style="list-style-type: none"> <li>・総合保健福祉センター整備事業 15,200</li> <li>・収納システム整備事業 9,000</li> </ul>
				2 児童福祉債	136,400	<ul style="list-style-type: none"> <li>・保育園施設整備事業 65,600</li> <li>・児童館整備事業 70,800</li> </ul>
3 衛生債	82,700	118,900	△36,200	1 保健衛生債	38,000	・上水道事業一般会計出資債 38,000
				2 清掃債	44,700	・ごみ処理施設整備事業 44,700
4 農林水産業債	8,100	8,400	△300	1 農林水産業債	8,100	・基幹水利施設ストックマネジメント事業 8,100
5 土木債	607,600	418,000	189,600	1 道路橋りょう債	302,800	・道路改良事業 240,400

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	節		説明
				区分	金額	
						<ul style="list-style-type: none"> <li>・道路排水施設整備事業 50,000</li> <li>・道路台帳システム整備事業 12,400</li> </ul>
				2 河川債	81,000	・流末排水施設整備事業 81,000
				3 都市計画債	223,800	<ul style="list-style-type: none"> <li>・都市計画道路整備事業 47,700</li> <li>・市営住宅整備事業 93,400</li> <li>・都市施設整備事業 50,700</li> <li>・都市計画システム整備事業 32,000</li> </ul>
6 消防債	625,700	73,400	552,300	1 消防債	625,700	<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防施設等整備事業 10,200</li> <li>・防災施設等整備事業 610,600</li> <li>・防災備蓄倉庫整備事業 4,900</li> </ul>
7 教育債	200,300	85,100	115,200	1 小学校債	71,300	<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校施設整備事業 32,300</li> <li>・小学校 I C T 環境整備事業 39,000</li> </ul>
				2 中学校債	32,500	<ul style="list-style-type: none"> <li>・中学校施設整備事業 7,600</li> <li>・中学校 I C T 環境整備事業 24,900</li> </ul>
				3 社会教育債	2,400	・図書館施設整備事業 2,400
				4 保健体育債	94,100	<ul style="list-style-type: none"> <li>・体育施設等整備事業 11,100</li> <li>・学校給食センター施設整備事業 83,000</li> </ul>
計	1,716,400	778,000	938,400			

### 3 歳 出

(款) 1 議会費

(項) 1 議会費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
1 議会費	200,702	198,110	2,592				200,702	1 報酬	84,815	◎議員報酬等	<b>139,121</b>
								2 給料	25,847	01報酬	84,815
								3 職員手当等	47,867	・市議会議員	84,815
								4 共済費	28,100	03職員手当等	33,690
								8 旅費	33	・議員手当	33,690
								9 交際費	240	04共済費	20,616
								10 需用費	1,418	・議員共済会給付費負担	
								11 役務費	88	金	20,356
								12 委託料	4,547	・議員共済会事務負担金	260
								13 使用料及び 賃借料	1,142	◎一般職人件費	<b>47,508</b>
								18 負担金補助 及び交付金	6,605	02給料	25,847
										・一般職給料	25,847
										03職員手当等	14,177
										・一般職職員手当	14,177
										04共済費	7,484
										・共済組合負担金	7,232
										・再任用職員社会保険料	252
										◎議会運営費	<b>7,437</b>
										08旅費	33
										・費用弁償	10
										・特別旅費	23
										09交際費	240
										・議長交際費	240
										10需用費	1,418
										・消耗品費	294
										・食糧費	15

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費 50</li> <li>・燃料費 491</li> <li>・光熱水費 1,423</li> <li>・修繕料 3,890</li> <li>11 役務費 135 <ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料 22</li> <li>・保険料 113</li> </ul> </li> <li>12 委託料 514 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防機庫浄化槽維持管理業務 514</li> </ul> </li> <li>13 使用料及び賃借料 366 <ul style="list-style-type: none"> <li>・放送受信料 307</li> <li>・消防機庫用地賃借料 59</li> </ul> </li> <li>26 公課費 752 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車重量税 752</li> </ul> </li> <li><b>◎操法大会運営費 838</b></li> <li>10 需用費 261 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費 158</li> <li>・食糧費 70</li> <li>・修繕料 33</li> </ul> </li> <li>13 使用料及び賃借料 72 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車借上料 72</li> </ul> </li> <li>17 備品購入費 235 <ul style="list-style-type: none"> <li>・印旛支部消防操法大会用備品 235</li> </ul> </li> <li>18 負担金補助及び交付金 270</li> </ul>	

(款) 8 消防費

(項) 1 消防費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防操法大会出場補助金 270</li> <li>◎出初式開催費 172</li> <li>10需用費 172</li> <li>・消耗品費 172</li> <li>◎市町村総合事務組合費 9,126</li> <li>18負担金補助及び交付金 9,126</li> <li>・公務災害補償及び退職報償金支給事務負担金 9,086</li> <li>・公務災害見舞金支給及び賞じゅつ金授与事務負担金 40</li> <li>◎消火栓維持管理費 7,195</li> <li>18負担金補助及び交付金 7,195</li> <li>・消火栓維持管理費負担金 7,195</li> <li>◎消防施設整備事業費 9,735</li> <li>14工事請負費 9,735</li> <li>・耐震性貯水槽設置工事 9,735</li> </ul>	
計	2,066,141	1,515,420	550,721	3,424	625,700	6,268	1,430,749			

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

1 教育委員会費	2,413	2,412	1				2,413	1 報酬	2,208	◎教育委員報酬	2,208
								10 需用費	96	01報酬	2,208

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							18 負担金補助及び交付金	109	・教育委員会委員 2,208 <b>◎教育委員会諸費 205</b> 10需用費 96 ・消耗品費 59 ・印刷製本費 37 18負担金補助及び交付金 109 ・教育委員会連絡協議会負担金 109	
2 事務局費	433,234	412,163	21,071				433,234	1 報酬 106,233 2 給料 143,432 3 職員手当等 118,644 4 共済費 59,417 7 報償費 658 8 旅費 4,341 9 交際費 100 10 需用費 206 18 負担金補助及び交付金 203	<b>◎特別職人件費 13,223</b> 02給料 7,566 ・特別職給料 7,566 03職員手当等 3,471 ・特別職手当 3,471 04共済費 2,186 ・共済組合負担金 2,186 <b>◎一般職人件費 207,802</b> 02給料 105,696 ・一般職給料 105,696 03職員手当等 69,801 ・一般職職員手当 69,801 04共済費 32,305 ・共済組合負担金 31,881 ・再任用職員社会保険料 424 <b>◎会計年度任用職員人件費 211,022</b> 01報酬 106,233 ・会計年度任用職員報酬 106,233	

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									02給料 30,170 ・会計年度任用職員給料 30,170	
									03職員手当等 45,372 ・会計年度任用職員手当 45,372	
									04共済費 24,926 ・共済組合負担金 24,926	
									08旅費 4,321 ・費用弁償 4,321	
									<b>◎教育委員会事務局諸費 1,187</b>	
									07報償費 658 ・事務事業外部評価謝礼 8 ・市立学校の適正な配置 検討委員報償 650	
									08旅費 20 ・特別旅費 20	
									09交際費 100 ・教育長交際費 100	
									10需用費 206 ・消耗品費 50 ・燃料費 94 ・修繕料 62	
									18負担金補助及び交付金 203 ・千葉県都市教育長協議 会負担金 43 ・千葉県公立学校施設整 備期成会負担金 12	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									・教育長会議及び研修会負担金 53	
									・県立佐倉南高等学校定時制教育振興会補助金 95	
3 教育指導費	74,367	75,194	△827			24,339	50,028	1 報酬	185	◎教育指導諸費 2,271
								7 報償費	153	01報酬 185
								8 旅費	23	・就学区域審議会委員 101
								10 需用費	2,552	・教育支援委員会委員 84
								11 役務費	46,778	08旅費 23
								12 委託料	1,980	・普通旅費 23
								13 使用料及び賃借料	21,541	10需用費 804
								18 負担金補助及び交付金	1,145	・消耗品費 466
								26 公課費	10	・燃料費 78
										・印刷製本費 66
										・修繕料 194
										11役務費 104
										・通信運搬費 68
										・保険料 36
										18負担金補助及び交付金 1,145
										・千葉県小中学校体育連盟印旛支部負担金 334
										・印旛地区教育研究会負担金 201
										・印旛特別支援教育研究連盟負担金 41
										・小中学校校長会負担金 273

(款) 9 教育費

(項) 1 教育総務費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									・小中学校教頭会負担金	296
									26公課費	10
									・自動車重量税	10
									<b>◎教育センター運営費</b>	<b>356</b>
									07報償費	90
									・講師謝礼	90
									10需用費	123
									・消耗品費	123
									11役務費	143
									・通信運搬費	143
									<b>◎教育支援センターナチュ</b>	
									<b>ラル管理運営費</b>	<b>843</b>
									07報償費	63
									・指導助言者謝礼	50
									・学習支援者謝礼	13
									10需用費	352
									・消耗品費	47
									・光熱水費	296
									・修繕料	9
									11役務費	199
									・通信運搬費	126
									・手数料	73
									12委託料	198
									・警備業務	198
									13使用料及び賃借料	31
									・AED賃借料	31

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									◎外国語指導助手事業費 <b>46,332</b>	
									11 役務費 46,332	
									・手数料 46,332	
									◎育て八街っ子推進事業費 <b>226</b>	
									13 使用料及び賃借料 226	
									・自動車借上料 226	
									◎通学路安全対策事業費 <b>24,339</b>	
									10 需用費 1,273	
									・消耗品費 1,273	
									12 委託料 1,782	
									・交通誘導警備業務 1,782	
									13 使用料及び賃借料 21,284	
									・スクールバス借上料 21,284	
計	510,014	489,769	20,245			24,339	485,675			

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

1 学校管理費	172,470	173,099	△629		28,500	439	143,531	2 給料	2,019	◎一般職人件費 <b>2,939</b>
								3 職員手当等	545	02 給料 2,019
								4 共済費	375	・一般職給料 2,019
								8 旅費	288	03 職員手当等 545
								10 需用費	79,339	・一般職職員手当 545
								11 役務費	4,856	04 共済費 375
								12 委託料	29,393	・共済組合負担金 149
									・再任用職員社会保険料 226	

## (款) 9 教育費

## (項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<b>◎小学校管理諸費 81,194</b> 08旅費 288 ・普通旅費 288 10需用費 73,714 ・消耗品費 10,419 ・燃料費 358 ・印刷製本費 423 ・光熱水費 60,107 ・修繕料 2,407 11役務費 4,681 ・通信運搬費 3,442 ・手数料 1,239 13使用料及び賃借料 2,511 ・自動車借上料 45 ・複写機賃借料 2,355 ・放送受信料 111	
									<b>◎小学校施設維持管理費 48,886</b> 10需用費 5,625 ・消耗品費 225 ・修繕料 5,400 11役務費 175 ・手数料 175 12委託料 29,393 ・エレベーター保守点検業務 581	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・給食用リフト保守点検業務 1,609</li> <li>・空調保守点検業務 6,877</li> <li>・校舎警備業務 2,951</li> <li>・樹木害虫駆除業務 929</li> <li>・樹木伐採業務 380</li> <li>・消防設備保守点検業務 2,051</li> <li>・浄化槽維持管理業務 2,170</li> <li>・貯水槽維持管理業務 3,185</li> <li>・自家用電気工作物保安管理業務 2,129</li> <li>・特定建築物定期調査業務 5,387</li> <li>・法面除草業務 407</li> <li>・遊具点検業務 737</li> <li>13使用料及び賃借料 4,189 <ul style="list-style-type: none"> <li>・AED賃借料 617</li> <li>・トイレ洗浄、静菌システム賃借料 3,572</li> </ul> </li> <li>15原材料費 500 <ul style="list-style-type: none"> <li>・施設維持管理用資材 500</li> </ul> </li> <li>17備品購入費 9,004 <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般管理備品 4,756</li> <li>・階段昇降車 4,248</li> </ul> </li> </ul>	
									<ul style="list-style-type: none"> <li>◎小学校施設整備事業費 39,451</li> <li>14工事請負費 39,451</li> </ul>	

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校施設維持管理工 事 6,000</li> <li>・小学校施設整備工事 33,451</li> </ul>	
2 教育振興費	274,256	289,575	△15,319	25,587	39,000		209,669	<ul style="list-style-type: none"> <li>7 報償費 239</li> <li>8 旅費 84</li> <li>10 需用費 3,872</li> <li>11 役務費 1,091</li> <li>12 委託料 96,332</li> <li>13 使用料及び 賃借料 79,914</li> <li>17 備品購入費 73,138</li> <li>18 負担金補助 及び交付金 156</li> <li>19 扶助費 19,430</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎<b>小学校教育振興費</b> <b>252,213</b></li> <li>07報償費 239</li> <li>・講師等謝礼 239</li> <li>08旅費 84</li> <li>・特別旅費 84</li> <li>10需用費 3,872</li> <li>・消耗品費 3,506</li> <li>・印刷製本費 366</li> <li>11役務費 1,091</li> <li>・通信運搬費 1,091</li> <li>12委託料 96,332</li> <li>・G I G Aネットワーク 保守業務 19,620</li> <li>・教育用コンピュータ保 守業務 53,212</li> <li>・プール授業支援業務 23,500</li> <li>13使用料及び賃借料 79,914</li> <li>・自動車借上料 3,663</li> <li>・教育用コンピュータ賃 借料 2,371</li> <li>・校務用コンピュータ賃 借料 73,584</li> </ul>	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・授業目的公衆送信補償金 296</li> <li>17備品購入費 70,525 <ul style="list-style-type: none"> <li>・児童用図書 3,156</li> <li>・研究用図書 138</li> </ul> </li> <li>・公立学校電子機器購入費 67,231</li> <li>18負担金補助及び交付金 156 <ul style="list-style-type: none"> <li>・全国公立学校難聴・言語障害教育研究協議会負担金 9</li> <li>・佐倉警察署管内学校警察連絡委員会負担金 24</li> <li>・特別支援学級設置校長会負担金 16</li> <li>・児童通学費補助金 107</li> </ul> </li> <li><b>◎小学校教材備品等購入費 1,566</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>17備品購入費 1,566 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教材備品 1,566</li> </ul> </li> </ul> </li> <li><b>◎小学校理科教育振興用備品購入費 1,047</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>17備品購入費 1,047 <ul style="list-style-type: none"> <li>・理科教育振興用備品 1,047</li> </ul> </li> </ul> </li> <li><b>◎小学校児童援助奨励費 19,430</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>19扶助費 19,430</li> </ul> </li> </ul>	

(款) 9 教育費

(項) 2 小学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・要保護・準要保護児童 就学援助費 13,130</li> <li>・特別支援教育就学奨励 費 6,300</li> </ul>	
3 学校建設費	5,192	2,332	2,860		3,800		1,392	12 委託料	5,192	<b>◎小学校施設改修事業費 5,192</b> 12委託料 5,192 <ul style="list-style-type: none"> <li>・小学校照明等LED化 工事設計業務 5,192</li> </ul>
計	451,918	465,006	△13,088	25,587	71,300	439	354,592			

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

1 学校管理費	91,173	91,449	△276		3,500	293	87,380	8 旅費	82	<b>◎中学校管理諸費 57,738</b>	
								10 需用費	57,803	08旅費	82
								11 役務費	2,891	・普通旅費	82
								12 委託料	14,822	10需用費	53,204
								13 使用料及び 賃借料	1,916	・消耗品費	7,561
								14 工事請負費	8,708	・燃料費	320
								15 原材料費	195	・印刷製本費	365
17 備品購入費	4,756	・光熱水費	42,630								
										・修繕料	2,328
										11役務費	2,811
										・通信運搬費	2,070
										・手数料	741
										13使用料及び賃借料	1,641

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車借上料 20</li> <li>・複写機賃借料 1,571</li> <li>・放送受信料 50</li> <li><b>◎中学校施設維持管理費 24,727</b></li> <li>10需用費 4,599 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費 99</li> <li>・修繕料 4,500</li> </ul> </li> <li>11役務費 80 <ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料 80</li> </ul> </li> <li>12委託料 14,822 <ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーター保守点検業務 581</li> <li>・空調保守点検業務 3,544</li> <li>・校舎警備業務 1,347</li> <li>・樹木害虫駆除業務 363</li> <li>・樹木伐採業務 236</li> <li>・消防設備保守点検業務 1,240</li> <li>・浄化槽維持管理業務 1,352</li> <li>・貯水槽維持管理業務 1,807</li> <li>・自家用電気工作物保安管理業務 1,494</li> <li>・特定建築物定期調査業務 2,782</li> <li>・遊具点検業務 76</li> </ul> </li> <li>13使用料及び賃借料 275 <ul style="list-style-type: none"> <li>・AED賃借料 275</li> </ul> </li> </ul>	

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									15原材料費 195 ・施設維持管理用資材 195 17備品購入費 4,756 ・一般管理備品 4,756 <b>◎中学校施設整備事業費 8,708</b> 14工事請負費 8,708 ・中学校施設維持管理工 事 4,000 ・中学校施設整備工事 4,708	
2 教育振興費	178,796	191,935	△13,139	26,491	24,900	6,000	121,405	7 報償費 130 8 旅費 3 10 需用費 4,883 11 役務費 442 12 委託料 63,842 13 使用料及び 賃借料 38,284 17 備品購入費 47,351 18 負担金補助 及び交付金 770 19 扶助費 23,091	<b>◎中学校教育振興費 135,080</b> 07報償費 80 ・講師等謝礼 80 08旅費 3 ・特別旅費 3 10需用費 4,883 ・消耗品費 4,511 ・印刷製本費 372 11役務費 442 ・通信運搬費 442 12委託料 45,590 ・G I G Aネットワーク 保守業務 10,698 ・教育用コンピュータ保 守業務 29,892 ・プール授業支援業務 5,000 13使用料及び賃借料 38,284	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車借上料 942</li> <li>・教育用コンピュータ賃借料 1,009</li> <li>・校務用コンピュータ賃借料 36,080</li> <li>・授業目的公衆送信補償金 253</li> <li>17備品購入費 45,028 <ul style="list-style-type: none"> <li>・生徒用図書 1,796</li> <li>・研究用図書 44</li> <li>・公立学校電子機器購入費 43,188</li> </ul> </li> <li>18負担金補助及び交付金 770 <ul style="list-style-type: none"> <li>・佐倉警察署管内学校警察連絡委員会負担金 12</li> <li>・特別支援学級設置校校長会負担金 8</li> <li>・大会派遣事業補助金 750</li> </ul> </li> <li><b>◎中学校教材備品等購入費 1,350</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>17備品購入費 1,350 <ul style="list-style-type: none"> <li>・教材備品 1,350</li> </ul> </li> </ul> </li> <li><b>◎中学校理科教育振興用備品購入費 973</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>17備品購入費 973 <ul style="list-style-type: none"> <li>・理科教育振興用備品 973</li> </ul> </li> </ul> </li> <li><b>◎中学校生徒援助奨励費 23,091</b></li> </ul>	

(款) 9 教育費

(項) 3 中学校費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									19扶助費 23,091 ・要保護・準要保護生徒 就学援助費 18,891 ・特別支援教育就学奨励 費 4,200 <b>◎中学校地域部活動推進事                      業費 18,302</b> 07報償費 50 ・地域部活動推進協議会 委員 50 12委託料 18,252 ・地域部活動推進業務 18,252	
3 学校建設費	5,524	2,948	2,576		4,100		1,424	12 委託料	5,524	<b>◎中学校施設改修事業費 5,524</b> 12委託料 5,524 ・中学校照明等LED化 工事設計業務 5,524
計	275,493	286,332	△10,839	26,491	32,500	6,293	210,209			

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

1 幼稚園費	116,026	158,579	△42,553	25,666			90,360	2 給料	40,437	◎一般職人件費 71,331		
								3 職員手当等	20,037		02給料	40,437
								4 共済費	10,857		・一般職給料	40,437
								7 報償費	16		03職員手当等	20,037
								8 旅費	37	・一般職職員手当	20,037	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							10 需用費	5,626	04共済費	10,857
							11 役務費	626	・共済組合負担金	10,647
							12 委託料	1,462	・再任用職員社会保険料	210
							13 使用料及び 賃借料	1,116	<b>◎幼稚園諸費</b>	<b>5,804</b>
							14 工事請負費	400	07報償費	16
							17 備品購入費	200	・学校評議員報償	16
							18 負担金補助 及び交付金	35,212	08旅費	37
									・特別旅費	37
									10需用費	5,131
									・消耗品費	462
									・印刷製本費	61
									・光熱水費	4,400
									・修繕料	208
									11役務費	615
									・通信運搬費	540
									・手数料	75
									13使用料及び賃借料	5
									・自動車借上料	5
									<b>◎幼稚園施設維持管理費</b>	<b>3,279</b>
									10需用費	495
									・消耗品費	45
									・修繕料	450
									11役務費	11
									・手数料	11
									12委託料	1,462
									・園舎警備業務	396

(款) 9 教育費

(項) 4 幼稚園費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・空調保守点検業務 372</li> <li>・樹木害虫駆除業務 81</li> <li>・樹木伐採業務 79</li> <li>・消防設備保守点検業務 232</li> <li>・浄化槽維持管理業務 175</li> <li>・遊具点検業務 127</li> <li>13使用料及び賃借料 1,111                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・AED賃借料 31</li> <li>・幼稚園送迎用駐車場賃借料 1,080</li> </ul> </li> <li>17備品購入費 200                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般管理備品 200</li> </ul> </li> <li><b>◎幼稚園施設整備事業費 400</b></li> <li>14工事請負費 400                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・幼稚園施設維持管理工事 400</li> </ul> </li> <li><b>◎私立幼稚園運営費補助事業費 879</b></li> <li>18負担金補助及び交付金 879                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・私立幼稚園運営費補助金 879</li> </ul> </li> <li><b>◎子育てのための施設等利用給付事業費 34,333</b></li> <li>18負担金補助及び交付金 34,333                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・子育てのための施設等利用給付交付金 34,333</li> </ul> </li> </ul>	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
計	116,026	158,579	△42,553	25,666			90,360			

## (款) 9 教育費

## (項) 5 社会教育費

1 社会教育総務費	107,569	107,052	517	1,799		148	105,622	1 報酬	6,545	◎一般職人件費	86,050
								2 給料	50,001	02給料	47,051
								3 職員手当等	28,528	・一般職給料	47,051
								4 共済費	14,789	03職員手当等	25,399
								7 報償費	2,510	・一般職職員手当	25,399
								8 旅費	243	04共済費	13,600
								10 需用費	1,646	・共済組合負担金	13,336
								11 役務費	98	・再任用職員社会保険料	264
								12 委託料	1,646	◎会計年度任用職員人件費	12,955
								13 使用料及び賃借料	224	01報酬	5,453
								18 負担金補助及び交付金	1,320	・会計年度任用職員報酬	5,453
								24 積立金	19	02給料	2,950
										・会計年度任用職員給料	2,950
		03職員手当等	3,129								
		・会計年度任用職員手当	3,129								
		04共済費	1,189								
		・共済組合負担金	1,189								
		08旅費	234								
		・費用弁償	234								
		◎社会教育振興費	894								
		01報酬	393								

## (款) 9 教育費

## (項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・社会教育委員 393</li> <li>07報償費 20                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師等謝礼 20</li> </ul> </li> <li>10需用費 122                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費 45</li> <li>・燃料費 46</li> <li>・修繕料 31</li> </ul> </li> <li>18負担金補助及び交付金 359                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県社会教育振興大会参加負担金 21</li> <li>・印旛郡市社会教育委員連絡協議会負担金 54</li> <li>・八街市連合婦人会活動補助金 243</li> <li>・八街市PTA連絡協議会活動補助金 41</li> </ul> </li> <li><b>◎青少年健全育成費 4,755</b></li> <li>01報酬 648                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校運営協議会委員 648</li> </ul> </li> <li>07報償費 2,201                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・青少年相談員 306</li> <li>・講師等謝礼 1,895</li> </ul> </li> <li>10需用費 1,310                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費 1,309</li> <li>・燃料費 1</li> </ul> </li> <li>11役務費 89</li> </ul>	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料 5</li> <li>・保険料 84</li> <li>18負担金補助及び交付金 507</li> <li>・印旛地区青少年相談員 連絡協議会負担金 24</li> <li>・印旛郡市子ども会育成 連合会負担金 20</li> <li>・青少年相談員連絡協議 会活動補助金 360</li> <li>・子ども会育成会連絡協 議会活動補助金 103</li> <li><b>◎芸術文化推進費 712</b></li> <li>07報償費 40 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師等謝礼 40</li> </ul> </li> <li>10需用費 124 <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費 124</li> </ul> </li> <li>13使用料及び賃借料 224 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車賃借料 224</li> </ul> </li> <li>18負担金補助及び交付金 324 <ul style="list-style-type: none"> <li>・八街市文化協会活動補 助金 324</li> </ul> </li> <li><b>◎文化財保護費 2,184</b></li> <li>01報酬 51 <ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財審議会委員 51</li> </ul> </li> <li>07報償費 249 <ul style="list-style-type: none"> <li>・講師謝礼 14</li> </ul> </li> </ul>	

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・文化財調査時謝礼 235</li> <li>08旅費 9</li> <li>・特別旅費 9</li> <li>10需用費 90</li> <li>・消耗品費 58</li> <li>・印刷製本費 32</li> <li>11役務費 9</li> <li>・保険料 9</li> <li>12委託料 1,646</li> <li>・市指定文化財整備業務 1,135</li> <li>・文化財保護周知用立看板設置業務 148</li> <li>・埋蔵文化財掘削業務 363</li> <li>18負担金補助及び交付金 130</li> <li>・文違麦つき踊り保存会活動補助金 65</li> <li>・榎戸獅子舞保存会活動補助金 65</li> <li>◎青少年育成基金費 19</li> <li>24積立金 19</li> <li>・青少年育成基金積立金 19</li> </ul>	
2 公民館費	70,752	107,960	△37,208			1,663	69,089	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 報酬 2,314</li> <li>2 給料 25,683</li> <li>3 職員手当等 14,865</li> <li>4 共済費 7,689</li> <li>7 報償費 880</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>◎一般職人件費 47,332</li> <li>02給料 25,683</li> <li>・一般職給料 25,683</li> <li>03職員手当等 14,277</li> <li>・一般職職員手当 14,277</li> </ul>	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							8 旅費	112	04共済費	7,372
							10 需用費	6,255	・共済組合負担金	7,372
							11 役務費	339	<b>◎会計年度任用職員人件費</b>	<b>3,200</b>
							12 委託料	10,242	01報酬	2,183
							13 使用料及び 賃借料	1,076	・会計年度任用職員報酬	2,183
							14 工事請負費	942	03職員手当等	588
							17 備品購入費	347	・会計年度任用職員手当	588
							18 負担金補助 及び交付金	8	04共済費	317
									・共済組合負担金	317
									08旅費	112
									・費用弁償	112
									<b>◎中央公民館管理運営費</b>	<b>19,278</b>
									01報酬	131
									・公民館運営審議会委員	131
									07報償費	880
									・講師謝礼	880
									10需用費	6,255
									・消耗品費	360
									・燃料費	35
									・食糧費	20
									・印刷製本費	20
									・光熱水費	5,589
									・修繕料	231
									11役務費	339
									・通信運搬費	221
									・手数料	34

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料 84</li> <li>12委託料 10,242                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・エレベーター保守点検業務 594</li> <li>・グランドピアノ保守点検業務 71</li> <li>・印刷機保守点検業務 53</li> <li>・空調設備等保守点検業務 495</li> <li>・警備業務 212</li> <li>・自動ドア保守点検業務 50</li> <li>・消防設備保守点検業務 207</li> <li>・清掃業務 3,685</li> <li>・貯水槽維持管理業務 179</li> <li>・庭園管理業務 330</li> <li>・自家用電気工作物保安管理業務 238</li> <li>・特定建築物定期調査業務 484</li> <li>・舞台機構照明機器保守点検業務 735</li> <li>・夜間管理業務 2,909</li> </ul> </li> <li>13使用料及び賃借料 1,076                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・複写機賃借料 112</li> <li>・AED賃借料 31</li> <li>・放送受信料 19</li> </ul> </li> </ul>	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									・消火器賃借料 37 ・清掃用具賃借料 232 ・バス賃借料 645 17備品購入費 347 ・管理運営用備品 347 18負担金補助及び交付金 8 ・防火管理講習負担金 8 <b>◎中央公民館整備事業費 942</b> 14工事請負費 942 ・施設等改修工事 942	
3 図書館費	141,972	143,661	△1,689		2,400	4,218	135,354	1 報酬 11,324 2 給料 49,224 3 職員手当等 31,931 4 共済費 16,672 7 報償費 30 8 旅費 270 10 需用費 7,894 11 役務費 369 12 委託料 4,672 13 使用料及び賃借料 10,729 14 工事請負費 2,760 17 備品購入費 6,000 18 負担金補助及び交付金 88 26 公課費 9	<b>◎一般職人件費 91,100</b> 02給料 49,224 ・一般職給料 49,224 03職員手当等 27,566 ・一般職職員手当 27,566 04共済費 14,310 ・共済組合負担金 14,201 ・再任用職員社会保険料 109 <b>◎会計年度任用職員人件費 18,251</b> 01報酬 11,263 ・会計年度任用職員報酬 11,263 03職員手当等 4,365 ・会計年度任用職員手当 4,365 04共済費 2,362 ・共済組合負担金 2,362 08旅費 261	

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									・費用弁償	261
									<b>◎図書館管理運営費</b>	<b>29,861</b>
									01報酬	61
									・図書館協議会委員	61
									07報償費	30
									・講師等謝礼	30
									08旅費	9
									・特別旅費	9
									10需用費	7,894
									・消耗品費	2,023
									・燃料費	113
									・印刷製本費	57
									・光熱水費	5,442
									・修繕料	259
									11役務費	369
									・通信運搬費	331
									・保険料	38
									12委託料	4,672
									・T R C 抽出マーク作成 業務	424
									・空調設備保守点検業務	361
									・警備業務	132
									・自動ドア保守点検業務	205
									・小荷物用昇降機保守点 検業務	443
									・消防設備保守点検業務	385

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・清掃業務 2,209</li> <li>・自家用電気工作物保安管理業務 238</li> <li>・特定建築物定期調査業務 275</li> <li>13使用料及び賃借料 10,729 <ul style="list-style-type: none"> <li>・AED賃借料 31</li> <li>・消火器賃借料 19</li> <li>・複合機賃借料 52</li> <li>・TOOL i 使用料 634</li> <li>・図書館システム賃借料 8,420</li> <li>・貸出用電子書籍使用料 1,540</li> <li>・Web版新刊全点案内年間利用料 33</li> </ul> </li> <li>17備品購入費 6,000 <ul style="list-style-type: none"> <li>・貸出用図書等 6,000</li> </ul> </li> <li>18負担金補助及び交付金 88 <ul style="list-style-type: none"> <li>・日本図書館協会負担金 37</li> <li>・千葉県公共図書館協会負担金 11</li> <li>・サピエ図書館負担金 40</li> </ul> </li> <li>26公課費 9 <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車重量税 9</li> </ul> </li> <li><b>◎図書館整備事業費 2,760</b></li> <li>14工事請負費 2,760 <ul style="list-style-type: none"> <li>・図書館屋根等改修工事 2,760</li> </ul> </li> </ul>	

(款) 9 教育費

(項) 5 社会教育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明			
				特定財源			一般財源	区分		金額		
				国県支出金	地方債	その他						
4 郷土資料館費	1,151	1,198	△47				1,151	7 報償費	10	◎郷土資料館管理運営費 1,151		
								8 旅費	19		07報償費	10
								10 需用費	443		・講師謝礼	10
								11 役務費	84		08旅費	19
								12 委託料	423		・普通旅費	7
								13 使用料及び賃借料	167		・特別旅費	12
								18 負担金補助及び交付金	5		10需用費	443
5 市史編さん費	2,675	2,725	△50				2,675	1 報酬	51	◎市史編さん費 2,675		
								7 報償費	1,656		01報酬	51
								10 需用費	283		・市史編さん委員	51
								11 役務費	677		07報償費	1,656
								18 負担金補助及び交付金	8		・市史編さん専門委員	806
										・協力員謝礼	850	
										10需用費	283	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費 181</li> <li>・印刷製本費 102</li> <li>11 役務費 677 <ul style="list-style-type: none"> <li>・通信運搬費 2</li> <li>・筆耕翻訳料 675</li> </ul> </li> <li>18 負担金補助及び交付金 8 <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県史料保存活用連絡協議会負担金 8</li> </ul> </li> </ul>	
計	324,119	362,596	△38,477	1,799	2,400	6,029	313,891			

## (款) 9 教育費

## (項) 6 保健体育費

1 保健体育総務費	66,723	91,384	△24,661			120	66,603	1 報酬	5,925	◎一般職人件費	52,388
								2 給料	26,574	02 給料	26,574
								3 職員手当等	19,381	・一般職給料	26,574
								4 共済費	9,564	03 職員手当等	17,336
								7 報償費	58	・一般職職員手当	17,336
								8 旅費	138	04 共済費	8,478
								10 需用費	849	・共済組合負担金	8,478
								11 役務費	143	◎会計年度任用職員人件費	8,545
								13 使用料及び賃借料	417	01 報酬	5,276
										・会計年度任用職員報酬	5,276
		03 職員手当等	2,045								
		・会計年度任用職員手当	2,045								
		04 共済費	1,086								
		及び交付金									

## (款) 9 教育費

## (項) 6 保健体育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
							26 公課費	31	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 共済組合負担金 1,086</li> <li>08旅費 138</li> <li>・ 費用弁償 138</li> <li><b>◎保健体育総務費 2,211</b></li> <li>01報酬 649                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ スポーツ推進委員 608</li> <li>・ スポーツ推進審議会委員 41</li> </ul> </li> <li>10需用費 409                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消耗品費 27</li> <li>・ 燃料費 106</li> <li>・ 印刷製本費 96</li> <li>・ 修繕料 180</li> </ul> </li> <li>11役務費 73                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 通信運搬費 3</li> <li>・ 保険料 70</li> </ul> </li> <li>18負担金補助及び交付金 1,049                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 印旛郡市スポーツ協会負担金 827</li> <li>・ 印旛郡市スポーツ推進委員連絡協議会負担金 59</li> <li>・ スポーツ推進委員活動補助金 33</li> <li>・ スポーツ振興事業国内遠征激励費 130</li> </ul> </li> <li>26公課費 31</li> </ul>	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									・自動車重量税	31
									<b>◎体育振興費</b>	<b>3,227</b>
									07報償費	18
									・講師等謝礼	18
									10需用費	422
									・消耗品費	422
									11役務費	70
									・保険料	70
									13使用料及び賃借料	123
									・自動車借上料	123
									17備品購入費	123
									・スポーツ行事備品	123
									18負担金補助及び交付金	2,471
									・市スポーツ協会活動補助金	2,025
									・スポーツ少年団活動補助金	405
									・ママさんバレーボール連盟活動補助金	41
									<b>◎学校開放推進費</b>	<b>352</b>
									07報償費	40
									・学校開放運営協議会委員	40
									10需用費	18
									・消耗品費	18
									13使用料及び賃借料	294

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
									・体育館清掃用モップ賃借料 294		
2 学校保健費	23,116	24,390	△1,274			1,299	21,817	1 報酬	6,911	◎学校保健諸費	3,422
								10 需用費	529	18負担金補助及び交付金	3,422
								11 役務費	1,952	・日本スポーツ振興センター災害共済掛金負担金	3,278
								12 委託料	10,302	・印旛郡市学校保健会負担金	44
								18 負担金補助及び交付金	3,422	・印旛郡市保健主事会負担金	20
									・印旛郡市養護教諭会負担金 80		
									◎学校保健管理費	19,694	
								01報酬	6,911		
								・学校医	3,507		
								・学校歯科医	2,143		
								・健康管理医	343		
								・学校薬剤師	214		
								・嘱託医	704		
								10需用費	529		
								・消耗品費	529		
								11役務費	1,952		
								・手数料	1,952		
								12委託料	10,302		
								・環境検査測定業務	220		

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									・健康診断業務 10,075 ・産業廃棄物処理業務 7	
3 体育施設費	36,047	27,864	8,183		11,100	965	23,982	10 需用費 2,282 11 役務費 396 12 委託料 7,384 13 使用料及び賃借料 13,508 14 工事請負費 12,342 15 原材料費 132 22 償還金利子及び割引料 3	◎体育施設維持管理費 23,705 10需用費 2,282 ・消耗品費 77 ・燃料費 24 ・光熱水費 1,626 ・修繕料 555 11役務費 396 ・手数料 396 12委託料 7,384 ・グラウンド等トイレ清掃業務 700 ・グラウンド等緑地維持管理業務 6,169 ・市営グラウンド浄化槽維持管理業務 53 ・市営グラウンド自家用電気工作物保安管理業務 462 13使用料及び賃借料 13,508 ・ゲートボール場土地賃借料 489 ・グラウンドゴルフ場土地賃借料 1,485 ・グラウンド土地賃借料 7,295	

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・榎戸サッカー場土地賃借料 2,249</li> <li>・八街キャンプ場土地賃借料 1,990</li> <li>15原材料費 132                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・グラウンド整備用砂 132</li> </ul> </li> <li>22償還金利子及び割引料 3                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・使用料過年度戻出金 3</li> </ul> </li> <li><b>◎体育施設整備事業費 12,342</b></li> <li>14工事請負費 12,342                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・鉄塔上部照明器具撤去工事 12,342</li> </ul> </li> </ul>	
4 スポーツプラザ費	62,135	55,214	6,921			6,550	55,585	<ul style="list-style-type: none"> <li>1 報酬 5,970</li> <li>2 給料 14,230</li> <li>3 職員手当等 10,084</li> <li>4 共済費 4,880</li> <li>8 旅費 176</li> <li>10 需用費 7,347</li> <li>11 役務費 574</li> <li>12 委託料 15,325</li> <li>13 使用料及び賃借料 3,528</li> <li>18 負担金補助及び交付金 14</li> <li>26 公課費 7</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li><b>◎一般職人件費 26,167</b></li> <li>02給料 14,230                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職給料 14,230</li> </ul> </li> <li>03職員手当等 7,769                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般職職員手当 7,769</li> </ul> </li> <li>04共済費 4,168                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・共済組合負担金 4,168</li> </ul> </li> <li><b>◎会計年度任用職員人件費 9,173</b></li> <li>01報酬 5,970                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員報酬 5,970</li> </ul> </li> <li>03職員手当等 2,315                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・会計年度任用職員手当 2,315</li> </ul> </li> <li>04共済費 712                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・共済組合負担金 712</li> </ul> </li> </ul>	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									08旅費 176 ・費用弁償 176	
									<b>◎スポーツプラザ管理運営費 26,795</b>	
									10需用費 7,347 ・消耗品費 400 ・燃料費 94 ・光熱水費 6,194 ・修繕料 659	
									11役務費 574 ・通信運搬費 321 ・手数料 235 ・保険料 18	
									12委託料 15,325 ・テニスコート保守管理業務 770 ・トレーニング器具保守点検業務 77 ・バスケットゴール保守点検業務 207 ・空調設備保守点検業務 325 ・公共施設予約システム保守管理業務 1,001 ・雑草刈取業務 3,327 ・自動ドア保守点検業務 96 ・受水槽維持管理業務 186	

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・消防設備保守点検業務 367</li> <li>・浄化槽維持管理業務 515</li> <li>・体育館管理業務 3,670</li> <li>・体育館警備業務 264</li> <li>・体育館清掃業務 3,214</li> <li>・自家用電気工作物保安管理業務 352</li> <li>・特殊建築物定期報告書等作成業務 440</li> <li>・遊具点検業務 14</li> <li>・緑地保守管理業務 500</li> <li>13使用料及び賃借料 3,528                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・AED賃借料 31</li> <li>・放送受信料 13</li> <li>・消火器賃借料 33</li> <li>・複合機賃借料 424</li> <li>・用地賃借料 2,912</li> <li>・清掃用具使用料 115</li> </ul> </li> <li>18負担金補助及び交付金 14                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県体育施設協会負担金 6</li> <li>・防火管理講習負担金 8</li> </ul> </li> <li>26公課費 7                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車重量税 7</li> </ul> </li> </ul>	
5 学校給食費	792,041	602,819	189,222	118,364	83,000	173,660	417,017	1 報酬 1,390 2 給料 28,077	◎一般職人件費 55,243 02給料 28,077	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明		
				特定財源			一般財源	区分		金額	
				国県支出金	地方債	その他					
								3 職員手当等	18,650	・一般職給料	28,077
								4 共済費	9,189	03職員手当等	18,087
								8 旅費	31	・一般職職員手当	18,087
								10 需用費	348,069	04共済費	9,079
								11 役務費	3,104	・共済組合負担金	9,079
								12 委託料	363,076	◎会計年度任用職員人件費	2,025
								13 使用料及び 賃借料	195	01報酬	1,330
										・会計年度任用職員報酬	1,330
								14 工事請負費	19,599	03職員手当等	563
								17 備品購入費	599	・会計年度任用職員手当	563
								18 負担金補助 及び交付金	36	04共済費	110
										・共済組合負担金	110
								22 償還金利子 及び割引料	19	08旅費	22
										・費用弁償	22
								26 公課費	7	◎学校給食管理諸費	7,459
										01報酬	60
										・学校給食センター運営 委員	60
										08旅費	9
										・特別旅費	9
										10需用費	926
										・消耗品費	380
										・燃料費	93
										・印刷製本費	378
										・修繕料	75
										11役務費	1,685

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・通信運搬費 860</li> <li>・手数料 807</li> <li>・保険料 18</li> <li>12委託料 2,665                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・口座振替業務 726</li> <li>・学校給食費管理システム運用保守業務 1,886</li> <li>・学校給食センター印刷機保守業務 53</li> </ul> </li> <li>13使用料及び賃借料 61                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・複合機賃借料 61</li> </ul> </li> <li>14工事請負費 1,991                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・空調設備更新工事 1,991</li> </ul> </li> <li>18負担金補助及び交付金 36                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・千葉県学校給食センター研究会負担金 11</li> <li>・ボイラー取扱技能講習負担金 19</li> <li>・危険物取扱者保安講習負担金 6</li> </ul> </li> <li>22償還金利子及び割引料 19                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・給食費過誤納還付金 19</li> </ul> </li> <li>26公課費 7                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・自動車重量税 7</li> </ul> </li> </ul>	
									<ul style="list-style-type: none"> <li>◎調理場維持管理費 185,376</li> <li>10需用費 5,650</li> </ul>	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・修繕料 5,650</li> <li>11 役務費 487 <ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料 487</li> </ul> </li> <li>12 委託料 161,497 <ul style="list-style-type: none"> <li>・ガス蒸発機保守点検業務 69</li> <li>・グリストラップ等清掃業務 500</li> <li>・フォークリフト保守点検業務 126</li> <li>・ボイラーばい煙測定業務 266</li> <li>・ボイラー保守点検業務 2,530</li> <li>・空調設備清掃業務 66</li> <li>・警備業務 423</li> <li>・自動ドア保守点検業務 91</li> <li>・受水槽維持管理業務 302</li> <li>・消防設備保守点検業務 212</li> <li>・浄化槽維持管理業務 82</li> <li>・清掃業務 399</li> <li>・自家用電気工作物保安管理業務 440</li> <li>・廃水処理施設維持管理業務 6,007</li> <li>・排気系統清掃業務 1,000</li> <li>・有害生物防除業務 264</li> </ul> </li> </ul>	

(款) 9 教育費

(項) 6 保健体育費

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									<ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食センター調理場集約化事業 148,720</li> <li>13使用料及び賃借料 134                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・AED賃借料 35</li> <li>・消火器賃借料 99</li> </ul> </li> <li>14工事請負費 17,608                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・調理場施設改修工事 3,000</li> <li>・第一調理場廃水処理施設曝気ブローア更新工事 3,300</li> <li>・第一調理場ボイラー給水配管部品更新工事 3,223</li> <li>・第一調理場廃水処理施設制御盤更新工事 8,085</li> </ul> </li> <li><b>◎調理場給食事業費 541,938</b></li> <li>10需用費 341,493                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・消耗品費 6,406</li> <li>・燃料費 20,355</li> <li>・光熱水費 21,455</li> <li>・賄材料費 293,277</li> </ul> </li> <li>11役務費 932                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・手数料 932</li> </ul> </li> <li>12委託料 198,914                             <ul style="list-style-type: none"> <li>・学校給食調理業務 157,564</li> <li>・学校給食配送業務 31,872</li> <li>・給食残さ処分業務 6,653</li> </ul> </li> </ul>	

(単位：千円)

目	本年度	前年度	比較	本年度の財源内訳			節		説明	
				特定財源			一般財源	区分		金額
				国県支出金	地方債	その他				
									・幼稚園給食供給業務 2,825 17備品購入費 599 ・給食用備品 599	
計	980,062	801,671	178,391	118,364	94,100	182,594	585,004			

## (款)10 災害復旧費

## (項) 1 公共土木施設災害復旧費

1 道路橋りょう災害復旧費	1	1	0				1	14 工事請負費	1	◎道路橋りょう災害復旧事業費 1 14工事請負費 1 ・道路橋りょう災害復旧工事 1
計	1	1	0				1			

## (款)11 公債費

## (項) 1 公債費

1 元金	1,841,317	1,781,902	59,415			85,450	1,755,867	22 償還金利息及び割引料	1,841,317	◎市債償還元金 1,841,317 22償還金利息及び割引料 1,841,317 ・市債元金償還金 1,841,317
2 利息	102,045	76,035	26,010				102,045	22 償還金利息及び割引料	102,045	◎市債償還利息 99,045 22償還金利息及び割引料 99,045 ・市債利息償還金 99,045 ◎一時借入金利息 3,000 22償還金利息及び割引料 3,000

## (款)11 公債費

## (項) 1 公債費

## 第2号報告資料

令和8年度当初予算要求に係る主要事業等について



令和8年度主要事業等の当初予算要求について

<p>教育委員会 事務局名・ 教育機関名</p>	<p>教育総務課</p>	<p>(説明者) 課長 塚本 廣</p>
<p>課等の 現状と課題</p>	<p><b>【現状】</b>            経常的な事業の予算は、必要最小限の予算編成となっている中で、適正に予算執行を行っている。            また、教育施設の工事等に関する事業は、計画的に整備を行っているが、突発的かつ緊急性の高い工事等が発生し、予算が不足する場合は、予算の流用等により対応している。</p> <p><b>【課題】</b>            増加傾向にある教育施設の維持管理や、老朽化対策、環境改善対策等に対する事業費については、令和7年3月に改訂した八街市教育施設長寿命化計画に基づき、計画的・継続的に予算を要求する必要がある。            また、今年度実施した学校の在り方地域懇談会の意見等を踏まえ、八街市立学校の適正配置等検討委員会を設置し、本市の将来を展望した学校のあり方について、幅広い見地から検討し、方向性を見出すため、今後の配置計画の策定及び教育環境整備の進め方、規模の特性を生かした教育活動のあり方等の議論を進める必要がある。</p>	
<p>令和8年度の 主要事業等概要 (予算要求概要)</p>	<p>令和8年度の経常的な事業の予算は、必要最小限の予算を要求した。            主な枠外要求の主要事業は以下のとおり。(詳細は別紙参照)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>◇報償費 市立学校の適正な配置検討委員報償</li> <li>◇委託料 小学校照明等LED化工事設計業務(八街東小学校) 中学校照明等LED化工事設計業務(八街中央中学校)</li> <li>◇工事請負費 二州小学校体育館屋根改修工事 川上小学校気中開閉器更新工事 川上小学校井戸ポンプ更新工事 小学校消防用設備不良改修工事 八街中学校火災報知器更新工事</li> </ul>	
<p>添付資料</p>	<p>なし</p>	

令和8年度主要事業等の当初予算要求について

<p>教育委員会 事務局名・ 教育機関名</p>	<p>学校教育課 (教育センター、 教育支援センター)</p>	<p>(説明者)  課長 榊原 岳</p>
<p>課等の 現状と課題</p>	<p>【現状】 予算編成については、市の財政状況を鑑み、必要最小限としており、適正に執行している。</p> <p>【課題】 不登校児童生徒に対しては手厚い支援が必要であるため、将来的に教育支援センターや会計年度任用職員の配置等については、より充実を図る必要がある。</p> <p>日本スポーツ振興センター災害共済掛金については、法律の規定に基づき、一部を保護者から徴収することとなった。負担割合は、児童生徒が4割、幼稚園児が6割とし、要保護・準要保護児童生徒は免除する。</p>	
<p>令和8年度の 主要事業等概要 (予算要求概要)</p>	<p>令和7年度当初比3,055万9千円減の5億5,053万5千円を歳出予算要求します。</p> <p>通学路安全対策事業費については、朝陽小学校において、心のケアを目的にスクールバス運行を継続します。合わせて、発着所に警備員を配置し、道路横断時等における児童生徒の安全確保を徹底します。また、二州小学校において、児童の安全確保を図るため、スクールバス運行を継続します。</p> <p>小・中学校のプール授業支援業務については、水泳授業を民間業者に委託することで、天候に左右されない安定した授業ができること、教職員の授業業務が削減され、働き方改革にも繋がることから継続します。中学校の水泳授業は、全4校の1・2学年を対象に実施します。</p> <p>小・中学校の教材備品等購入費及び理科教育振興用備品購入費については、小・中学校の教育振興費消耗品費の一部を振り替え、増額しました。</p> <p>中学校地域部活動推進事業費については、令和7年度に展開していた野球、陸上、剣道、演劇各部に、柔道、卓球、男子バレー、吹奏楽各部が新たに参加します。令和8年度は、国の部活動改革実行期間初年度であり、受益者負担金の徴収と合わせて、国及び県の財政支援を受けて、体制を構築します。なお、要保護・準要保護生徒の受益者負担金は、中学校生徒援助奨励費において扶助します。</p>	
<p>添付資料</p>	<p>なし</p>	

令和8年度主要事業等の当初予算要求について

<p>教育委員会 事務局名・ 教育機関名</p>	<p>社会教育課</p>	<p>(説明者) 課長 富谷 のり子</p>
<p>課等の 現状と課題</p>	<p><b>【現状】</b>          経常的な事業の予算は、必要最小限の予算編成となっており、適正に予算を執行している。          放課後子ども教室の運営については、県補助金を活用している。          文化財保護法で定められた業務は適宜実施しており、史跡整備事業については令和5年度から6か年計画にて実施している。</p> <p><b>【課題】</b>          各種事業への参加者数は、年々微増の傾向は見られるもののコロナ禍前の水準までは回復していない状況である。参加者数の回復・増加を図るためには、社会教育関係団体等とさらなる連携を図っていく必要がある。          また、令和8年度社会教育振興大会講師料の確保が見込めないため、大会内容について社会教育委員と連携を図り見直す必要がある。          文化財保護事業において、文化財指定後の史跡整備等については補助対象とならないが、長期・継続的に実施する必要がある。</p>	
<p>令和8年度の 主要事業等概要 (予算要求概要)</p>	<p>令和8年度の経常的な事業の予算は、これまで実施してきた各種施策を最小限の経費で要求した。          経常的な業務の他、複数年度にわたる調査・整備計画に基づいて、指定文化財等の史跡整備業務を順次実施している。          なお、枠外要求の主要事業は、以下のとおり。</p> <p>○文化財保護費          ◇報償費          ・有識者による調査等謝礼</p> <p>第2次教育振興基本計画にて、市指定に向けた新たな取組を目標としている。この関連調査を新規事業として位置づけ枠外要求した。</p>	
<p>添付資料</p>	<p>なし</p>	

令和8年度主要事業等の当初予算要求について

<p>教育委員会 事務局名・ 教育機関名</p>	<p>スポーツ振興課</p>	<p>(説明者) 課長 宮内 英史</p>
<p>課等の 現状と課題</p>	<p><b>【現状】</b>            経常的予算は、必要最小限の予算編成となっており、計画的な予算執行を行なう必要がある。            社会体育施設については市営運動場6施設、キャンプ場等の管理、運営を行なっているが各施設ともに老朽化による劣化が進んでいるため計画的な整備が必要となる。</p> <p><b>【課題】</b>            グラウンド等の通常の維持管理の他、老朽化に伴う各施設の修繕、改修が必要であるため計画的、継続的に予算要求を行なう必要がある。            また、今後においては市の財政状況や人口減少による施設利用者の減少を考慮しながら各施設のあり方について検討する必要がある。</p>	
<p>令和8年度の 主要事業等概要 (予算要求概要)</p>	<p>○体育振興費            ・負担金補助及び交付金 2,471千円            各団体へ活動補助金を交付することにより、各団体の主催により大会、教室が開催されることにより、スポーツの振興、地域コミュニティの活性化を図る。            市スポーツ協会活動補助金 2,025千円            市スポーツ少年団活動補助金 405千円            ママさんバレーボール連盟活動補助金 41千円</p> <p>○体育施設整備事業費            ・工事請負費            鉄塔上部照明器具撤去工事            12,342千円            令和8年4月からの中央・南部グラウンドの夜間照明休止に伴い、照明器具等の保守点検業務を実施しないことから、劣化・腐食により器具等が落下することが予想されるため、危険な器具等の撤去工事を行なう。</p>	
<p>添付資料</p>	<p>なし</p>	

令和8年度当初予算要求に係る主要事業等について

<p>教育委員会 事務局名・ 教育機関名</p>	<p>中央公民館</p>	<p>(説明者) 菅沼 邦夫</p>
<p>課等の 現状と課題</p>	<p><b>【現状】</b>                      経常的な事業の予算は、必要最小限の予算編成となっており、適正に予算執行を行っている。                      また、施設工事等に関する事業は、計画的に整備を行いたいが、予算の確保が難しいのが現状である。                      なお、施設及び設備の老朽化が著しく、突発的かつ緊急性の高い修繕・工事により予算不足が生じることがあり、流用等により対応している。</p> <p><b>【課題】</b>                      生涯学習の場を提供し、教育文化活動を展開するのは公民館の重要な役割であることから、市民のニーズや時代にあった主催事業を展開していく必要がある。                      また、施設の維持管理、老朽化対策等に係る事業費が増加傾向にあり、財源不足による経費削減を余儀なくされているが、今後も各種計画に基づいて継続的に予算要求していく必要がある。</p>	
<p>令和8年度の 主要事業等概要 (予算要求概要)</p>	<p>令和8年度の経常的な事業の予算は必要最小限の予算を要求。</p> <p>その他、枠外要求の主要事業は以下のとおり。</p> <p><b>【枠外要求】</b></p> <p>○整備事業費</p> <p>◇工事請負費</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・消防用設備（感知器）改修工事</li> </ul>	
<p>添付資料</p>	<p>なし</p>	



令和8年度主要事業等の当初予算要求について

<p>教 育 委 員 会 事 務 局 名 ・ 教 育 機 関 名</p>	<p>郷土資料館</p>	<p>(説明者) 館長 青柳 好宏</p>
<p>課 等 の 現 状 と 課 題</p>	<p><b>【現状】</b>            経常的な事業の予算は、必要最小限の予算編成となっており、適正に予算の執行を行っている。            郷土資料館管理業務については、令和3年度から引き続き、中央公民館2階の中会議室にて展示業務を行い、収蔵資料についても分散管理を行っている。            また、市史編さん業務では令和8年度に予定していた『八街市史 資料編 近世三』の刊行を、予算の都合により令和10年度に繰り下げ、調査日程・予算等を再調整し、業務に取り組んでいる。</p> <p><b>【課題】</b>            令和3年度に設置された「八街市郷土資料館のあり方等庁内検討会議」において、目下検討中である「必要な設備を備えた郷土資料館を適した立地に整備する」ことが喫緊の課題である。</p>	
<p>令 和 8 年 度 の 主 要 事 業 等 概 要 ( 予 算 要 求 概 要 )</p>	<p>令和8年度の郷土資料館管理運営費の予算は、例年と同様に必要最小限の予算編成で要求。            当該予算内、前年度予算の「企画展用ポスター・チラシ印刷費」を「企画展冊子印刷費」へ切替えて要求した。これは、令和7年度に開催した企画展「戦争と八街」が好評を博し、図録刊行を要望する声が多く寄せられたことから、企画展の内容を冊子として再編し、図録「戦争と八街(仮)」の作成・刊行するため、予算を切替えたものである。            また、市民の郷土に対する関心を深める機会として、令和7年度に引き続き、石器作り講座・古文書講座を開催するとともに、歴史講座シリーズの動画(弥生時代編)を作成し、WEB等により公開する予定である。            市史編さん事業については、経常予算内で『八街市史 資料編 近世三』を令和10年度に刊行するため、調査における専門委員と協力員の報償費について組替えるとともに、近世専門部会の調査を主体に事業を実施することとした。            なお、予算要求の微減については。財政健全化の取組みのひとつとして、経常的に実施している写真資料のデジタル化及び借用している古文書等の複製(合冊上製本)作成を削減したことによるものである。            その他、枠外要求なし。</p>	
<p>添 付 資 料</p>	<p>なし</p>	

令和8年度当初予算要求に係る主要事業等について

<p>教育委員会 事務局名・ 教育機関名</p>	<p>八街市スポーツプラザ</p>	<p>(説明者) 所長 宮内 英史</p>
<p>課等の 現状と課題</p>	<p><b>【現状】</b>                      経常的予算については必要最小限の要求とし、通年型予算として適正に執行している。                      一方で、開場（平成4年度）から30年以上が経過しており、経年劣化に伴う設備等の故障が散見される状況にある。</p> <p><b>【課題】</b>                      上記の故障対応以外にも、施設・設備のアップデートが求められているほか、敷地内樹木の計画的な伐採を行う必要がある。                      また、夏季の猛暑による健康リスクの高まりや、災害時の指定避難所としての役割強化の観点から、八街市スポーツプラザには空調設備の導入が不可欠となっている。</p>	
<p>令和8年度の 主要事業等概要 (予算要求概要)</p>	<p>経常的予算で、大幅な増減が生じた案件は以下のとおり。</p> <p>○公共施設予約システム ▲715千円</p> <p>令和8年10月1日より、現在のシステムから八街市LINEシステムへ移行するため減額。</p> <p>○工事請負費 ▲774千円</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・蓄電池交換工事 295千円</li> <li>・非常用発電機バッテリー交換</li> <li>・スポーツプラザ医務室空調工事 479千円</li> </ul>	
<p>添付資料</p>	<p>なし</p>	

令和8年度主要事業等の当初予算要求について

<p>教育委員会 事務局名・ 教育機関名</p>	<p>学校給食センター</p>	<p>(説明者) 所長 吉野 輝彦</p>
<p>課等の 現状と課題</p>	<p><b>【現状】</b> ・必要最小限の予算編成となっており、適正に予算を執行している。</p> <p><b>【課題】</b> ・長引く物価高騰による食材料費への影響が大きく、市の負担が増大している。</p> <p>・調理場施設・設備等の老朽化が著しく、修繕や工事、調理機器等の更新が必要となっている。 また、今後、実施する調理場の集約化計画について、効率的な管理・運営が行える仕様を選定する必要がある。</p>	
<p>令和8年度の 主要事業等概要 (予算要求概要)</p>	<p>○学校給食管理諸費 7,459 千円 (前年度 1,475 千円の増) (工事請負費) 事務室空調設備更新工事 1,991 千円</p> <p>○調理場維持管理費 185,376 千円 (前年度 160,626 千円の増) (委託料) 学校給食センター調理場集約化事業 148,720 千円 (工事請負費) 第一調理場排水施設曝気ブロアー更新工事 3,300 千円 第一調理場ボイラー給水配管部品更新工事 3,223 千円 第一調理場廃水処理施設制御盤更新工事 8,085 千円</p> <p>○調理場給食事業費 541,938 千円 (前年度 24,227 千円の増) (賄材料費) 給食用賄材料費 293,053 千円 (委託料) 学校給食調理業務 157,564 千円 学校給食配送業務 31,872 千円</p>	
<p>添付資料</p>	<p>なし</p>	

## 令和 7 年度 全国学力・学習状況調査 八街市小中学校の結果概要

## 1 調査の目的

- ・義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図る。
- ・学校における児童生徒への教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てる。
- ・そのような取組を通じて、教育に関する継続的な検証改善サイクルを確立する。

## 2 調査対象学年・調査日・調査内容・時間・調査形式

調査対象 学年	調査日	調査内容 ※1	時間	調査 形式
小学校 第6学年	令和7年4月17日(木)	国語科	各教科 45分	PBT ※3
		算数科		
		理科		
	令和7年4月18日(金)～令和7年4月30日(水) のうち1日を学校ごとに指定して実施	質問調査 ※2	20分 程度	CBT ※4
中学校 第3学年	令和7年4月17日(木)	国語科	各教科 50分	PBT
		数学科		
		理科		
		令和7年4月14日(月)～令和7年4月17日(木) のうち1日を学校ごとに指定して実施	質問調査	25分 程度

※1 「調査内容」の教科に関する調査の出題範囲は、調査する学年の前学年までに含まれる指導事項を原則とし、出題内容は、それぞれの学年・教科に関して、以下のとおりとなっています。

- ①身に付けておかなければ後の学年等の学習内容に影響を及ぼす内容や、実生活において不可欠であり常に活用できるようになっていることが望ましい知識・技能等
- ②知識・技能を実生活の様々な場面に活用する力や、様々な課題解決のための構想を立て実践し評価・改善する力等
- ③調査問題では、上記①と②を一体的に問うこととする。

※2 「質問調査」は以下のとおりとなっています。

- ①児童生徒に対する調査・・・学習意欲、学習方法、学習環境、生活の諸側面等に関する調査
- ②学校に対する調査・・・指導方法に関する取組、人的、物的な教育条件の整備の状況等に関する調査

※3 「PBT」とは、「Paper Based Testing (ペーパーベースドテスト)」の略で、紙ベースの試験方法のことを指します。

※4 「CBT」とは、「Computer Based Testing (コンピューター・ベースド・テスト)」の略で、主にコンピューターを使って行われる試験方法のことを指します。八街市では、一人一台端末を使用し、文部科学省 CBT システム (MEXCBT) によるオンライン方式で実施しました。

調査問題や質問調査の内容は、下の URL の「国立教育政策研究所」の HP で閲覧できます。

URL: <https://www.nier.go.jp/25chousa/25chousa.html>

### 3 小学校第6学年の調査結果

#### (1) 各教科の全国平均の正答率との比較

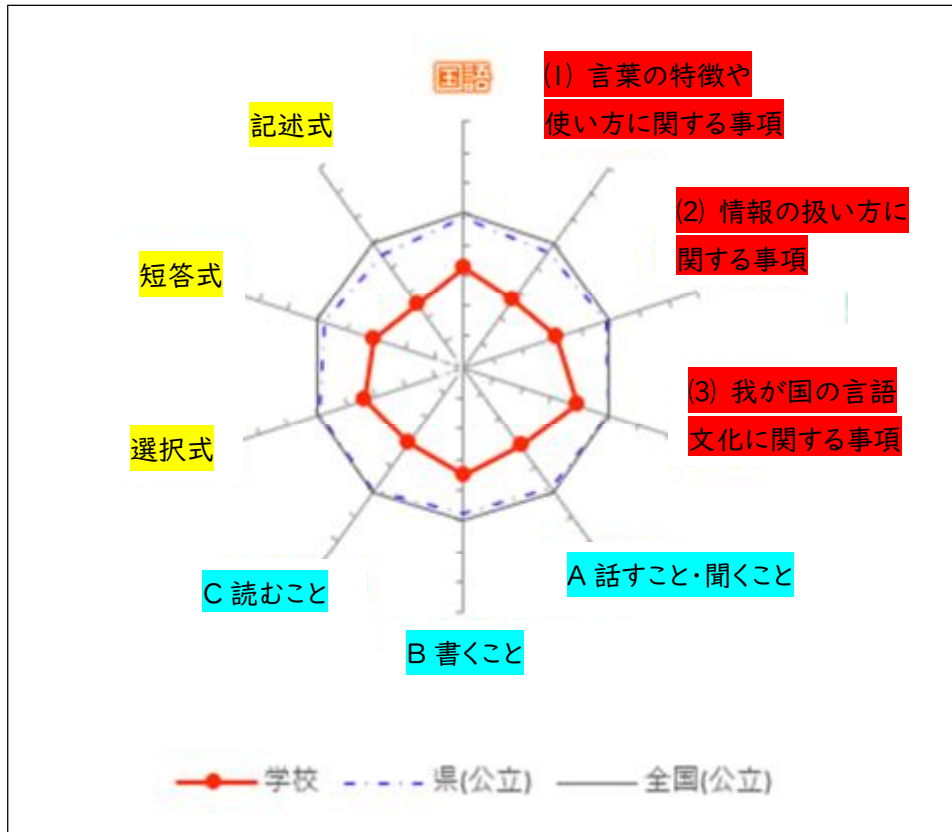
全国平均の正答率と比較して、以下の範囲で評価基準を設定し、各教科を評価した。

A: +5%以上 B: +4.9%～-4.9% C: -5%以下

国語科	C	算数科	C	理科	C
-----	---	-----	---	----	---

#### (2) 各教科の分析

##### ①国語科



##### <成果>

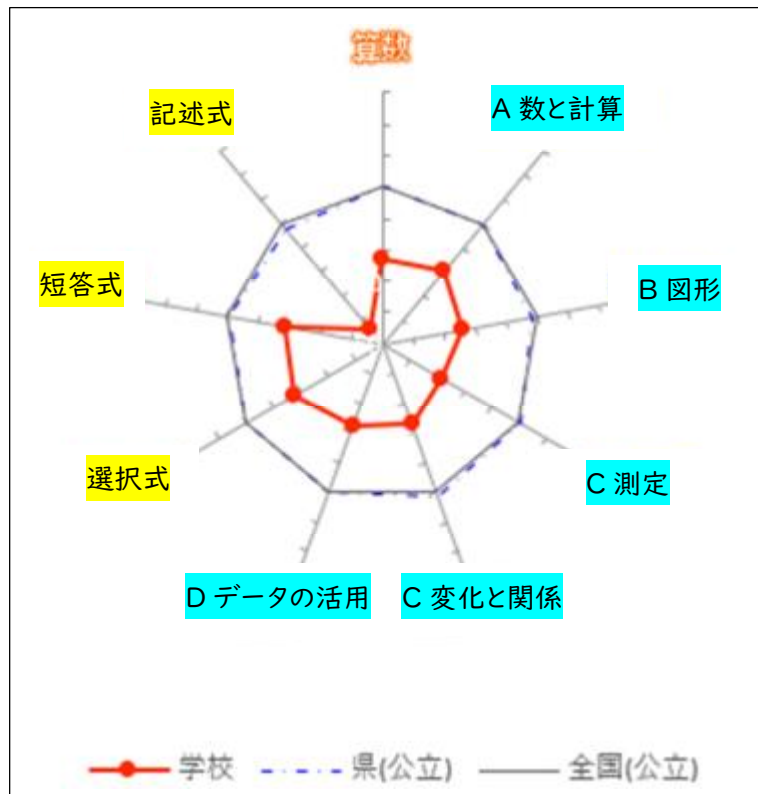
全国平均の正答率と比較して大きな差が認められなかったのは、「選択式」、「B 書くこと」の図表などを用いて、自分の考えが伝わるように書き表し方を工夫することができるかどうかをみる問題でした。日々の読書、音読等の学習により、問題や選択肢を正しく読み取る力が発揮されました。

##### <課題>

全国平均の正答率を下回った問題は、「短答式」、「(1) 言葉の特徴や使い方に関する事項」の「あついに、水でぬらして首にまくと、ずずしく感じます。」の「あつい」を漢字で書く問題でした。ICT 機器の普及により漢字を書くことから離れていることなどが原因として考えられます。

「読むこと」、「記述式」の目的に応じて、文章と図表を結び付け、必要な情報を見つけて記述で答える問題の正答率も、全国平均より下回っていて、無解答の児童も多く見られました。条件に合った文章を書くなど、様々な文章を書く練習が必要だと考えられます。

②算数科



<成果>

全国平均の正答率と比較して大きな差が認められなかったのは、「選択式」、「B 図形」の角をつくる二つの辺をそれぞれのばした図形の角の大きさを比べる問題(下の図1参照)でした。ICT 機器やデジタル教科書などを活用したことにより、二つの辺を伸ばしても、角の大きさは変わらないことについて理解することができました。

<課題>

全国平均の正答率を下回った問題は、「記述式」、「B 図形」の五角形の面積を求めるために五角形を二つの図形に分割し、それぞれの図形の面積の求め方を書く問題です。基本図形に分割する力や面積の求め方を式や言葉を用いて記述する力などが十分に身に付いていないことが要因として考えられます。

「選択式」、「D データの活用」の簡単な二次元の表から、条件に合った項目を選ぶ問題の正答率も全国平均より下回っていました。算数科に限らず、社会科等の授業における図表やグラフなどの読み取り方を学ぶ機会も活用して、様々な二次元の表を正しく理解する力を付ける必要があると考えます。

図1

(3) わかなさんは、図1の⑥の角と図2の⑬の角の大きさを比べています。  
 図2の⑬の角をつくっている2つの辺は、図1の⑥の角の2つの辺をそれぞれのばしたものです。

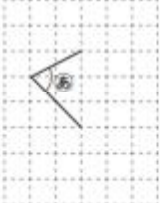


図1

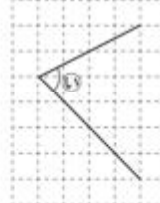
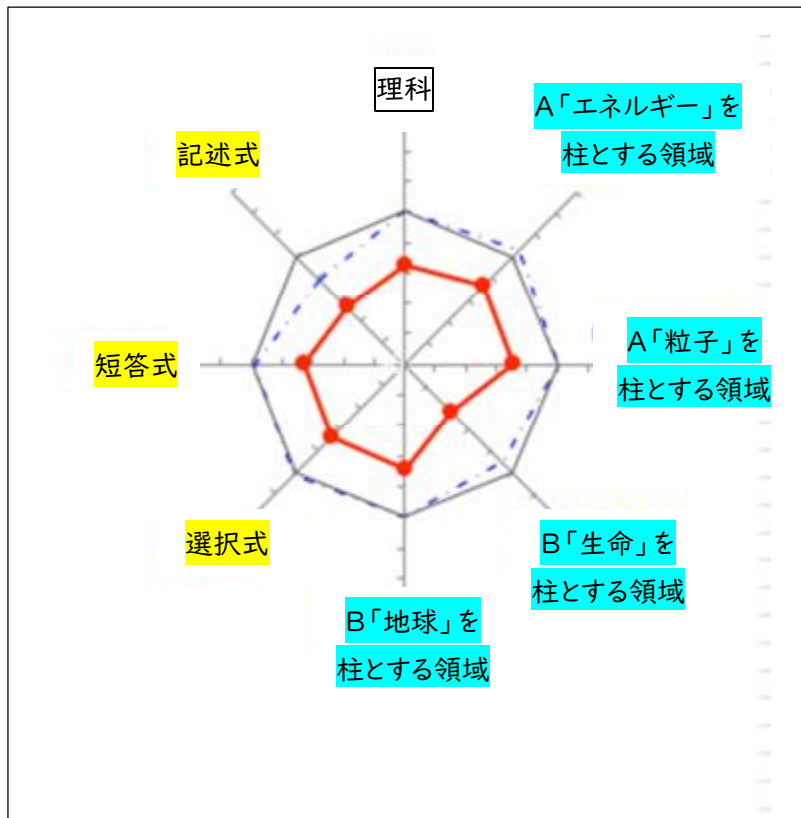


図2

⑥の角と⑬の角の大きさについて、どのようなことがわかりますか。

③理科



<成果>

全国平均の正答率と比較して大きな差が認められなかったのは、「選択式」「A「粒子」、  
「エネルギー」を柱とする領域』のアルミニウム、鉄、銅の性質に当てはまるものを選ぶ問題  
(下の図2参照)でした。わかりやすい実験と結果であることが要因として考えられます。

「短答式」、「A「エネルギー」を柱とする領域』の電磁石の磁力を強めるためには、コイルの  
巻き数をどうすればよいかを記述する問題も、全国平均の正答率と比較して大きな差が認め  
られません。多く児童がこの問題の実験をしているため、理解が深まり、正答率が上がった  
のだと考えられます。

<課題>

全国平均の正答率を下回った問題は、「短答式」、「B「生命」を柱とする領域』のへちまの  
花のおしべとめしべについて選び、花粉がめしべにつくことを何というか答える問題です。おし  
べとめしべを逆に選んでいた、受粉という言葉が書けなかったりする誤答が多い傾向にあり  
ました。

図2

(1) アルミニウム、鉄、銅の性質について、下の 1 から 4 までの中  
からそれぞれ 1 つ選んで、その番号を書きましょう。同じ番号を  
選んでもかまいません。

- 1 電気を通し、磁石じしやくに引きつけられる。
- 2 電気を通し、磁石に引きつけられない。
- 3 電気を通さず、磁石に引きつけられる。
- 4 電気を通さず、磁石に引きつけられない。

## 4 中学校第3学年の調査結果

### (1) 各教科の全国平均の正答率との比較

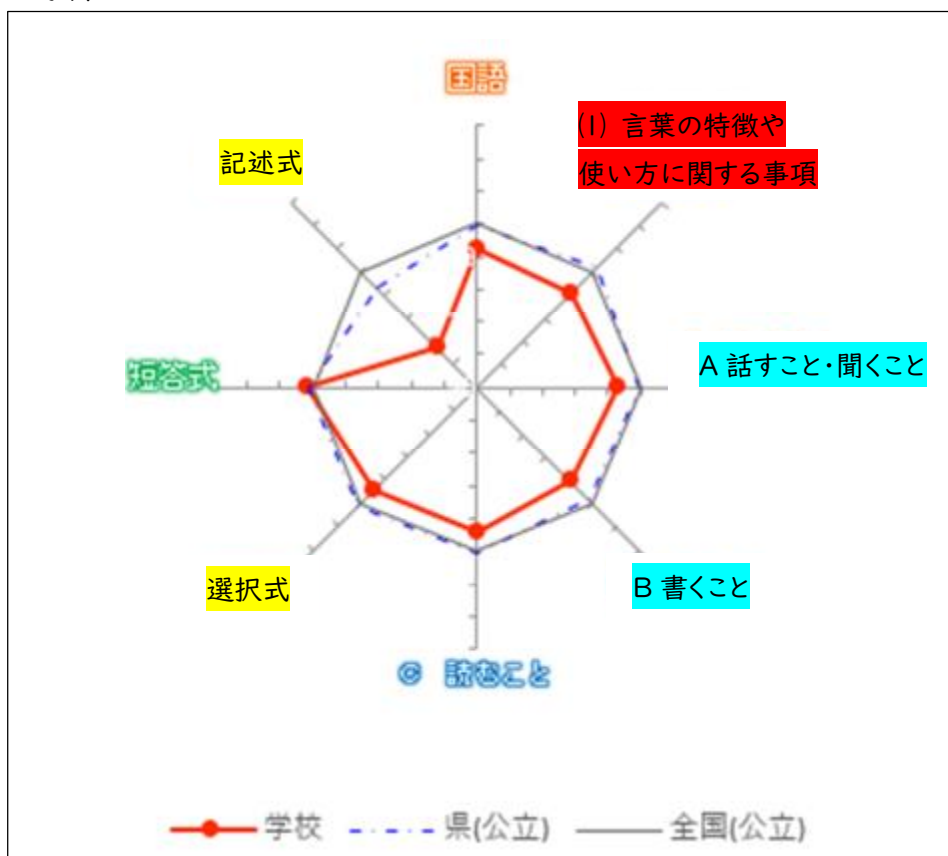
全国平均の正答率と比較して、以下の範囲で評価基準を設定し、各教科を評価した。

A: +5%以上 B: +4.9%～-4.9% C: -5%以下

国語科	B	数学科	C	理科	B
-----	---	-----	---	----	---

### (2) 各教科の分析

#### ①国語科



#### <成果>

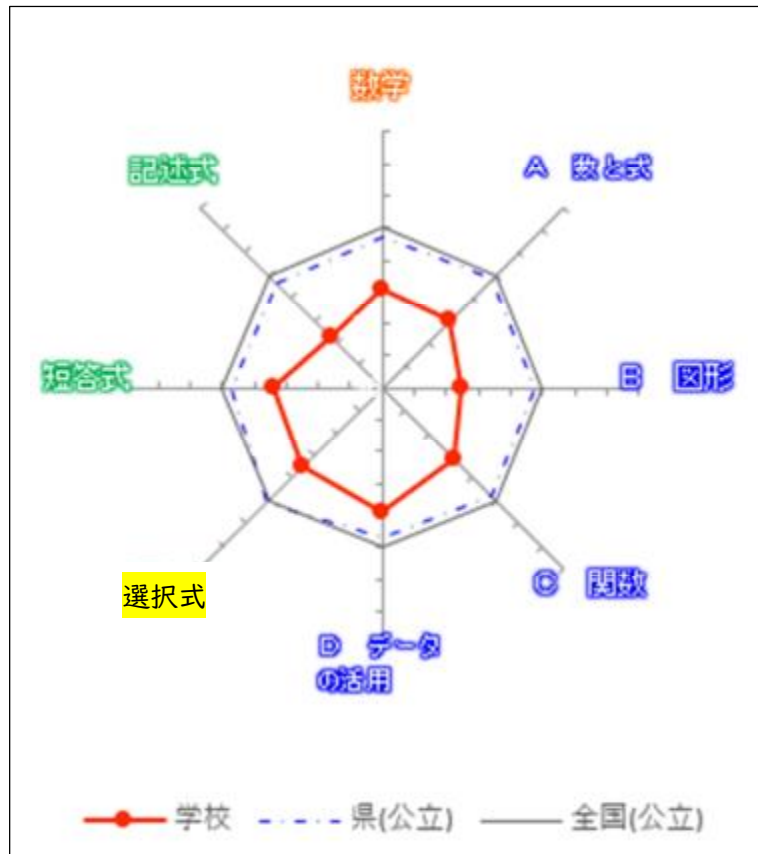
全国平均の正答率を上回った問題は、「短答式」、「B 書くこと」の手紙の下書きを見直し、誤って書かれている漢字(専門的)を見付けて修正する(専門的)問題でした。誤った漢字があるという前提で出題されていますが、普段から文章を書く際に漢字を極力使おうという意識が正答率を上げる要因になったと考えます。

「選択式」、「A 話すこと、聞くこと」のスライドを使ってどのように話しているのかを説明したものとして適切なものを選択する問題も全国平均の正答率を上回りました。学習の中で、資料やICT機器を用いて、自分の考えが分かりやすく伝わるように表現を工夫してきた経験が正答率を高めた要因になったと考えます。

#### <課題>

全国平均の正答率を下回った問題は、「記述式」、「B 書くこと」の決められた複数の条件を満たして文章を書く問題でした。文字数や書き手の立場、文章中に入れなければならないキーワードなど、様々な条件で練習をする必要であると考えます。

②数学科



<成果>

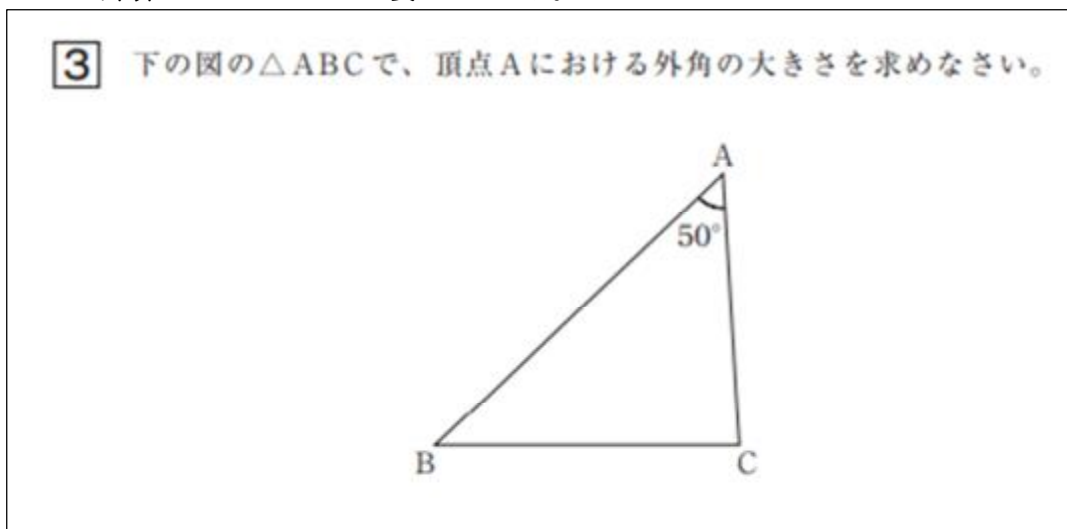
全国平均の正答率と比較して大きな差が認められなかった問題は、「短答式」、「A 数と式」の連続する二つの3の倍数の和が9の倍数になるとは限らないことの説明を完成させる問題です。正答率が高かったことから、繰り返し計算を試みる粘り強さや問題の意図を読み取る力などが身に付いていると言えます。

<課題>

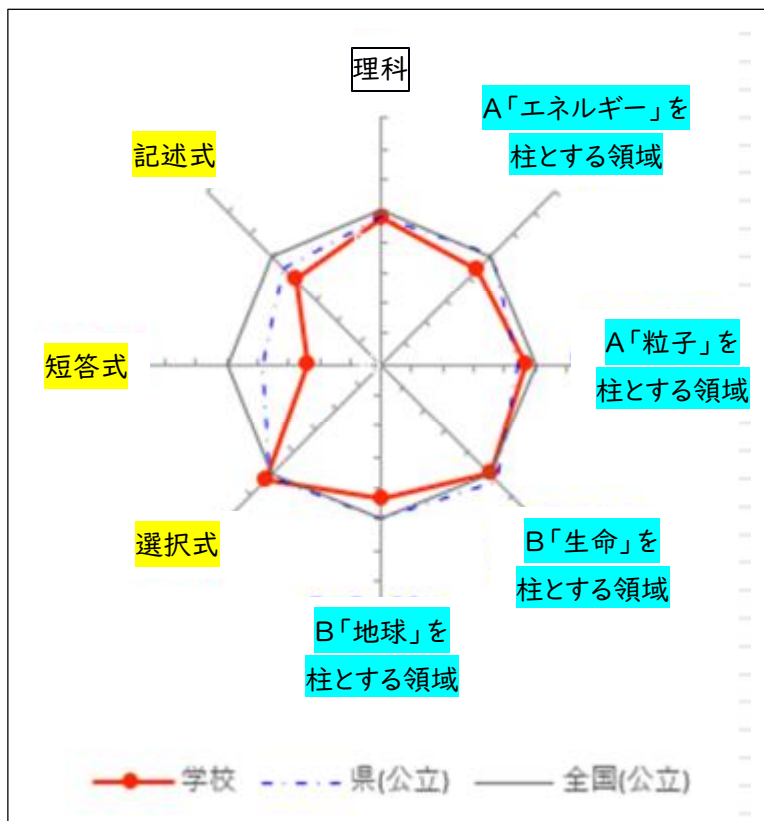
全国平均の正答率を下回った問題は、「記述式」、「B 図形」の平行四辺形の図形の証明の問題です。複雑な問題文を読み取り、すべて記述で解答する問題のため、難易度が高い問題でした。そのため、無回答率も高くなりました。

三角形ABCにおいて、 $\angle A$ の大きさが $50^\circ$ のときの頂点Aにおける外角の大きさを求める問題(下の図3参照)も、全国平均の正答率を下回りました。多角形の外角の意味を理解し、 $180^\circ - 50^\circ$ の計算をできることが必要となります。

図3



③理科



<成果>

全国平均の正答率を上回った問題は、22問中6問ありました。理科への関心、意欲や知識、理解が高いことが伺えます。今年度から中学校の理科はIRT(※5)スコアをベースに示したことから、より正確な調査結果となりました。

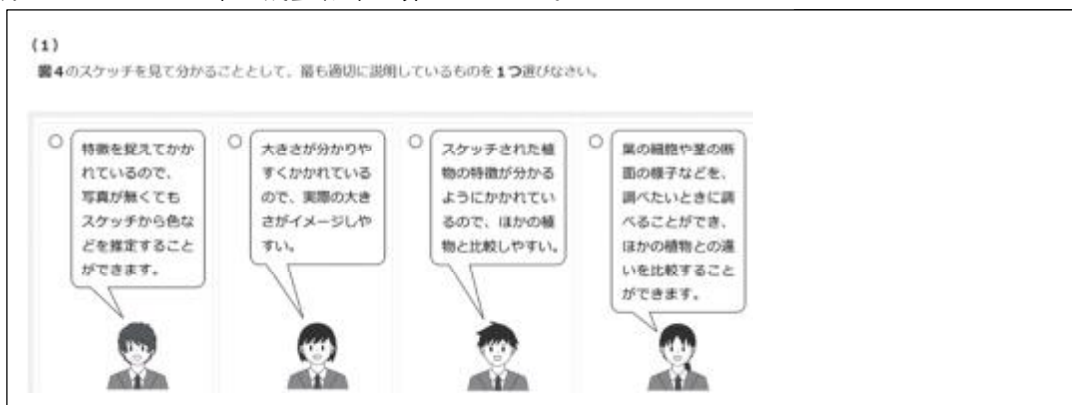
全国平均の正答率を大きく上回った問題は、「選択式」、「『生命』を柱とする領域」の「ノジグク」のスケッチから分かるスケッチの技能について、適切なものを選択する問題(下の図4参照)です。スケッチに関する知識及び技能が身に付いていることが伺えます。

<課題>

全国平均の正答率を下回った問題は、「短答式」、「『粒子』を柱とする領域」の塩素の元素記号を記述する問題でした。実験を通じて塩素の特徴を理解したり、普段の生活の中で塩素が使われているものに興味をもったりすることが中心となり、塩素の元素記号を覚えるところまでは関心がなかったことが伺えます。

※5 IRTとは、Item Response Theoryの略で、児童生徒の正答・誤答が、問題の特性(難易度、測定精度)によるのか、児童生徒の学力によるのかを区別して分析し、児童生徒の学力スコアを推定する統計理論を指します。異なる問題からなるテストの結果や、異なる集団で得られたテストの結果を互いに比較することでより正確な調査結果を算出できます。

図4



## 5 質問調査（第2期八街市教育振興基本計画の調査に基づいて抽出）

指標	学校種	R6	R7
課題解決に向けて自分で考え、自分から取り組む児童・生徒の割合	小学校	80.0%	78.9%
	中学校	80.4%	73.0%
外国人児童・生徒に対して、PC・タブレットなどのICT機器を用いて学習活動の支援を週1回以上行った学校の割合	小学校	100.0%	100.0%
	中学校	62.5%	62.5%
生徒指導アンケートにおける自己肯定感評価 （「自分には良いところがあると思いますか」）	小学校	80.7%	83.5%
	中学校	76.0%	82.5%
普段の生活の中で幸せを実感した児童・生徒の割合	小学校	85.1%	89.0%
	中学校	86.2%	86.3%
PC・タブレットなどのICT機器を勉強に1時間以上使っている児童・生徒の割合（授業時間以外で1日当たりの時間。遊びの時間は除く。）	小学校	28.1%	42.5%
	中学校	17.2%	35.1%

## 6 クロス集計（※6）考察

※6 クロス集計とは、教科の調査結果と質問調査の回答を組み合わせたデータ分析で、両者の関連性を統計的に考察することです。教科の調査結果において、正答率が高い傾向にある児童・生徒の質問調査の回答を考察しました。

- ◎先生によいところを認めてもらえていると感じている児童・生徒ほど、正答率が高い傾向にあります。
- ◎家に本がたくさんある児童・生徒ほど、正答率が高い傾向にあります。
- ◎PCやタブレットを使って、いろいろなこと（文章を書く、情報を収集する、図形を作成する、発表スライドを作る）ができると感じている児童・生徒ほど、正答率が高い傾向にあります。
- ◎総合的な学習の時間に自分で課題を立てて情報を集め整理して、調べたことを発表するなどの学習活動に取り組んでいたと感じている児童・生徒ほど、正答率が高い傾向にあります。
- ◎勉強が得意、好きだと感じている児童・生徒ほど、正答率が高い傾向にあります。
- ◎問題の解き方が分からないときは、あきらめずにいろいろな方法を考える児童・生徒ほど、正答率が高い傾向にあります。
- ◎記述の問題をあきらめずに最後まで書こうと努力する児童・生徒ほど、正答率が高い傾向にあります。

## 7 まとめ

- ・小学校の国語科と算数科は、全国平均の正答率よりも下回る問題が多いことがわかりました。中学校は、国語科や理科で、全国平均の正答率と比較して、上回る問題がありました。これらの結果を八街市内の小中学校と共有し、各小中学校での授業改善に役立てることにより、一層の学力向上を図っていきます。
- ・学力向上と自己肯定感、ICT技能、読書習慣等には、関連がある傾向が読み取れました。各小中学校の学習や活動、生活に活用するよう周知を図ったり、家庭学習や家庭環境等の改善に向けて保護者に広げたりしていきます。

## **8 参考資料**

- ・令和7年度全国学力・学習状況調査リーフレット

URL:[https://www.mext.go.jp/content/20250214-mxt\\_chousa02-000039626-01.pdf](https://www.mext.go.jp/content/20250214-mxt_chousa02-000039626-01.pdf)

- ・文部科学省国立教育政策研究所ホームページ

URL:<https://www.nier.go.jp/kaihatsu/zenkokugakuryoku.html>